

第二期岐阜県地域福祉支援計画

平成21年3月

岐阜県

目 次

第 1 章	はじめに	
	(1)計画の性格	1
	(2)計画の期間	1
	(3)他の福祉関係計画との関係	2
	(4)計画の構成	3
	(5)策定にあたっての基本的な考え方	5
	(6)平成 20 年度・審議経過	7
第 2 章	地域福祉をとりまく状況	
	(1)福祉をとりまく情勢	9
	(2)地域福祉の推進について	15
	(3)本県地域福祉の推進現況（第 1 期岐阜県地域福祉支援計画の成果と課題）	23
	(4)制度外サービスの提供状況	26
第 3 章	理念・施策体系・推進体制	
	(1)理念（目指すべき将来像）	29
	(2)施策体系	31
	(3)推進体制	33
第 4 章	基本施策 1 支え合いの地域力を高める『環境づくり』	
	(1)市町村地域福祉計画の策定・実践支援	・ 36
	(2)地域での支え合い活動の発展支援	・ 39
	(3)社協機能の強化支援	・ 53

第5章	基本施策2 地域福祉を担う『人づくり』	
	(1) 支え合う福祉の「心」の醸成	・ 57
	(2) 地域での支え合いを担う人材の育成	・ 62
	(3) 福祉を担う人材の確保・資質の向上	・ 69

第6章	基本施策3 地域福祉サービスの『基盤づくり』	
	(1) 福祉サービスの質の向上支援	・ 82
	(2) 専門的相談機関の充実及び広域的・重層的な相談対応ネットワークの整備	89
	(3) 福祉サービス利用者の権利・利益の保護	・ 93

第7章	参考資料	
	(1) 岐阜県地域福祉支援計画策定委員会	・ 100
	(2) 参考資料	
	・ 地域福祉計画の策定及び実践について	・ 102
	・ 日常生活圏域の実情（中学校区単位のイメージ）	・ 112

第1章

はじめに

(1) 計画の性格

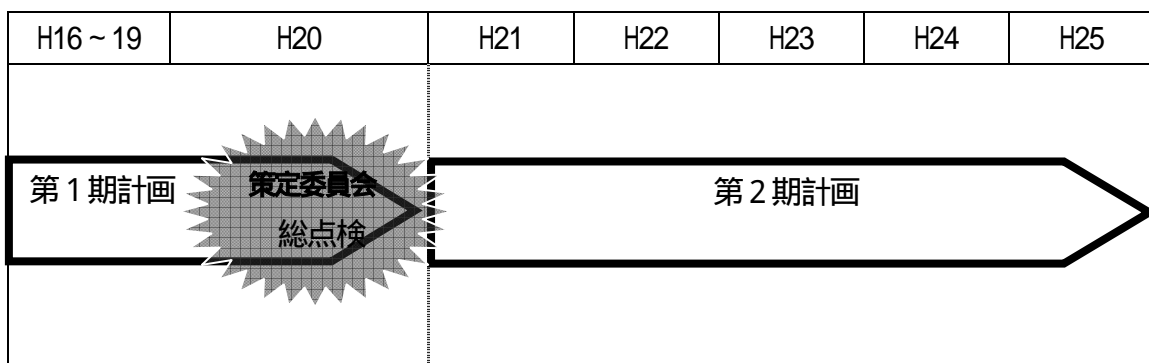
本計画は、社会福祉法第108条の規定に基づき、市町村地域福祉計画の達成のため、各市町村を通ずる広域的な見地から市町村の地域福祉推進を支援するため策定することとされている「都道府県地域福祉支援計画」として策定するものです。

また、平成16年3月に策定した「岐阜県地域福祉支援計画」は、平成21年3月末に計画期間が満了するため、その第二期計画として、福祉現場の声等を踏まえて各施策を総点検のうえ策定するものです。

(2) 計画の期間

この計画の期間は、平成21年度から平成25年度までの5年間とします。

なお、市町村が策定する市町村地域福祉計画の内容、他の福祉関係計画の見直しや、社会情勢の変化等を踏まえ、適宜必要な見直しを行います。



(3)他の福祉関係計画との関係

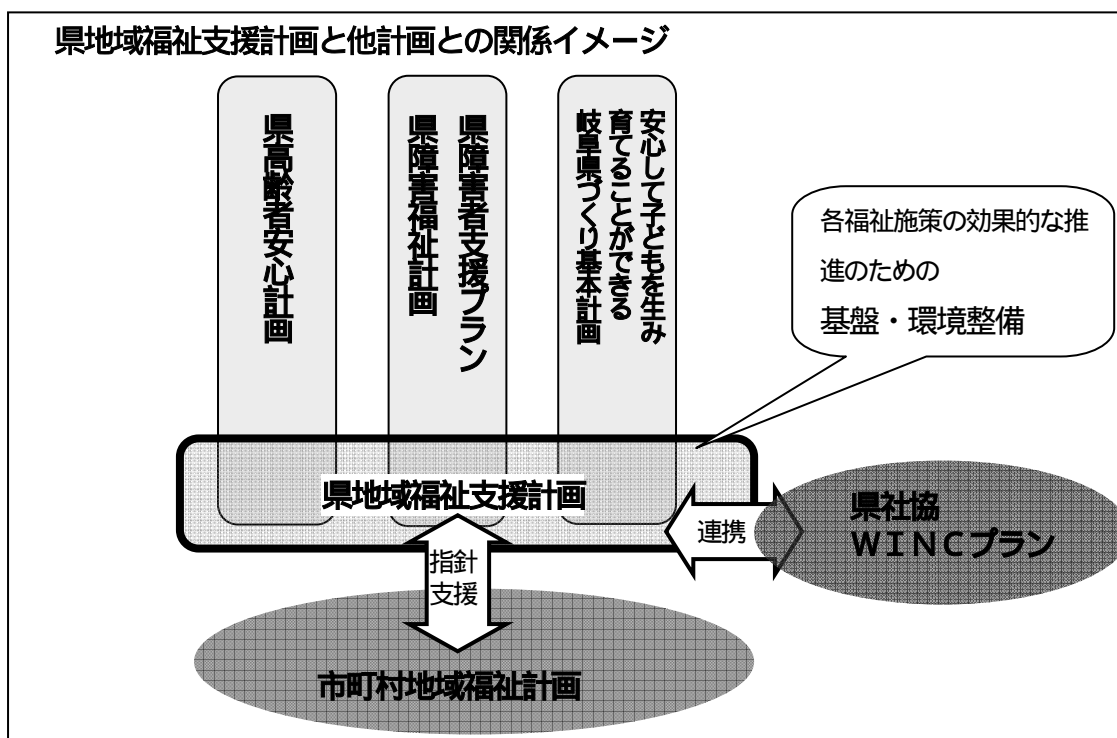
本計画は、「岐阜県高齢者安心計画」、「岐阜県障害者支援プラン」、「岐阜県障害福祉計画」、「安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくり基本計画」など他の福祉関係計画による各施策の効果的な推進のための基盤・環境整備を担うものです。

また、他の福祉関係計画に規定された施策のうち、「地域」との視点から共通する施策を連結・体系化するとともに、計画相互の隙間を埋める役割を担います。

なお、「岐阜県地域防災計画」とは、一部内容を共有するなど相互に密接な連携を図りながら、災害時の要援護者支援対策を推進する関係にあります。

県以外が策定する計画との関係としては、市町村が市町村地域福祉計画を策定・改定するうえでの指針としての性格を持っています。

また、県社会福祉協議会が策定する「WINCプラン」(注)とは、相互に密接な連携を図りながら本県地域福祉を推進する関係にあります。



(注)平成19年3月策定。「ともに支える安心なまち」を基本目標に、住民参加による地域福祉活動の推進など5つの基本的な方向と、先駆的・開拓的な事業・活動の開発、施行、提案など3つの視点のもと、平成19年度から23年度までの5年間で取り組む県社協の事業と目指すべき組織・経営について定めた計画

W:「Well-being(その人らしい自立生活)」

I:「Inclusion(福祉サービスを必要とする人を社会の一員として包み、支え合う)」

N:「Normalization(共生)+Network(連携)」

C:「Community(地域)+Collaboration(協働)」

の4つをキーワードに、「21世紀に、岐阜県に、県民に、福祉関係者にウイंकしながら、豊かでほほ笑みのある福祉社会」を目指す。

(4) 計画の構成

社会福祉法第108条と国策定指針で計画に盛り込むべきとされた項目を基に、第2章では本県地域福祉の推進にあたっての課題を整理しました。

第3章では、本計画の理念を設定し、理念の実現に向けて3つの基本施策、9つの施策を掲げています。なお、この9施策は第2章で整理した9課題とも対応し、さらには社会福祉法と国策定指針で盛り込むべきとされた項目とも整合するものとなっています。

第4章～6章では、9つの施策を21の細施策・事業に分け、21細施策・事業毎に現状と課題を分析のうえ、県として今後の取り組み方針を設定しました。

社会福祉法第108条

「都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 一 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 三 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項」

国策定指針：平成14年1月28日付け「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について」 P4参照

第2章

・地域福祉推進にあたっての課題を整理し、9課題を抽出

第3章

・計画の理念の設定
・9課題への対策として、9施策（3基本施策）を掲げる。

第4章

・9施策を21細施策・事業に分類

第5章

・21細施策・事業毎に現状と課題を分析のうえ、今後の

第6章

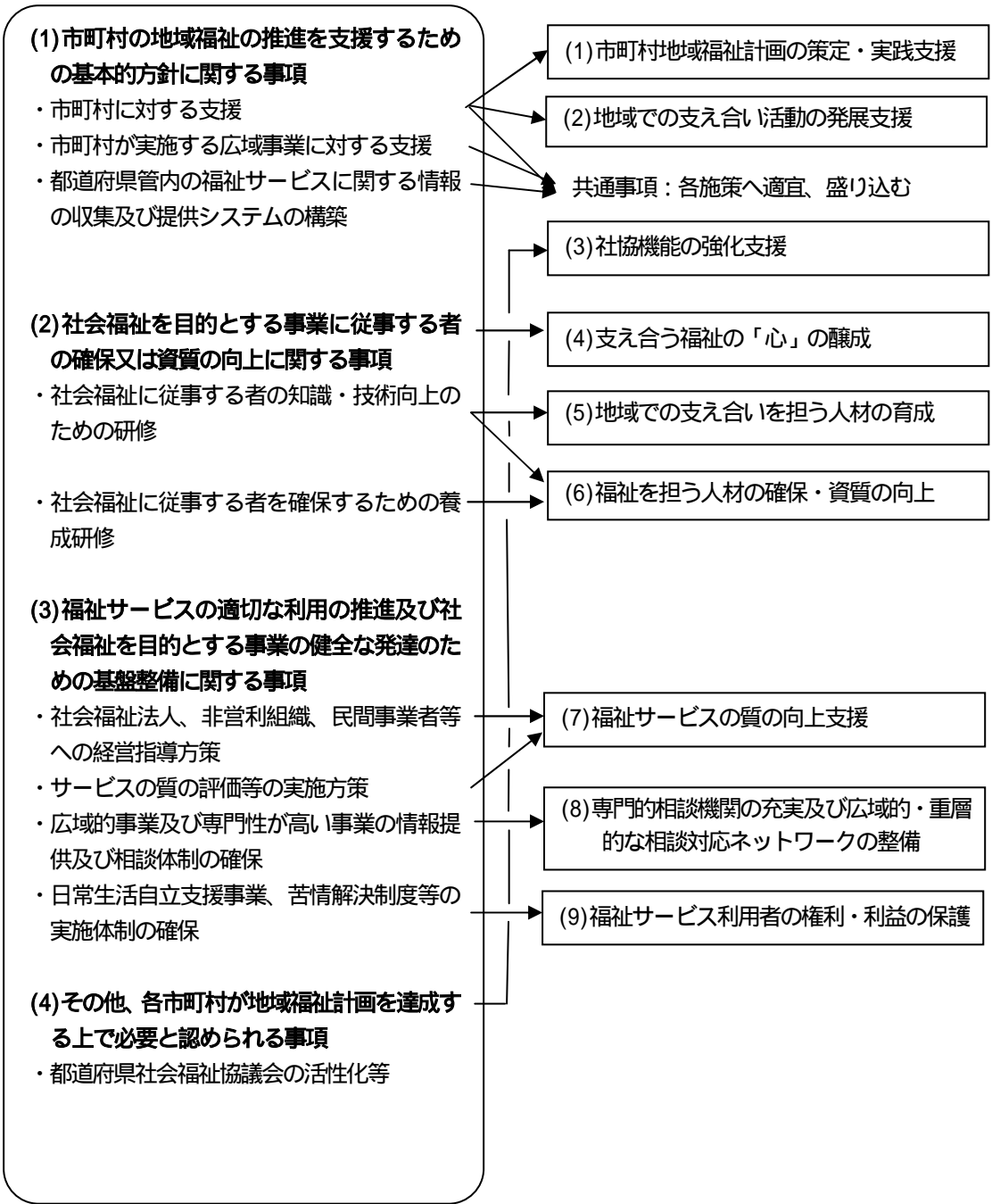
方針を設定

社会福祉法と国策定指針を基に、地域福祉推進にあたっての課題を9つに整理
9課題への対策として、9施策を設定

社会福祉法・国策定指針



本県地域福祉推進の課題とその対策（施策）



(5)策定にあたっての基本的な考え方

「現場の声」をもとにした計画策定

岐阜県地域福祉支援計画策定委員会（委員長：小林月子・岐阜大学教授）の構成委員は、実際に現場で活躍されている方々を中心に、幅広く選任させていただきました。

加えて、5圏域毎に地域会議を開催（各2回）し、すべての42市町村はもとより、県内の各界各層の福祉関係者からの現場の声・意見の集約に努めました。

	開催回数
岐阜県地域福祉支援計画策定委員会	3
岐阜県地域福祉支援計画WG	4
圏域別地域福祉推進協議会（地域会議）	10
パブリックコメント	-

厳しい財政環境の中、県民協働による福祉サービスの充実

厳しい財政環境にあって、地域の福祉課題が増大かつ多様化・複雑化・潜在化・深刻化するなか、本県福祉サービスを充実させていくためには、幅広い県民、県内関係機関・団体の理解と、協力・協働体制の構築が不可欠です。

「現場の声」をもとにした本計画は、幅広い県民の理解と協力・協働による本県福祉サービスの充実・発展を図るものです。

各主体の役割分担の明確化による効果的・効率的な地域福祉推進体制の整備

各施策・事業における今後の取り組み方針の策定にあたっては、各主体の役割と責任を整理したうえで、県の役割を明らかにしました。

例えば、地域での支え合いによる制度外サービスの整備・充実施策にあたっては、地域での住民の方々による自主的・自発的な取り組みを基本としつつ、市町村地域福祉計画等をもとに、市町村と市町村社会福祉協議会が計画的に住民活動を支援してい

く推進体制の整備が必要です。

このため県の役割としては、市町村と市町村社会福祉協議会による市町村地域福祉計画等の策定から、その実践としての地域での支え合いによる制度外サービスの整備・充実までの一連の取り組みに対し、県社会福祉協議会との連携のもと、切れ目無くトータルで後方支援（バックアップ）する体制を整えることであることを明確にしました。

(6)平成20年度・審議経過

5月12日 第1回・岐阜県地域福祉支援計画策定委員会WG
・骨子案等の検討



7月14日 第1回・岐阜県地域福祉支援計画策定委員会
・骨子案等の審議



8月 第1回・圏域別地域福祉推進協議会（地域会議）
・施策・計画素案等の検討 8/21 西濃、8/22 岐阜、8/27 飛騨、8/28 東濃、8/29 中濃



8月25日 第2回・岐阜県地域福祉支援計画策定委員会WG
・骨子案等の検討



9月19日 岐阜県議会・平成20年第4回定例会 骨子案等の説明会
・骨子案等の審議



10月31日 第3回・岐阜県地域福祉支援計画策定委員会WG
・施策・計画素案等の検討



11月27日 第2回・岐阜県地域福祉支援計画策定委員会
・施策・計画素案の審議



12月1日～1月8日 パブリックコメント
・計画案に対する意見募集



12月 第2回・圏域別地域福祉推進協議会（地域会議）
・計画案の検討 12/17 西濃、12/19 中濃・東濃、12/22 岐阜、12/24 飛騨



1月22日 第4回・岐阜県地域福祉支援計画策定委員会WG
・計画案の検討



2月9日 第3回・岐阜県地域福祉支援計画策定委員会
・計画案の審議



3月 岐阜県議会・平成21年第1回定例会
・計画案の審議・議決

本計画では、次のとおり略称で表記することとします。

- ・民生委員・児童委員及び主任児童委員 「民生委員」
- ・社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会 「県社会福祉協議会」又は「県社協」
- ・社会福祉法人市町村社会福祉協議会 「市町村社会福祉協議会」又は「市町村社協」

特に第4章、第5章、第6章においては、原則として、本文(「1現状・経緯」、「2課題」、「3方針」)では「県社会福祉協議会」又は「市町村社会福祉協議会」と表記し、それ以外(「 」又は「 」で始まる具体的施策、表、イメージ図等)では「県社協」又は「市町村社協」と表記することとします。

- ・市町村・支部社会福祉協議会又は地区社会福祉協議会 「支部社協」
- ・社会福祉法人岐阜県福祉事業団 「県福祉事業団」
- ・社会福祉法人岐阜県共同募金会 「県共同募金会」
- ・平成14年1月28日付け社会保障審議会福祉部会「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について(一人ひとりの地域住民への訴え)」 「国策定指針」

本計画では、次のとおり略称で表記することがあります。

- ・岐阜県地域福祉支援計画 「県計画」
- ・岐阜県ボランティア・市民活動支援センター 「県ボランティアセンター」
- ・市町村地域福祉計画 「市町村計画」
- ・社会福祉事業者 「事業者」
- ・社会福祉協議会 「社協」

地域での支え合い活動(団体)について

- ・住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていく(地域福祉推進の目的)ために、地域住民が主体的に取り組む地域(在宅)の要支援者に対する制度外の福祉サービス提供活動(団体)については、本計画では主に「地域での支え合い活動(団体)」と表現することとします。

第4章、第5章、第6章での具体的施策の実施主体の表記について

- ・県による取り組みを「 」、県以外による取り組み(県はこの取り組みを支援)を「 」で表記し、施策実施にあたっての役割分担を一層明確にすることとします。

第2章

地域福祉をとりまく状況

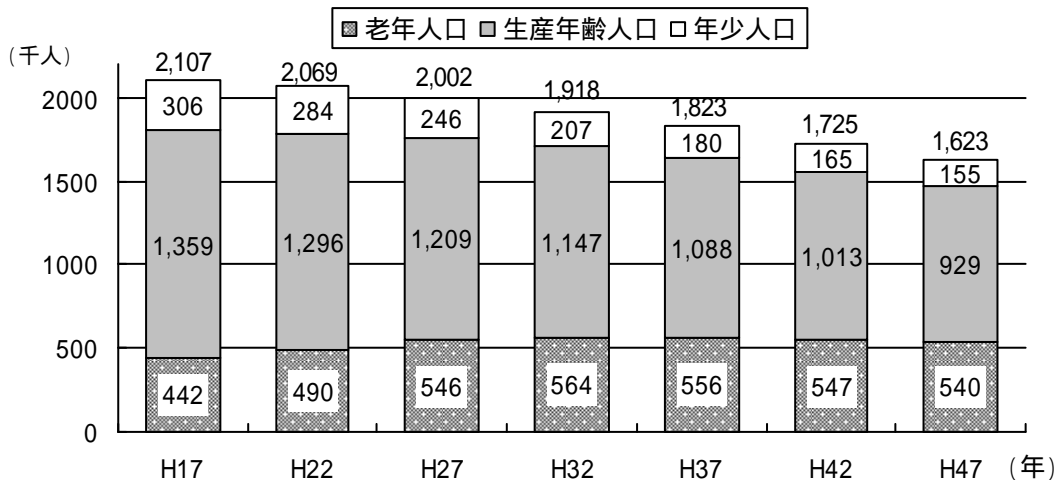
(1) 福祉をとりまく情勢

人口減少・高齢化の進行

本県の人口は、平成17年に減少に転じました。今後も、少子化の影響を受けて人口の減少は続き、平成47年には現在の約210万人よりも約50万人少ない約160万人へと大きく減少し、特に生産年齢人口が急激に減少していくと見込まれます。

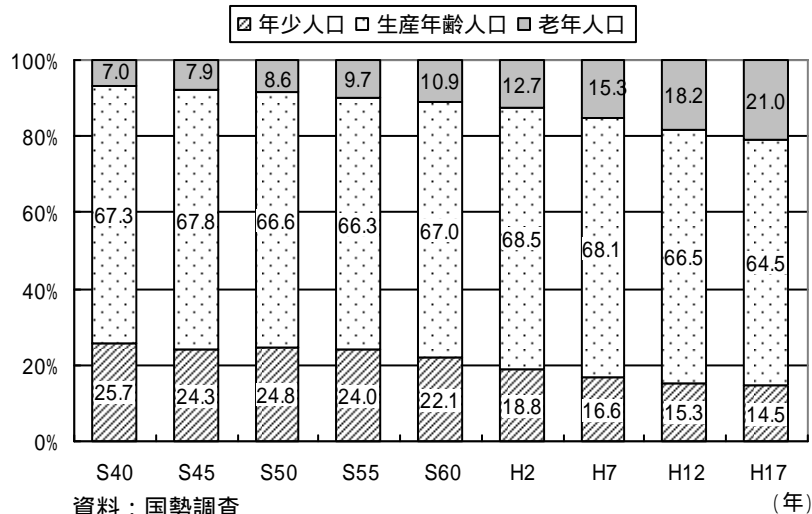
また、人口の減少がつづく一方で、65歳以上の人口は、平成32年まで急増します。

資料1 岐阜県の人口推移



資料：国勢調査、推計値は岐阜県人口・少子化問題研究会の推計（基本パターン）による

岐阜県の年齢別人口割合の推移



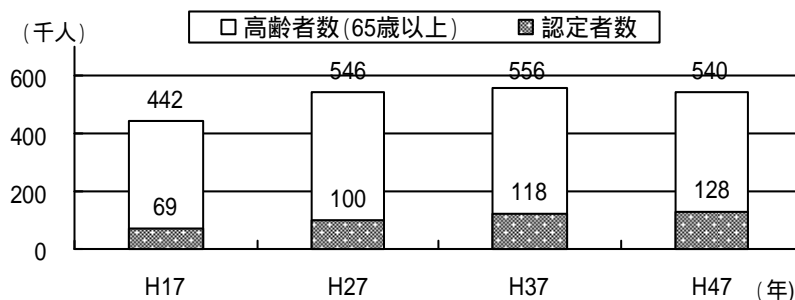
資料：国勢調査

福祉サービスの提供を必要とする要支援者の増加

高齢化の進展にともなって、介護を要する高齢者の数は年々確実に増加を続け、平成 17 年の約 6 万 9 千人から、平成 47 年には、ほぼ倍の約 12 万 8 千人に及ぶとも推計されます。

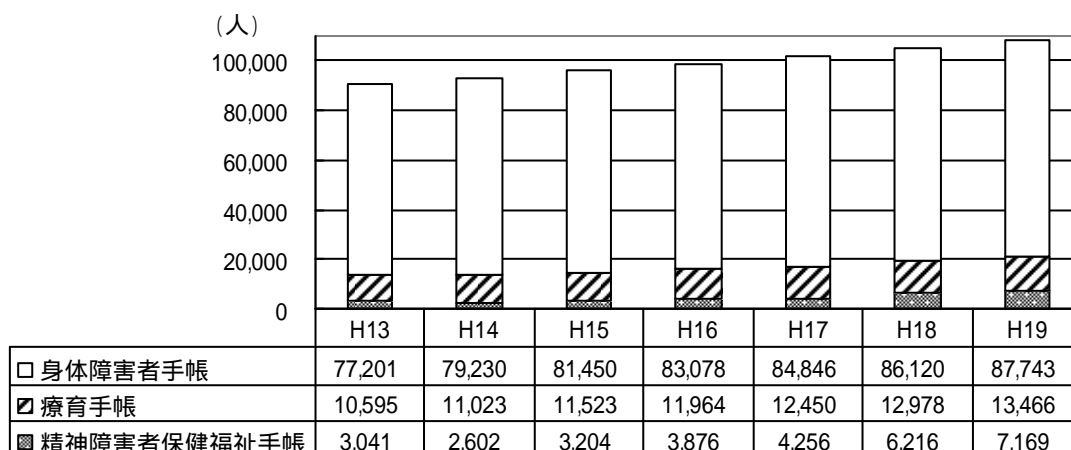
また、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者数とともに、発達障がい者として支援が必要とされる方の数も年々増加しています。

資料 2 岐阜県の高齢者数・要介護（要支援）者認定者数の長期推移



資料：介護給付費実態調査、国勢調査、岐阜県将来構想研究会推計

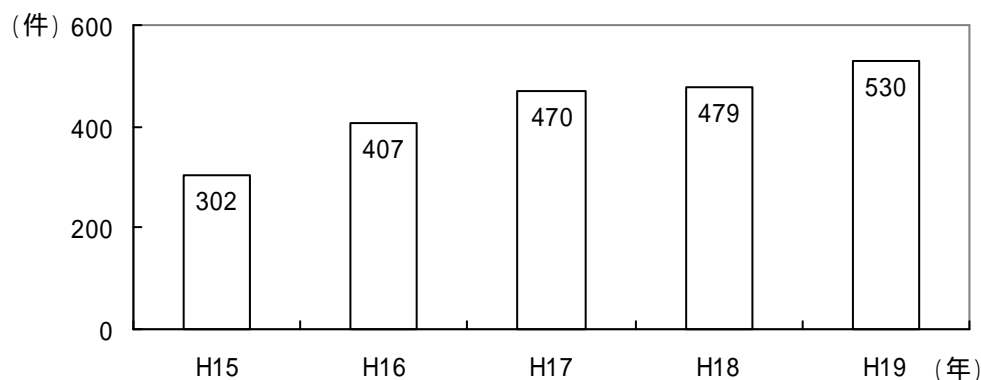
資料 3 岐阜県の障がい分野各手帳所持者数



(注) 精神障害者保健福祉手帳のH13の数値は有効期限切れも含む

資料：県まとめ

資料 4 岐阜県における児童虐待の状況（子ども相談センター対応件数）



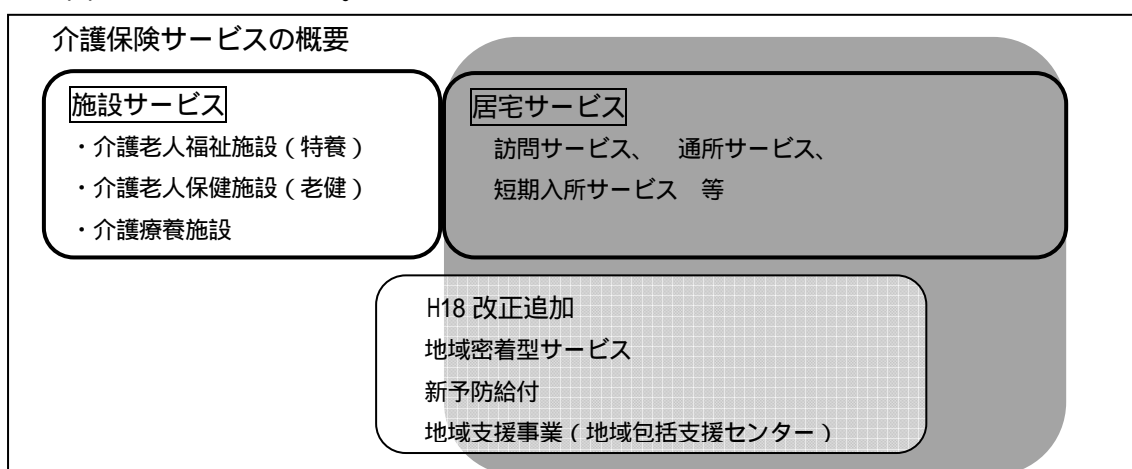
資料：県まとめ

各分野における制度改正 ～「施設」から「地域(在宅)」重視

1)高齡福祉分野

平成 12 年に介護保険法が施行され、事業者から提供される様々な介護サービスを利用者が選択できる仕組みがつけられました。制度の定着にともない、高齢者介護サービス提供量は飛躍的に増加し、介護保険の総費用も急激に増加しました。

このような状況のもと、制度の持続可能性が問われ、平成 18 年に介護保険法が改正されました。この改正により、介護予防の重視、施設入所者に対して一定の負担を求めるとともに、地域密着型サービスの創設や地域包括支援センターの設置などにより、できる限り住み慣れた「自宅や地域」で生活が継続できる体制の整備を図ることとされました。



2)障がい福祉分野

2000 年代に入って、それまで遅れているといわれていた障がい福祉分野の改革が進められ、行政による「措置」から、利用者自らの「選択・契約」によりサービスを利用する支援費制度へと移行し、さらに平成 18 年には「障害者自立支援法」が施行されました。

障害者自立支援法は、障がいの種別(身体障がい・知的障がい・精神障がい)の一元化、就労支援の強化、利用者の応益負担と国の財政責任の強化などを柱として、障がい者の「地域」での生活を支えようとするものです。

岐阜県の障がい福祉サービスの将来見込み

	現 状	将来見込(H23)	備 考
障がい福祉施設入所者	2,526 人(H17)	2,343 人	減少分はグループホーム・ケアホーム、一般住宅等、地域生活へ移行
グループホーム・ケアホーム利用者	400 人(H18)	831 人	
訪問系サービス利用者	1,098 人(H18)	1,744 人	
入院中の退院可能精神障がい者数	587 人(H17)	190 人	減少分は地域生活へ移行

(注) 国の指針に基づき定められた岐阜県障害福祉計画により、障がい者の施設入所から地域生活への移行に関する目標値が設定

3)児童福祉分野

子育て家庭の負担感の軽減、地域における子育て支援の強化を図るため、平成 15 年の児童福祉法改正によって、市町村は、保護者からの相談に応じて情報の提供・助言を行う子育て支援事業等の実施に努めることとされました。

また、平成 16 年の改正では、虐待などの児童相談に応じることを住民により身近な市町村の業務として法律上明確にするとともに、都道府県の役割を専門的な知識・技術を要する事例への対応、市町村の後方支援に重点化することにより、全体として地域における児童相談体制の充実が図られました。

さらに、今後は、住居での小規模グループ形態による養育制度を新たな制度として位置づけることが検討されています。

4)医療分野

急速な少子高齢化や経済の低成長など、医療を取り巻く環境が変化していく中、我が国の医療保険制度を将来に向けて持続可能なものとしていくためには、医療に要する費用が過度に増加しないようにしていく必要があります。そのため、平成 20 年度より、国と都道府県が定める医療費適正化計画に基づき、国民の健康の増進や医療の効率的な提供の推進に向けた取り組みが進められています。

その柱の一つが、平均在院日数（患者が入院した日数の平均値）の短縮であり、地域の病院や診療所の連携体制の構築、療養病床（注）の再編、在宅医療の充実等を通じ、将来に向けて入院医療費の伸びを抑制していきます。

（注）医療機関にあって、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床。

医学的管理やリハビリの密度により、医療保険の対象となる「医療療養病床」と介護保険の対象となる「介護療養病床」とに分かれるが、提供されるサービスは実質的に変わらない。

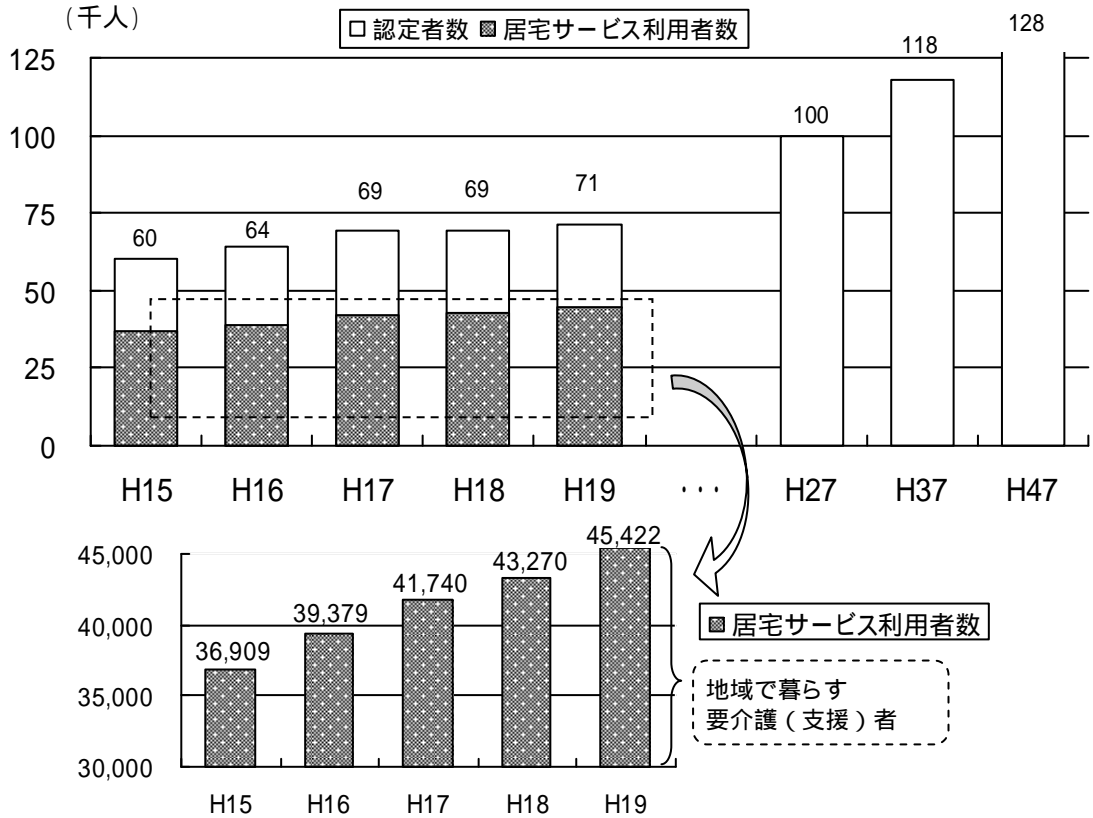
岐阜県医療費適正化計画における平均在院日数の短縮目標

	平成 18 年度	平成 24 年度目標
全国	32.2 日	29.8 日（ 2.4 日）
岐阜県	27.5 日	26.6 日（ 0.9 日）
（長野県）	25.0 日	全国最短路日数

今後の動向 ~ 地域(在宅)で暮らす要支援者の増加

高齢者等の増加と、各分野における制度改革によって、地域（在宅）で暮らす福祉サービスの提供を必要とする要支援者が増加します。

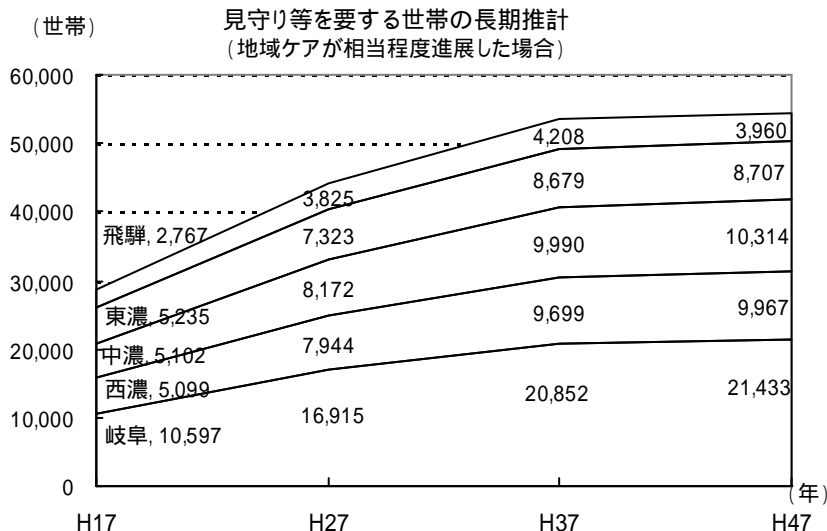
資料5 岐阜県の要介護認定・居宅サービス利用者数の長期推移



（注）H18・19の居宅サービス利用者数には地域密着型サービス利用者数を含む

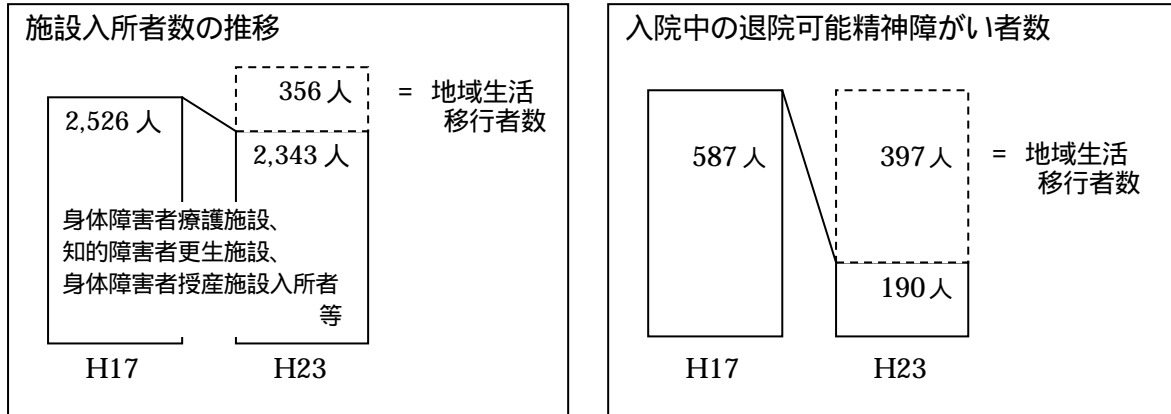
資料：実績値は県まとめ、推計値は岐阜県将来構想研究会

（参考）岐阜県医療費適正化計画より



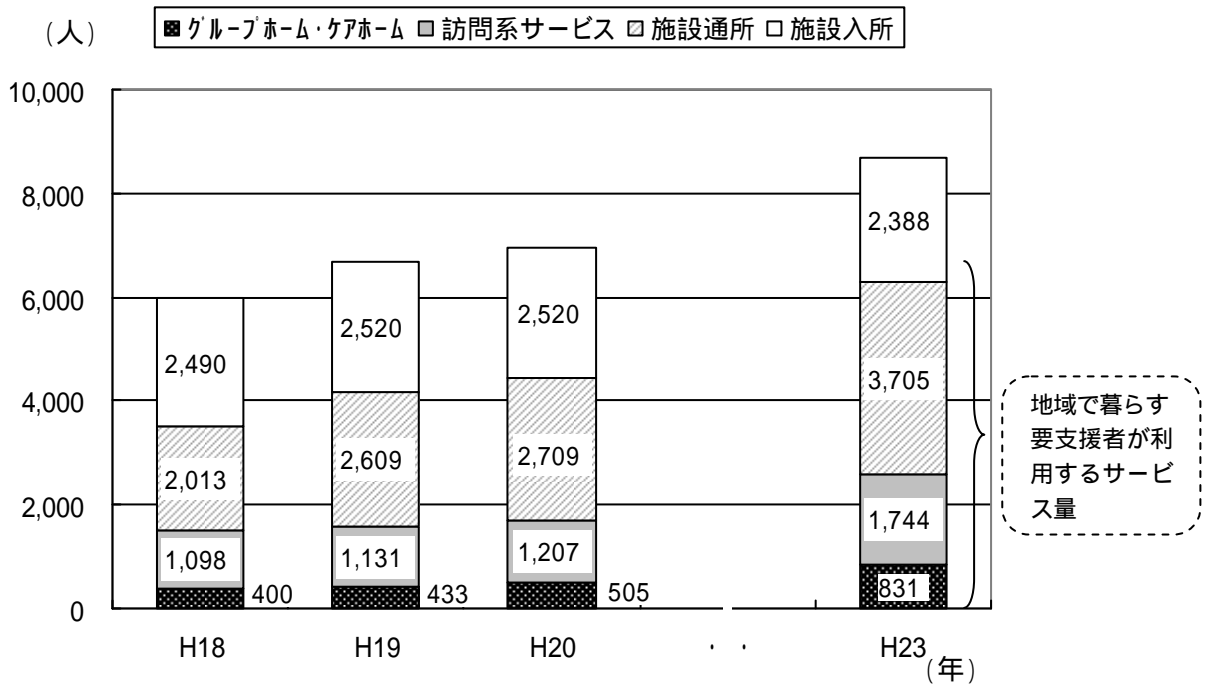
（注）地域ケア：高齢者の生活を支える医療、介護、住まい等の総合的な体制の整備

資料6 岐阜県の障がい者サービスの将来目標値



資料：岐阜県障害福祉計画

資料7 岐阜県の障がい者サービスの推計



資料：岐阜県障害福祉計画、県まとめ

(2)地域福祉の推進について

地域福祉の推進とは

平成12年6月に従来の「社会福祉事業法」が「社会福祉法」に改められ、新たな基本理念として、『地域福祉の推進』（第4条）が掲げられました。

ここでは、事業者と社会福祉に関する活動を行う者（ボランティア等）に加え、地域福祉の推進の担い手として“地域住民”が明記されました。

社会福祉法第4条（地域福祉の推進）

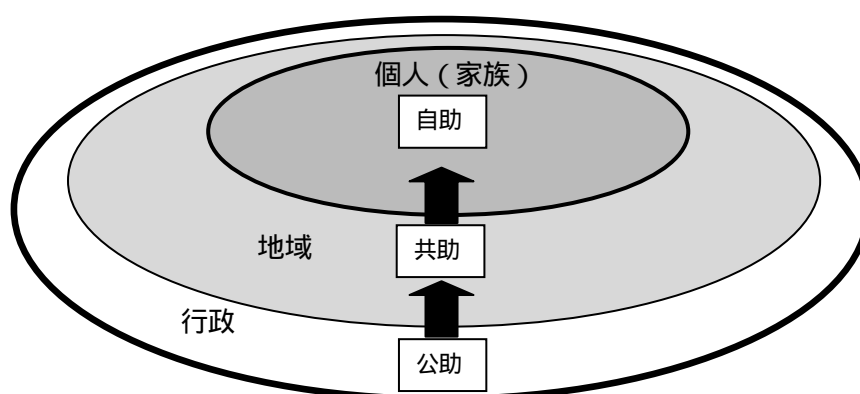
地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

国策定指針（地域福祉推進の理念）

中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会は、今後の新しい社会福祉の理念について、「個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で障がいの有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活が送れるよう自立支援することにある」と意見し、こうした理念を地域において具現化するために地域福祉の推進を図るべきであるとした。

地域（在宅）で暮らす要支援者に対し、個人や家族による『自助』のほか、地域での住民相互の支え合いによる『共助』、行政による支援『公助』が、各々の役割や特性を活かしながら、包括的かつ継続的に提供される必要があります。

地域の中での『自助』『共助』『公助』の連携による自立支援

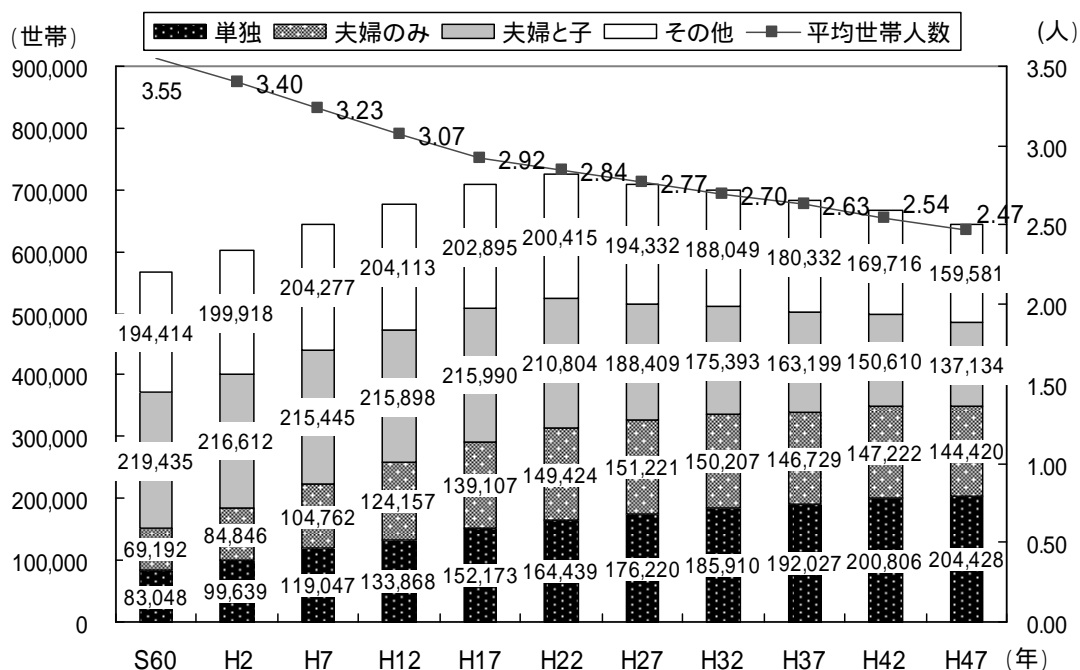


家族構成の変化 ~ 家族による扶助機能『自助』の弱体化

少子高齢化、核家族化等の進展により、世帯あたりの人数が減少し、高齢者夫婦のみの世帯、高齢者ひとり暮らし（高齢者単独）世帯が増加しています。

これは、かつてのような、三世代が同居し若い世代によって高齢者が支えられていた状況が減少していることを意味し、家族による扶助機能「自助」の低下・弱体化を示すものです。

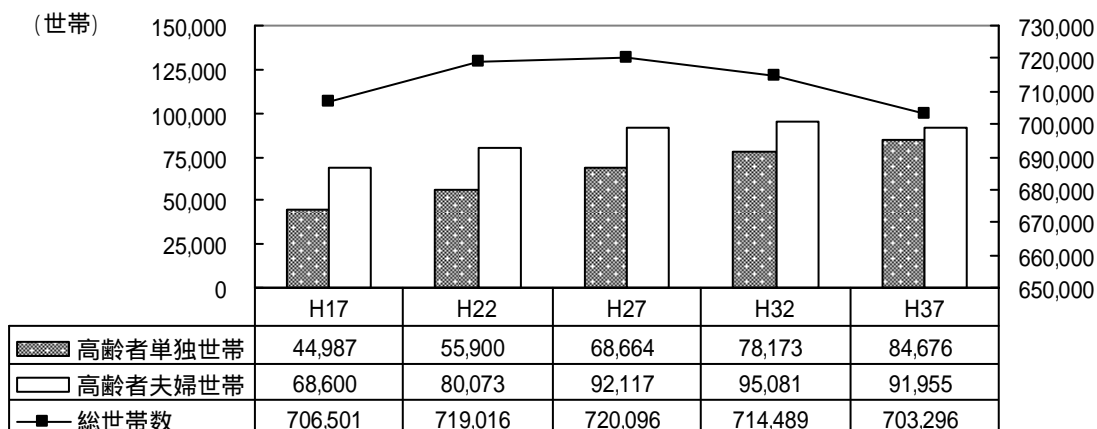
資料 8 岐阜県内の世帯数の推移（家族類型別）



(注) 推計期間の平均世帯数は、2005年総人口に占める一般世帯人員の割合を使用

資料：国勢調査、岐阜県将来構想研究会推計

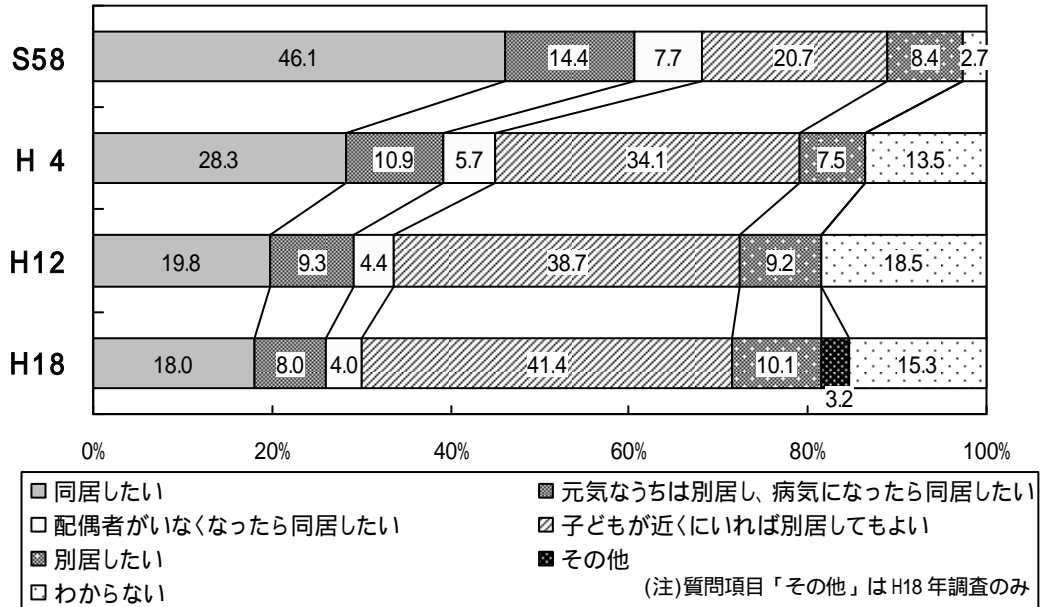
資料 9 岐阜県内の高齢者世帯数の推移



資料：日本の世帯数の将来推計（国立社会保障・人口問題研究所）

(参考)平成 18 年 高齢期における社会保障に関する意識調査報告書

老後生活における子どもとの同・別居について

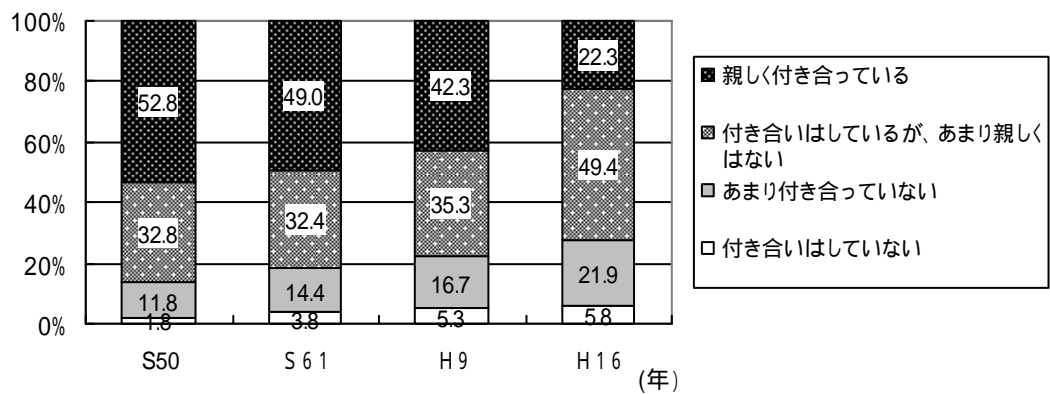


地域のつながりの希薄化 ~ 『共助』の衰退

経済・社会環境の変化とともに、地域のつながり、いわゆる“ご近所づきあい”が希薄化してきています。これは、「向こう三軒両隣」や「遠くの親戚より近くの他人」といわれた互いに助け合う連帯感が薄れ、「共助」を担ってきた地域社会が衰退してきていることを意味しています。

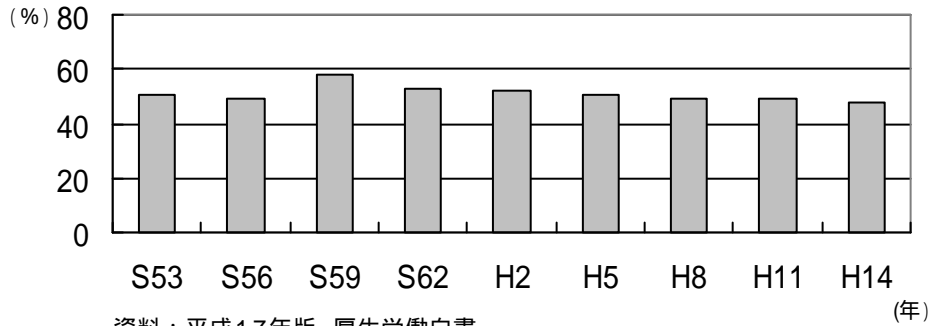
一方、内閣府による地域活動に対する意識調査結果を見ると、「自分が住む地域をよくする活動ができる時間・機会が重要である」と回答する人の割合は、20年以上前から大きく変化はしていません。地域のつながりは活発とはいえないまでも、地域への関心自体が、以前に比べ低くなっているというわけではないと考えられます。

資料 10 近所付き合いの程度の推移（全国）



資料 11 地域・社会をよくする活動への参加意識

□ 居住する地域・社会をよくする活動ができる時間・機会が重要であると認識している割合

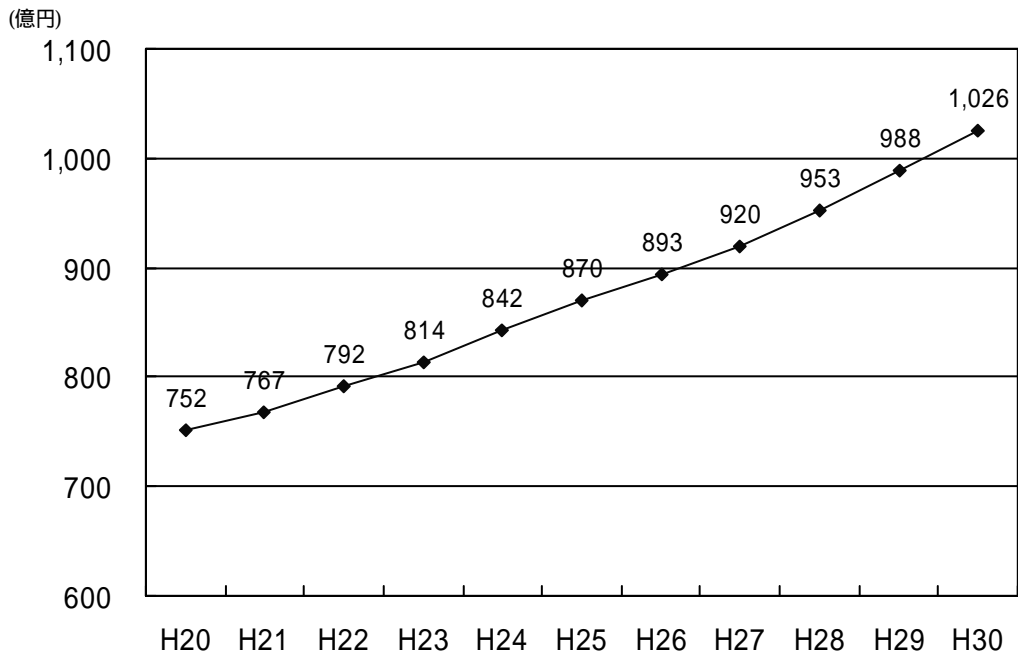


『公助』厳しい財政環境

本県の財政は、全国の多くの都道府県と同様に、県税、地方交付税などの財源の増額確保が見込めず、今後ますます厳しくなっていきます。

高齢化の進展により、介護保険関係経費や老人医療費助成費などの社会保障関係経費は、毎年20億から30億円増加し、平成30年度には平成20年度よりも約270億円増加するものと見込まれます。

資料 12 岐阜県の社会保障関係経費の推移



資料：県まとめ

『自助』の弱体化、『共助』の衰退により、地域の福祉課題は多様化・深刻化

少子高齢化、「地域」重視等により、地域（在宅）で暮らす福祉サービスの提供を必要とする要支援者は増加します。

加えて、ひとり暮らし高齢者の増加（『自助』の弱体化）、地域のつながりの希薄化（『共助』の衰退）により、地域の要支援者が抱える福祉課題（生活課題）は一層増加（新たに発生）するとともに、その課題が多様化・複雑化・潜在化・深刻化することが懸念されます。

新たに発生するとともに、多様化・深刻化等する福祉課題（生活課題）

ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯の増加にともなう課題の例

孤独死、徘徊死、悪質商法被害、災害時対応、ちょっとした困りごと（ごみ出し、電球の交換等）

家庭・地域のつながりの希薄化にともなう課題の例

高齢者虐待、児童虐待、DV及びそれらの発見が困難

課題が重なり合い、増幅し、より深刻となる場合の例

ひとり暮らし、家族に問題解決能力がない家庭（認知症の母と精神障がいの息子等）が地域から孤立している場合などは、問題が潜在化・深刻化

増大、多様化・複雑化・潜在化・深刻化していく地域の福祉課題の全てを、『自助』はもとより、制度化されたサービス『公助』で解決していくことには限界があり、支え、支えられる『共助』の社会を実現していくことが求められています。

地域福祉の推進施策の今日的な課題 ～ 制度外の福祉サービスの必要性

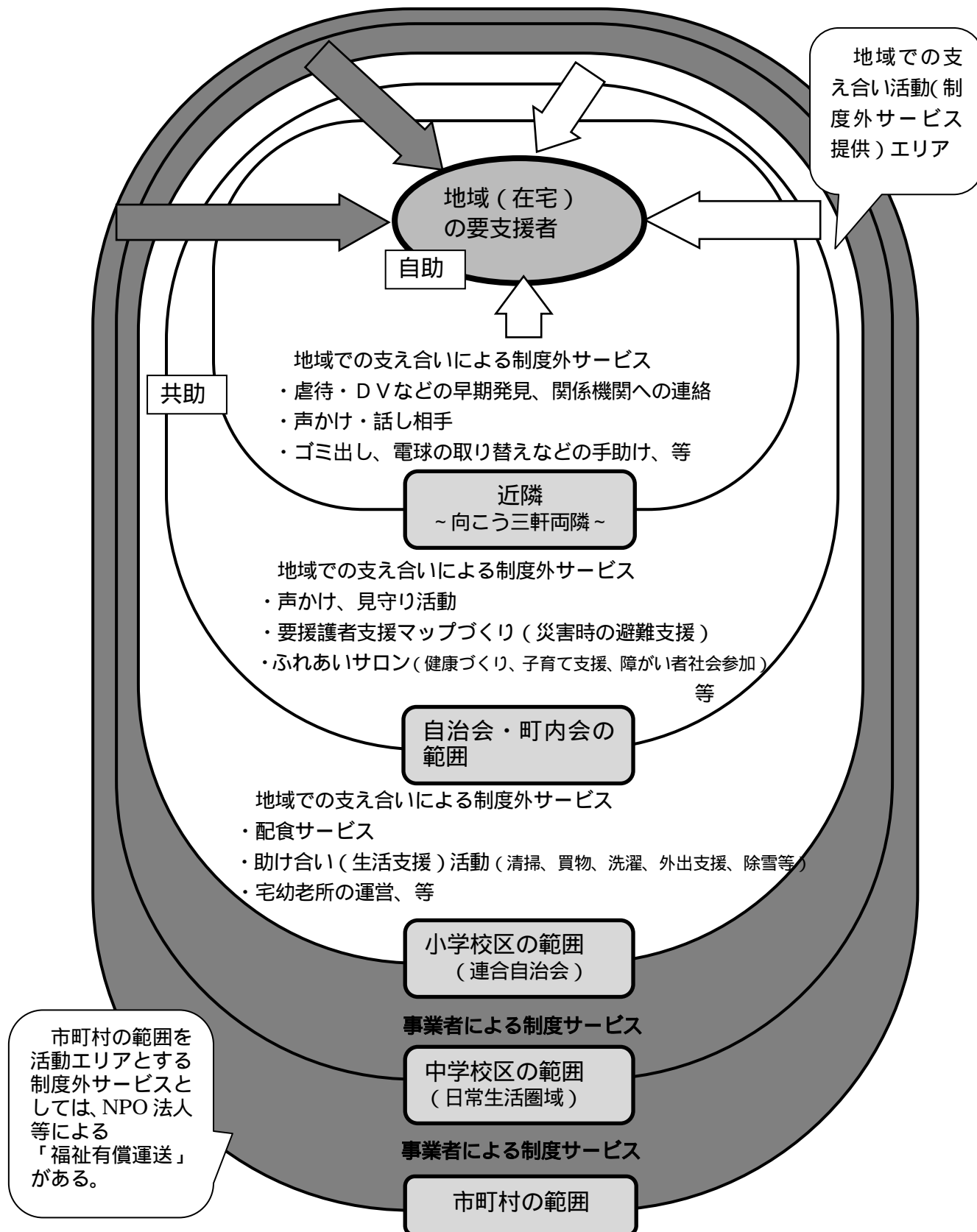
福祉サービスの提供が必要な要支援者が、住み慣れた地域（在宅）でいつまでも安心して暮らしていくためには、地域の医療・保健・福祉・介護機関等による制度化されたサービス『公助』の充実が必要です。

加えて、お互いに支え合う地域社会の再構築により、『共助』（地域での支え合い）による制度の外、隙間・谷間にあるサービスが整備・充実し、一人ひとりのニーズに即して制度及び制度外のサービスが包括的かつ継続的に提供される『地域包括ケア体制（システム）』の構築が不可欠です。

特に、地域の福祉課題が増大、多様化・複雑化・潜在化・深刻化する状況にあって、制度化されたサービスに比べ、柔軟かつ迅速に対応可能な地域での支え合いによる制度外の福祉サービスの果たす役割や特性が、大きく期待されています。

このため、地域住民自らが地域における増大、多様化・複雑化・潜在化・深刻化する福祉課題を認識し、これに向き合いながら支え合いによる解決方法を考え、行動（制度外の福祉サービス提供）する仕組みを整備していくことが、地域福祉の推進にあたっての、緊急かつ今日的な課題と考えられます。

活動エリアによる地域での支え合い活動（制度外サービス）イメージ図



制度外サービスの例

自治会・町内会の範囲

見守りネットワーク活動



要支援者に対して、近隣住民、福祉委員、ボランティア、民生委員等が連携して声かけ・訪問等を行い、問題の発見時には必要に応じて問題を共有し、解決のための話し合い（調整）を行うことができるような組織的な活動

要支援者支援マップづくり（災害時の避難支援）



要支援者を地図上に明記し、近隣住民、福祉委員、ボランティア、民生委員等による話し合いによって、日常的な見守り活動や、災害時の避難支援等について検討する活動

ふれあいサロン活動



閉じこもりがちな人たちなどが気軽に交流し合い、地域でいきいきと元気に暮らせることをめざし、参加者とボランティア等が内容を企画し、ともに運営していく活動



サロン活動例

高齢者の生きがいづくり、健康づくりを目的とした活動
子育て中の親を対象に育児の悩みごと相談や情報交換、子ども同士の交流を目的とした活動
障がい者や介護者同士の交流を目的とした活動

小学校区の範囲（連合自治会）

住民参加による配食サービス



地域住民相互のふれあいや交流を主な目的として、調理から配達までを住民参加により行い、定期的な食事の提供を通じて要支援者の早期発見、孤立防止、見守りなどを行う活動

助け合い（生活支援）活動



要支援者の在宅生活を支えるため、利用者と提供者が予め会員として登録し、清掃、洗濯、買物、除雪などの日常生活を支援する地域住民による活動

宅幼老所の運営



健康づくり、介護予防、子育て支援等、高齢者や子育て中の親の継続的な交流・学習・相談を行うため、空き教室、空き店舗、民家等を活用して地域での支え合い活動の拠点となるたまり場を地域住民が運営する活動

福祉連絡会（池田町）

「地域福祉推進支援事業」(注)を活用して団体設立

町内全域で各地区単位に7団体設立

「宮地区福祉連絡会」「養基地区福祉連絡会」「中地区福祉連絡会」「西地区福祉連絡会」

「東地区福祉連絡会」「池野地区福祉連絡会」「八幡地区福祉連絡会」

設立 平成19年10月

会員 各地区住民全員

- 活動
- ・高齢者などへの見守り・声かけ活動を行う「安心見守り隊」
 - ・ふれあいいいきサロン
 - ・災害時に備えた要援護者支援のための福祉マップ作成・更新
 - ・配食サービス
 - ・地区福祉懇談会活動
 - ・子育て支援（活動準備中）
 - ・介護予防（活動準備中） 等

事務所 各地区公民館

活動費 各団体ともに消耗品費等が145千円/年必要。

145千円全額を町社協が補助（共同募金等を活用）し、活動の継続を支援



高山市自主活動連絡会

「地域福祉推進支援事業」(注)を活用して団体設立

設立 平成19年11月

特徴 市内で健康づくり（介護予防等）に取り組む約80団体（健康づくりサロン）の連絡・協議組織

活動 平成18年度から高山市社協の支援のもと、市内各地で取り組みが始まった住民自らによる健康づくり（介護予防等）の継続・発展に向けた、団体相互の情報交換・連絡調整、研修会等の開催

事務所 よって館初田

高山市社協が運営する空き店舗を改修した宅幼老所等の複合施設

活動費 通信運搬費等が100千円/年必要。100千円全額を市社協が補助（共同募金等を活用）し、活動の継続を支援



(注) 地域福祉推進支援事業：平成19年度創設の県補助制度。県社協との連携のもと、市町村及び市町村社協が取り組む制度外サービスを担う地域での支え合い活動団体の設立を支援。平成21年度からは事業を見直し「支え合う団体づくり支援事業」

(3) 本県地域福祉の推進現況（第1期岐阜県地域福祉支援計画の成果と課題）

20年度末目標は第1期岐阜県地域福祉支援計画策定時の目標値、市町村地域福祉の策定状況以外の目標達成状況は同目標値に対する19年度末時点における達成率
各表中の市町村数については、15年度末状況では80市町村、平成19年度末数値については42市町村が対象

市町村地域福祉計画の策定状況

県では、市町村計画策定を支援。ほぼ全ての市町村において策定済みとなる予定

	15年度末状況	20年度末目標	20年度末見込	目標達成状況
市町村計画策定市町村	9市町村	全市町村	37市町村	88.1%

課題等：地域での支え合いによる制度外サービスの計画的な整備・充実に向け、市町村計画は、その実効性を高めていくことが必要

地域での支え合い活動の現状

県では、地域での支え合い活動団体の設立と活動を支援。各地域において、制度外サービスの担い手の組織化が進んでいる。

	15年度末状況	20年度末目標	19年度末	目標達成状況
ふれあいサロン実施箇所数	1,163	1,825	1,452	79.6%
支部社協数	187	-	209	-
ボランティア団体数	2,000	-	2,112	-
保健・医療・福祉等NPO数	110	263	235	89.4%

課題等：地域のつながりの再構築のもと、住民が自主的・主体的に地域の福祉課題に対して、支え合いにより解決を図って（制度外サービス提供）いく福祉コミュニティの創造に向けた取り組みが必要

県では、民生委員活動を支援。現在、4,379人（H19年定数）の民生委員が、地域の相談に応じ必要な支援に繋げるなど、身近な地域福祉の担い手として活動

課題等：民生委員に期待される役割も、増大するとともに、多様化・複雑化

県社協と39市町村社協においてボランティアセンターが設置され、ボランティア活動の振興に向けた支援等を実施。県では、県ボランティアセンターの運営を支援

	15年度末状況	20年度末目標	19年度末	目標達成状況
ボランティアセンター設置市町村数	68(85.0%)	全市町村	39	92.9%
登録ボランティア団体数	1,676	-	1,940	-
登録ボランティア人数	89,255	-	79,468	-

課題等：地域におけるボランティア活動振興拠点として、センターの一層の機能と認知度向上等が必要

社会福祉協議会の現状

県では、本県地域福祉の中核的な推進母体である県社協の運営を支援

課題等：県社協及び市町村社協は、地域福祉の推進母体としての機能を一層発揮し、特に地域での支え合いによる制度外サービスの整備・充実にに向けたコーディネート力等を強化していくことが必要

支え合う福祉の「心」の醸成に向けた取り組みの現状

県では、小・中・高等学校、特別支援学校における福祉教育を支援。現在まで、約8割の学校においてモデル事業が実施され、学校現場での福祉教育の定着がみられる。

	15年度末状況	20年度末目標	19年度末	目標達成状況
モデル事業実施市町村数	76(95.0%)	全市町村	39	92.9%
県モデル事業実施学校数(実施率)	486(68.5%)	-	551(80.8%)	-

課題等：モデル事業の成果を踏まえ、学校から地域への福祉学習活動の波及が必要

地域での支え合いを担う人材の育成状況

県社協には福祉活動指導員、市町村社協には福祉活動専門員が配置され、ふれあいサロン活動をはじめ地域での支え合い活動を支援。また、ボランティアセンター設置済の39市町村社協のすべてにボランティア振興を担う専門人材であるボランティアコーディネーターが配置。県では、県社協の福祉活動指導員と県ボランティアセンターのコーディネーターの人件費を含む活動を支援

	15年度末状況	20年度末目標	19年度末	目標達成状況
コーディネーター設置市町村数	51(63.8%)	全市町村	39	92.9%

課題等：福祉活動指導員、福祉活動専門員、ボランティアコーディネーターには、地域での支え合い活動に関する企画提案力とコーディネート力等の向上が一層期待。

地域での支え合い活動発展にあたりコーディネート役である福祉活動専門員が他業務で忙しく、活動住民に対する支援が十分に担えていないことが懸念

福祉を担う人材の確保・資質の向上に向けた取り組みの現状

県では、県福祉人材センター（県社協委託）を設置し、事業者の人材確保を支援

	H15	H16	H17	H18	H19	(注) H18 からシステム変更により過年度との単純比較は困難
就職斡旋件数	187	124	74	54(注)	25	

課題等：中長期的にも福祉人材の確保が大きな課題。県人材センターにおいても、その機能を一層充実することが急務

県では、県福祉研修センター（県社協）の運営を支援し、体系的な研修の実施等により社会福祉従事者の養成と資質向上を促進

	H15	H16	H17	H18	H19
研修会参加者数	2,513	3,227	3,326	1,951	2,101

課題等：質の高い福祉サービス提供が求められる中、事業者による中長期的な視点に立った従事者の養成と資質の向上への取り組みが必要

県では、民生委員に対して経験年数や役割に応じた研修等を実施し、必要な知識・技術の習得を支援

	H15	H16	H17	H18	H19
研修会参加者数	3,020	3,390	3,422	3,631	3,496

課題等：各々異なる地域の実情に応じたノウハウ・情報の蓄積・習得のため、地域毎での研修会、研究会、情報交換会等の充実も必要

福祉サービスの質の向上に向けた支援状況

県では、社会福祉事業者による第三者評価の受審促進に向け、16年度から評価基準の策定、第三者評価機関の育成と認証、広報など制度の円滑な定着と普及を図ってきた。

	H16	H17	H18	H19
第三者評価受審事業者数（実施率）	0	7(1.0%)	230(19.0%)	246(19.1%)
うち地域密着サービス事業者	-	-	213(100%)	236(100%)

課題等：省令で義務付けられている地域密着型サービス以外の事業者についても、積極的に第三者評価に取り組むことが必要

県では、良質かつ適切、安定した福祉サービスの提供に向け、18年度から社会福祉法人に対する指導監査事務を現地機関（振興局）から県庁に一元化し、監査体制を強化

	H17	H18	H19
社会福祉法人に対する法人監査実施件数	237	234	210

課題等：社会福祉法人にも、中長期的な視野からの安定した経営戦略が必要

専門的相談機関の充実及び広域的な相談対応ネットワークの整備状況

県では、専門的・広域的相談機関を設置し、市町村による相談対応を支援。

17年度には広域的な相談ネットワークの要として福祉総合相談センターを設置

	H15	H16	H17	H18	H19
9機関の相談対応件数の総計	17,627	21,815	31,627	48,600	43,177

課題等：県内関係機関の一層の連携強化や、専門的・広域的な役割を担う県の相談機関の一層の機能強化が必要

福祉サービス利用者の権利・利益の保護に向けた取り組みの現状

県では、認知症高齢者など判断能力が十分でない人の財産や権利を保護するため、県社協による福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などを行う日常生活自立支援制度の実施を支援

	H15	H16	H17	H18	H19
制度利用件数	113	159	201	224	319

課題等：一層の制度利用が期待され、地域の関係機関との連携のもと、制度の利用を必要としている方を掘り起こす相談対応やネットワーク体制の強化が必要

県では、福祉サービスに対する適切かつ円滑な苦情解決に向け、事業者に対して法に基づく苦情解決責任者、第三者委員等の設置を指導。また、事業者段階では解決できない苦情対応のために県社協が設置した運営適正化委員会の運営を支援



	15年度末状況	20年度末目標	19年度末見込	目標達成状況
苦情解決担当者配置事業者数	598(48.7%)	950(77.4%)	1,349(82.5%)	106.6%
苦情解決責任者配置事業者数	588(47.9%)	930(75.8%)	1,351(82.6%)	109.0%
第三者委員配置事業所数	421(34.3%)	670(54.6%)	1,070(65.4%)	119.8%

課題等：事業者による円滑かつ適正な苦情解決のため、全事業者による苦情解決責任者、第三者委員等の配置が必要。運営適正化委員会の一層の認知度向上が必要

(4) 制度外サービスの提供状況

H21年1月1日現在

自治会・町内会を範囲とした活動

見守りネットワーク活動		他の基盤となるサービス
	要支援者に対して、近隣住民、福祉委員、ボランティア、民生委員等が連携して声かけ・訪問等を行い、問題の発見時には必要に応じて問題を共有し、解決のための話し合い（調整）を行うことができるような組織的な活動	約51% (約 2,721 / 5,359 自治会等内で実施)
要援護者支援マップづくり（災害時の避難支援）		
	要支援者を地図上に明記し、近隣住民、福祉委員、ボランティア、民生委員等による話し合いによって、日常的な見守り活動や、災害時の避難支援等について検討する活動	約31% (13 / 42 市町村で作成)
ふれあいサロン活動（高齢者）		
	高齢者の生きがいづくり、健康づくりなどを目的に、参加者とボランティア等が内容を企画し、ともに運営していく活動	約42% (約 2,026 / 4,830 自治会等内で実施)
小学校区（連合自治会）を範囲とした活動		
住民参加による配食サービス		
	地域住民相互のふれあいや交流を主な目的として、調理から配達までを住民参加により行い、定期的な食事の提供を通じて要支援者の早期発見、孤立防止、見守りなどを行う活動	約47% (約 178 / 382 小学校区内で実施)
助け合い（生活支援）活動		
介護保険の訪問（ホームヘルプ）サービスに相当		
	要支援者の在宅生活を支えるため、利用者と提供者が予め会員として登録し、清掃、洗濯、買物、除雪などの日常生活を支援する地域住民による活動	約7% (約 27 / 382 小学校区内で実施)
宅幼老所の運営		
介護保険の通所（デイ）サービスに相当		
	健康づくり、介護予防、子育て支援等、高齢者や子育て中の親の継続的な交流・学習・相談を行うため、空き教室、空き店舗、民家等を活用して、地域での支え合い活動の拠点となるたまり場を地域住民が運営する活動	約10% (約 38 / 382 小学校区内で実施)

資料：県まとめ

集計結果には各市町村における推計値を含む。また、推計不可能又は実施状況未把握の市町村は実施率の計算から除外

自治会・町内会を範囲とした活動

H21年1月1日現在

	市町村	自治会 等数	小学校 区数	見守りネットワー ーク活動	高齢者サロン活動	要介護者支援マップ
岐阜 圏域	岐阜市	2,573	48	14支部社協で実施	市内201ヶ所で実施	未作成
	羽島市	112	9	112(100%)	46(41.1%)	作成中
	各務原市	376	17	273(72.6%)	市内60ヶ所で実施	作成済
	山県市	156	11	0	市内29ヶ所で実施	未作成
	瑞穂市	95	7	0	30(31.6%)	未作成
	本巣市	118	8	0	56(47.5%)	未作成
	岐南町	35	3	0	0	作成中
	笠松町	56	3	0	6(10.7%)	未作成
	北方町	47	3	0	4(8.5%)	作成済
	圏域計	3,568	109	38.7%	23.2%	-
西濃 圏域	大垣市	496	22	20支部社協で実施	178(35.9%)	作成済
	海津市	233	10	230(98.7%)	39(16.7%)	作成済
	養老町	131	7	0	7小学校区内で実施	作成中
	垂井町	136	7	136(100%)	町内14ヶ所で実施	未作成
	関ヶ原町	51	3	未把握	39(76.5%)	未作成
	神戸町	52	4	未把握	10(19.2%)	未作成
	輪之内町	25	3	25(100%)	1(4.0%)	作成中
	安八町	26	3	0	1(3.8%)	未作成
	揖斐川町	126	9	未把握	町内70ヶ所で実施	作成中
	大野町	48	6	48(100%)	9(18.8%)	未作成
	池田町	46	5	46(100%)	41(89.1%)	作成済
圏域計	1,370	79	51.6%	33.1%	-	
中濃 圏域	関市	579	19	19小学校区内で実施	19小学校区内で実施	未作成
	美濃市	67	6	1小学校区内で実施	6小学校区内で実施	作成中
	美濃加茂市	186	9	9小学校区内で実施	55(29.6%)	作成中
	可児市	136	11	2小学校区内で実施	市内20ヶ所で実施	作成済
	郡上市	107	22	0	80(74.8%)	作成済
	坂祝町	18	1	0	18(100%)	未作成
	富加町	23	1	0	0	未作成
	川辺町	12	3	0	11(91.7%)	作成済
	七宗町	32	2	32(100%)	5(15.6%)	作成済
	八百津町	79	6	79(100%)	町内34ヶ所で実施	作成済
	白川町	67	5	67(100%)	40(59.7%)	作成中
	東白川村	20	1	20(100%)	20(100%)	作成済
	御嵩町	72	3	0	18(25.0%)	作成済
圏域計	1,398	89	71.8%	71.7%	-	
東濃 圏域	多治見市	453	13	13小学校区内で実施	13小学校区内で実施	未作成
	中津川市	171	19	15支部社協で実施	15支部社協で実施	未作成
	瑞浪市	113	7	0	未把握	作成済
	恵那市	496	15	0	13小学校区内で実施	未作成
	土岐市	269	9	0	市内9ヶ所で実施	作成中
	圏域計	1,502	63	7.6%	26.6%	-
飛騨 圏域	高山市	285	19	285(100%)	165(57.9%)	未作成
	飛騨市	240	6	240(100%)	6(2.5%)	未作成
	下呂市	109	15	73(67.0%)	50(45.9%)	作成中
	白川村	16	2	0	16(100%)	作成中
	圏域計	650	42	92.0%	36.5%	-
	推計値	8,488	382	2,721(50.8%)	2,026(41.9%)	13市町村(31.0%)

資料：県まとめ

集計結果には各市町村における推計値を含む。また、推計不可能又は実施状況未把握の市町村は実施率の計算から除外

小学校区を範囲（連合自治会）とした活動

H21年1月1日現在

	市町村	自治会 等数	小学校 区数	住民参加による 配食サービス	助け合い（生活支援） 活動	宅幼老所、宅老所 の運営
岐阜 圏域	岐阜市	2,573	48	0	0	市内1ヶ所を実施
	羽島市	112	9	6(66.7%)	0	0
	各務原市	376	17	3(17.6%)	7(41.2%)	9(52.9%)
	山県市	156	11	1旧小学校区で実施	1(9.1%)	0
	瑞穂市	95	7	2(28.6%)	0	0
	本巣市	118	8	8(100%)	0	0
	岐南町	35	3	0	0	0
	笠松町	56	3	3(100%)	0	0
	北方町	47	3	3(100%)	0	町内1ヶ所を実施
圏域 計	3,568	109	23.9%	7.3%	10.1%	
西濃 圏域	大垣市	496	22	20(90.9%)	0	市内1ヶ所を実施
	海津市	233	10	10(100%)	10(100%)	0
	養老町	131	7	7(100%)	0	0
	垂井町	136	7	7(100%)	0	0
	関ヶ原町	51	3	3(100%)	0	0
	神戸町	52	4	4(100%)	0	0
	輪之内町	25	3	0	0	0
	安八町	26	3	0	0	0
	揖斐川町	126	9	0	0	0
	大野町	48	6	6(100%)	0	0
	池田町	46	5	5(100%)	0	0
圏域 計	1,370	79	78.5%	12.7%	1.3%	
中濃 圏域	関市	579	19	10(52.6%)	0	0
	美濃市	67	6	0	0	0
	美濃加茂市	186	9	9(100%)	0	市内1ヶ所を実施
	可児市	136	11	0	市内1ヶ所を実施	0
	郡上市	107	22	3(13.6%)	0	0
	坂祝町	18	1	1(100%)	0	0
	富加町	23	1	1(100%)	0	0
	川辺町	12	3	3(100%)	0	0
	七宗町	32	2	2(100%)	0	0
	八百津町	79	6	6(100%)	0	1(16.7%)
	白川町	67	5	5(100%)	2(40.0%)	0
	東白川村	20	1	1(100%)	0	0
御嵩町	72	3	3(100%)	0	0	
圏域 計	1,398	89	49.4%	3.4%	2.2%	
東濃 圏域	多治見市	453	13	1(7.7%)	2(15.4%)	5(38.5%)
	中津川市	171	19	7(36.8%)	0	市内2ヶ所を実施
	瑞浪市	113	7	0	0	市内2ヶ所を実施
	恵那市	496	15	6(40.0%)	市内1ヶ所を実施	2(13.3%)
	土岐市	269	9	0	0	0
圏域 計	1,502	63	22.2%	7.9%	20.6%	
飛騨 圏域	高山市	285	19	17(89.5%)	0	11(57.9%)
	飛騨市	240	6	6(100%)	0	0
	下呂市	109	15	9(60.0%)	1(6.7%)	0
	白川村	16	2	0	0	0
圏域 計	650	42	76.2%	2.4%	26.2%	
推計値	8,488	382	178(46.6%)	27(7.1%)	38(9.9%)	

資料：県まとめ

配食サービスについては、月1回以上の活動を対象とする。

集計結果には各市町村における推計値を含む。また、推計不可能又は実施状況未把握の市町村は実施率の計算から除外

(1)理念（目指すべき将来像）

住み慣れた地域において住民自らが創り上げる『福祉コミュニティ』の確立

住み慣れた家・地域において、家族や地域での「ふれあい」や「つながり」を大切にしながら、いつまでも安心して暮らし続けることは、誰もの共通した願いです。高齢で介護が必要となっても、病気や障がいがあっても、さらには病気や障がい等の程度に応じた高度・専門的なケアを受けながらも、住み慣れた家（在宅）・地域において、個人として尊重されながら、これまでと変わらない「その人らしい安心のある自立した生活・人生」を送ることが望まれています。これは、個々の「生活の質」が問われているともいえます。

このためには、家（在宅）・地域での生活を支える地域の医療・保健・福祉・介護機関等による制度化されたサービスに加えて、地域での支え合いによる制度の外にある福祉サービスが整備・充実され、一人ひとりのニーズに沿った制度及び制度外のサービスが包括的かつ継続的に提供される『地域包括ケア体制（システム）』の構築が不可欠です。

地域での支え合いによる福祉サービスは、単なるサービスやケア、困ったことの解決にとどまらず、地域において人と人との「ふれあい」や「つながり」の中で生まれるものです。それは『心』が「ふれあう」「つながる」ことによる住民同士の「絆」や「つながり」を深め強める営みであり、「生活の質」の向上のみならず、支え、支えられる双方の喜びや生きがいといった、その地域で暮らし続ける意義をも深めるものと考えます。

本計画では、『住み慣れた地域において』いつまでも安心して暮らし続けるため、さらには、一人ひとりの「生活の質」の維持と向上を目指して、『住民自らが創り上げる』支え、支えられる「共助」の社会実現 - 『福祉コミュニティの確立』を理念として掲げます。

参考：市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について（1人ひとりの地域住民への訴え）平成14年1月28日・社会保障審議会福祉部会（国策定指針）から抜粋

「今こそ、共に生きるまちづくりの精神を発揮し、人々が手を携えて、生活の拠点である地域に根ざして助け合い、生活者としてそれぞれの地域で誰もがその人らしい安心で充実した生活が送れるような地域社会を基盤とした福祉（地域福祉）の推進に努める必要がある。」

「この際、1人ひとりの地域住民に対して、社会福祉を限られた社会的弱者に対するサービスとしてではなく、身近な日々の暮らしの場である地域社会での多様な人々の多様な生活課題に地域全体で取り組む仕組みとしてとらえなおし、地域住民としてこれらの多様な生活課題に目を向け自発的、積極的に取り組んでいただけるよう訴えたい。」

参考：「地域における『新たな支え合い』を求めて」（住民と行政の協働による新しい福祉）平成20年3月31日・これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告から抜粋

「公的な福祉サービスは分野ごとに発展してきたが、制度の谷間にあって対応できない問題があるほか、住民の多様なニーズについて、全て公的な福祉サービスで対応することは不可能であり、また、適切でないことも明らかになってきている。」

「地域は、隣人たちとの社会的な関係の中で、それぞれの住民が自分らしい生き方を実現していく場であり、歳をとっても、障がいがあっても、住み慣れた地域で自分らしい生き方を全うできることが、その人の尊厳を支えることになる。その意味で、地域の生活課題に取り組むことは、取り組む側にとって自己実現につながるだけでなく、支援される者にとっても地域で自己を実現し、尊厳ある生活が可能となるものである。」

理念の実現に向けての基本となる施策として、市町村、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、民生委員をはじめ県内の医療・保健・福祉・介護関係機関・団体との連携のもと、住民自らによる地域での支え合いによる制度外サービスの計画的な整備・充実を支援するため「支え合いの地域力を高める『環境づくり』」、支え合い活動をはじめ、特に緊急の課題である介護人材など福祉に携わる専門人材の確保と育成などに取り組む「地域福祉を担う『人づくり』」、社会福祉事業者による良質な福祉サービスの安定的な提供体制を整備・支援し、もって、利用者の利益保護に資するための「地域福祉サービスの『基盤づくり』」の3つを、基本施策として掲げます。

また、3つの基本施策の推進のため9つの施策を掲げるとともに、9施策を21の細施策・事業に分け、21の細施策・事業毎に現状と課題を分析のうえ、県としての今後の取り組み方針等を設定しました。

なお、この9施策は、第2章の(3)「本県地域福祉の推進現況」にて整理した本県地域福祉推進にあたっての9課題にも対応し、さらには社会福祉法と国策定指針で盛り込むべきとされた施策項目とも整合するものとなっています。（P4参照）

(2) 施策体系

理念（目指すべき将来像）

住み慣れた地域において住民自らが創り上げる『福祉コミュニティ』の確立

1 支え合いの地域力を高める「環境づくり」

(1) 市町村地域福祉計画の策定・実践支援

制度外サービスの整備・充実に向けた実効性の高い市町村計画の策定・実践への支援

(2) 地域での支え合い活動の発展支援

市町村計画の実践としての地域での支え合い活動団体の設立・発展への支援
最も身近な地域福祉の担い手・民生委員の活動推進
県ボランティアセンターにおける各種情報提供及びマッチング支援

(3) 社協機能の強化支援

本県地域福祉推進の中核的団体としての県社会福祉協議会の機能強化に向けた支援

2 地域福祉を担う「人づくり」

(1) 支え合う福祉の「心」の醸成

各種フォーラムなど機会を捉えた地域での支え合い意識の高揚
地域ぐるみによる福祉学習の展開促進

(2) 地域での支え合いを担う人材の育成

福祉活動指導員・福祉活動専門員のコーディネート力等向上に向けた支援
県ボランティアセンターにおけるボランティアコーディネーター研修支援
支え合い活動を担うリーダー等の発掘・育成支援

(3) 福祉を担う人材の確保・資質の向上

福祉人材の安定した確保支援
福祉従事者への体系的・実践的な研修等による資質の向上
民生委員の活動強化に向けた各種研修会等の開催
子育てマイスターの確保・養成

3 地域福祉サービスの「基盤づくり」

(1) 福祉サービスの質の向上支援

社会福祉事業者による福祉サービス第三者評価の受審促進
利用者の声を的確に反映させたバリアフリー製品の製品化支援
社会福祉法人等の事業経営への支援

(2) 専門的相談機関の充実及び広域的・重層的な相談対応ネットワークの整備

身体・知的障害者更生相談所、子ども相談センター等専門的相談機関の機能強化
福祉総合相談センターを中核とした広域的・重層的な相談対応ネットワークの整備

(3) 福祉サービス利用者の権利・利益の保護

判断能力が不十分な方の財産・権利の擁護支援
福祉サービスに関する苦情を適切・円滑に解決する体制整備

(3) 推進体制

各施策の策定にあたっては、国が示す要綱や指針等により規定された役割や責任分担などにもとづき、その一層の明確化による効果的・効率的な推進体制の整備を図ることとしました。

特に、制度外サービスの整備・充実に関する各施策については、次のとおり県と市町村をはじめ各主体間の役割や責任分担（県による市町村等に対する支援方針）を一層明確にし、その施策の推進体制を整備することとしました。

[制度外サービス整備・充実に向けた各主体の役割（県による市町村等に対する支援方針等）]

地域住民の一人ひとりには、地域における福祉課題を認識し、これに向き合いながら支え合いによる解決方法を考え、行動（制度外サービスの提供活動）していくことが求められています。

また、地域内の各活動団体、民生委員等は、相互に連携し、補い合いながら、その活動を発展させていくことが必要です。

近年の福祉制度の改革により、住民への福祉サービスの提供については市町村中心主義が確立しています。

制度外サービスについても、市町村は、市町村社会福祉協議会と連携し、住民参加の仕組みをはじめ地域での支え合い活動の活発化に繋がる効果的な市町村地域福祉計画の策定のもと、計画的な整備・充実に向け、コーディネーター（市町村社会福祉協議会・福祉活動専門員）や拠点など住民活動に必要な環境・活動基盤を整備していく役割を担います。

市町村社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であり（社会福祉法第 109 条）、地域内の関係機関・団体の連携・協働の要として、活動団体の組織化をコーディネートするとともに、各種団体が継続・発展した活動が展開できるよう、その支援を行います。

地域の医療・保健・福祉・介護の実施機関は、保有する専門知識・技術、施設などの資源を活用し、住民活動を支援する役割が求められています。

提供する介護保険など制度化されたサービスの充実を図るとともに、制度及び制度外サービスが包括的かつ継続的に提供される「地域包括ケア体制（システム）」の構築に向け、一層の連携・ネットワーク化が必要です。

県は、県社会福祉協議会とともに、制度外サービスの整備・充実に取り組む市町村、市町村社会福祉協議会に対し、広域的な地方公共団体として、モデル事業や情報提供などによる先駆的・先進的事例の普及促進、人材養成などの後方支援（バックアップ）の役割を担います。

県社会福祉協議会は、市町村社会福祉協議会や県をはじめ、県内の関係機関の連携・ネットワークの中核として、地域福祉推進に関する本県のシンクタンク機能や人材養成、市町村社会福祉協議会等に対する支援施策の実施機関としての役割を担います。

(1)市町村地域福祉計画の策定・実践支援

制度外サービスの整備・充実に向けた実効性の高い市町村計画の策定・実践への支援

(2)地域での支え合い活動の発展支援

市町村計画の実践としての地域での支え合い活動団体の設立・発展への支援

最も身近な地域福祉の担い手・民生委員の活動推進

県ボランティアセンターにおける各種情報提供及びマッチング支援

(3)社協機能の強化支援

本県地域福祉推進の中核的団体としての県社会福祉協議会の機能強化に向けた支援

(1)市町村地域福祉計画の策定・実践支援

制度外サービスの整備・充実に向けた実効性の高い市町村計画の策定・実践への支援

1 経緯・現状

地域福祉推進の中心計画となる市町村地域福祉計画は、平成15年の改正社会福祉法の施行により、その策定が努力義務とされました。

国策定指針が示すように市町村地域福祉計画の策定は、徹底した住民参加・参画を経ることで各地域での支え合い（共助）の意識を高揚し、その計画実践として、地域での支え合いによる制度外サービスの整備・充実を図る有効な手法です。

なお、より多くの住民が参加と議論を重ねることは、地域の実情に応じた福祉ニーズを的確に把握することにもなります。

県では、県内全市町村における策定を目指して、策定趣旨やその必要性の普及とともに、策定方法に関する研修や講演会、個別相談などの支援を行ってきました。

平成20年3月末日現在で、24市町村において計画が策定され、平成21年度末までには、全ての市町村において策定される予定です。

さらに、計画期間は概ね5年間とされており、平成20年度には4市町村において第二期計画が策定される予定です。

市町村計画の策定状況

	～H16	H17	H18	H19	H20 予定	H21 予定	計
1期計画策定市町村	10	1	4	9	13	5	42
2期計画策定市町村	-	-	-	-	4	5	9

H21年2月10日現在・県まとめ

2 課題

地域での支え合いによる制度外サービスの計画的な整備・充実に向け、市町村地域福祉計画は、その実効性を高めていく必要があります。

このため、市町村地域福祉計画の策定にあたっては、計画実践を見据えて、住民参加の徹底はもとより、地域での支え合い活動へのコーディネート支援

等を担う市町村社会福祉協議会との連携が必要不可欠です。

3 方針

県では、県社会福祉協議会との連携のもと、市町村に対し、住民参加の機会となる地区福祉懇談会（注1）の開催をはじめ市町村社会福祉協議会と連携した実効性の高い計画策定手法とノウハウの提案や提供（注2）と、計画実践にあたっては、地域ニーズを的確に踏まえた活動団体の設立支援や団体の活動発展支援などにより、計画策定から実践までを切れ目無くトータルで支援します。

「基本施策1の(2)の 」参照

（注1）地区福祉懇談会：市町村社協の支援のもと、主に小学校区（連合自治会）単位で、住民自らが地域の福祉課題と、その解決方法を話し合うことで意識を高揚し、具体的な行動（制度外サービス提供）に繋げる取り組み。

県内においては、20市町村内において取り組まれ、県内開催率は42%

県内の開催対象地区	うち開催地区数	開催率
382	161	42.1%

H21年1月1日現在・県まとめ

（注2）県社協と連携して市町村に対し「地域福祉計画の策定及び実践について」を提案（H19年6月策定、21年3月改定）（P102参照）

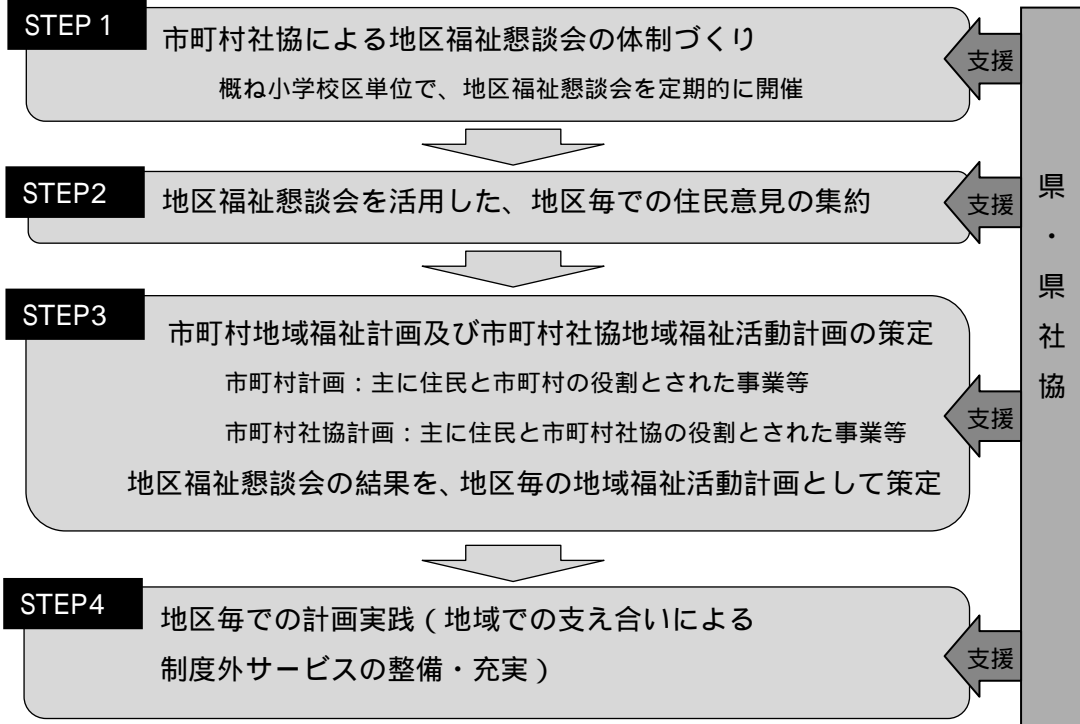
また、県社会福祉協議会との連携のもと、市町村と市町村社会福祉協議会が取り組む、市町村地域福祉計画策定時における住民参加・参画の機会ともなる地区福祉懇談会の開催と運営を支援します。

「基本施策1の(2)の 」参照

なお、平成19年の国通知（注）により新たに市町村地域福祉計画へ盛り込むこととされた「災害時における要援護者の支援方策」については、要援護者に係る情報の把握・共有や安否確認方法など必要な事項を岐阜県地域防災計画に基づく「岐阜県・災害時要援護者支援対策マニュアル」としてマニュアル化し、各市町村における、日頃からの要援護者に関する情報の適切な把握を通じた災害時など緊急事態の際の、迅速かつ適切な支援体制の整備を支援します。

（注）平成19年8月10日付け「市町村地域福祉計画の策定について」

市町村と市町村社協との連携による、実効性の高い計画策定プロセス（例）



P 107 参照

(2)地域での支え合い活動の発展支援

市町村計画の実践としての地域での支え合い活動団体の設立・発展への支援

1 経緯・現状

自治会等の範囲では、「見守りネットワーク活動（実施率約 51%）」をはじめ、地域の実情に応じて「要援護者支援マップづくり（作成率約 31%）」、「ふれあいサロン活動（実施率約 42%）」など、地域住民による福祉サービスの提供が広がっています。

一方、連合自治会（小学校区）の範囲では、「配食サービス（実施率約 47%）」は活発ですが、それ以外の「助け合い（生活支援）活動（実施率約 7%）」、宅幼老所の運営（実施率 10%）」については、取り組みは低調な状況にあります。

これらサービスを提供する活動体としては、自治会・町内会等が母体となった団体や、特に小学校区（連合自治会）範囲では、市町村社会福祉協議会の支援のもと、連合自治会等を母体とした「支部社協（組織化率 54%）」の組織化が進んでいます。

また、自治会など地縁に基づいた組織とともに、ある特定の目的のもと組織化されたボランティア団体（把握数：2,112 団体）や、特に近年、NPO 法人も着実に増えつつ（福祉等関係：235 団体）あり、地域において重要な福祉サービスの担い手として、意欲的な活動が展開されています。

さらに、「民生委員（厚生労働大臣から 4,379 人に委嘱）」には、各地域における活動の中心的な担い手ともなっています。

県では、各地域での民生委員活動を支援するとともに、平成 15 年度からは、地域の福祉課題を地域で解決していく仕組みとして、「ふるさと福祉村」の設立を推進してきました。

平成 17 年度には「公益信託ぎふ NPO はつらつファンド」を設立し、NPO 法人の活動内容に応じた支援に取り組んでいます。

また、平成 16 年国通達（注）による NPO 等によるボランティア輸送としての有償運送（以下「福祉有償運送」という。）の制度化にあたっては、国と市町村との連携のもと、県内における NPO 等による円滑な身体障がい者

等への移送サービスの開始を支援しました。

なお、ふるさと福祉村事業は、市町村や市町村社会福祉協議会などとの連携が不十分であったことや、その運営基盤が脆弱であったことなどが指摘され、平成19年度から支援制度を見直したところです。

(注)平成16年3月6日付け「福祉有償運送及び過疎地有償運送に係る道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」。なお、平成18年10月1日付けで道路運送法が改正・施行され、福祉有償運送に係る規定が整備された。

地域での支え合いによる制度外サービスの提供状況

自治会・町内会を範囲とした活動	見守りネットワーク活動	実施率：50.8%
	要援護者支援マップづくり	実施率：31.0%
	ふれあいサロン活動	実施率：41.9%
小学校区（連合自治会）を範囲とした活動	配食サービス	実施率：46.6%
	助け合い（生活支援）活動	実施率：7.1%
	宅幼老所の運営	実施率：9.9%

H21年1月1日現在・県まとめ

制度外サービスを担う主な団体の状況

活動・団体名	活動範囲	H15	H16	H17	H18	H19
自治会等	自治会等	-	-	-	-	8,689
ふれあいいきいきサロン	小学校区 連合自治 会等	-	-	1,048	1,520	1,452
実施率		-	-	-	-	40%
民生委員(人)		4,320	4,351	4,358	4,358	4,379
うち、主任児童委員		499	505	506	506	505
福祉委員(人)		6,133	-	4,715	5,408	5,978
地域福祉推進支援事業による活動団体		H19 から設立				8 2市町
連合自治会等		-	-	-	-	385
支部社協数		187	187	200	204	209
実施市町村(社協)数		18	-	19	20	19
組織化率(%)		-	-	-	-	54%
地区福祉懇談会数	-	-	-	-	177	
実施市町村(社協)数	13	-	24	23	20	
実施率(%)	-	-	-	-	46%	
ボランティア団体数	その他	2,000	2,387	1,807	1,846	2,112
人数		122,849	117,759	89,010	98,175	89,553
NPO法人数		200	270	357	440	474
うち保健、医療又は福祉の増進		70	90	120	148	156
うち福祉有償運送		H17 から制度化		24	31	31
うち社会教育の推進		18	21	27	31	34
うち男女共同参画社会形成促進		2	2	2	3	3
うち子どもの健全育成		20	23	31	39	42
ふるさと福祉村数		18	35	42	43	43

出典： 社協関係（自治会等、ふれあいいきいきサロン、福祉委員、連合自治会等、支部社協、地区福祉懇談会、ボランティア）は県社協まとめ
 その他（民生委員、地域福祉推進支援事業による活動団体、NPO法人、ふるさと福祉村）は県まとめ

（注）各数値について、連合自治会と支部社協と地区福祉懇談会など重複している場合がある。

（注）上記の他、日赤奉仕団、老人クラブ、子ども育成会などが地域で活動

2 課題

増加する要支援者の地域（在宅）での生活を支えていくためには、制度化されたサービスに加えて、地域での支え合いによる制度外のサービスが整備・充実され、一人ひとりのニーズに添って制度及び制度外サービスが包括的かつ継続的に提供される『地域包括ケア体制（システム）』の構築が求められています。

このためには同時に、地域のつながりの再構築のもと、住民が自主的・主体的に地域の福祉課題に対して、支え合いにより解決を図って（制度外サービス提供）いく福祉コミュニティの創造に向けた取り組みが必要となります。

3 方針

県では、県社会福祉協議会との連携のもと、次により、市町村地域福祉計画の実践等として、市町村と市町村社会福祉協議会による、支え合いの福祉コミュニティ創造に向けた制度外サービスを担う活動団体の設立や、拠点づくりを契機とした活動発展のための基盤・体制整備などへの取り組みを支援します。

県、市町村、市町村社協などからなる圏域ごとの「圏域別地域福祉推進協議会」による活動を強化し、地域での支え合い活動発展をはじめとする地域福祉施策の一体的・体系的・計画的な推進体制の構築を図ります。

圏域別地域福祉推進協議会では、特に、制度外サービスの整備状況等を把握と評価のうえ、地域での支え合い活動の発展に向け、きめ細かい支援を実施します。

地域の福祉課題の解決に向けて、県民一人ひとりが自主的・主体的に行動しようとする「支え合いの意識」の高揚を図ります。

「基本施策2の(1)」参照

地区福祉懇談会は、地域住民自らが地域における福祉課題を認識し、これに向き合いながら支え合いによる解決方法を考え、行動（制度外サービスの提供）するきっかけとなる取り組みです。

このため、県社協との連携のもと、市町村と市町村社協が取り組む地区福祉懇談会の開催と運営を支援します。

市町村による、地域での支え合いによる制度外サービスの整備・充実を

図る実効性の高い市町村地域福祉計画の策定を支援します。

「基本施策1の(1)」参照

地域福祉の推進母体である市町村社協の機能強化に向けた、県社協による取り組みを支援します。

特に、市町村社協・福祉活動専門員による、地域での支え合い活動支援に関するノウハウと情報の蓄積や、コーディネート力と企画提案力の向上に向けた取り組みを支援します。

「基本施策1の(3)」、「基本施策2の(2)の 」参照

市町村と市町村社協が、市町村計画等の実践として、地域での支え合い活動団体の設立に取り組む場合に、県社協と連携し、ノウハウ等の提供と助成制度により支援します。

なお、団体設立支援にあたっては、地域内の医療・保健・福祉・介護など関係機関や既存の支え合い活動団体との連携・ネットワークの構築や、団体設立後の活動財源の確保の観点に、特に留意します。

地域内の制度サービスを含めた各福祉サービスの一層の連携・ネットワーク化のもと、一体的・一元的・計画的に地域での支え合い活動の整備・充実・発展を図っていくため、互いの顔が見える最大のエリアともいえる小学校区を支え合いによる制度外サービスの中核単位として位置づけ、その再構築を促進します。

このため、市町村と市町村社協が、概ね小学校区毎に、地域での支え合い活動の発展基盤であり、地域の関係機関・団体の一層の連携・ネットワーク化の契機、さらには、地域のつながりの再構築による福祉コミュニティのシンボルともなる活動の拠点づくりに取り組む場合に、県社協と連携し、ノウハウ等の提供と助成制度により支援します。

特に、県社協との連携のもと、地域の要支援者を把握し、他の制度外サービスの基盤となる見守りネットワーク活動と要援護者支援マップづくり（災害時の避難支援）について、県内全域での速やかな整備・充実に向けて支援します。

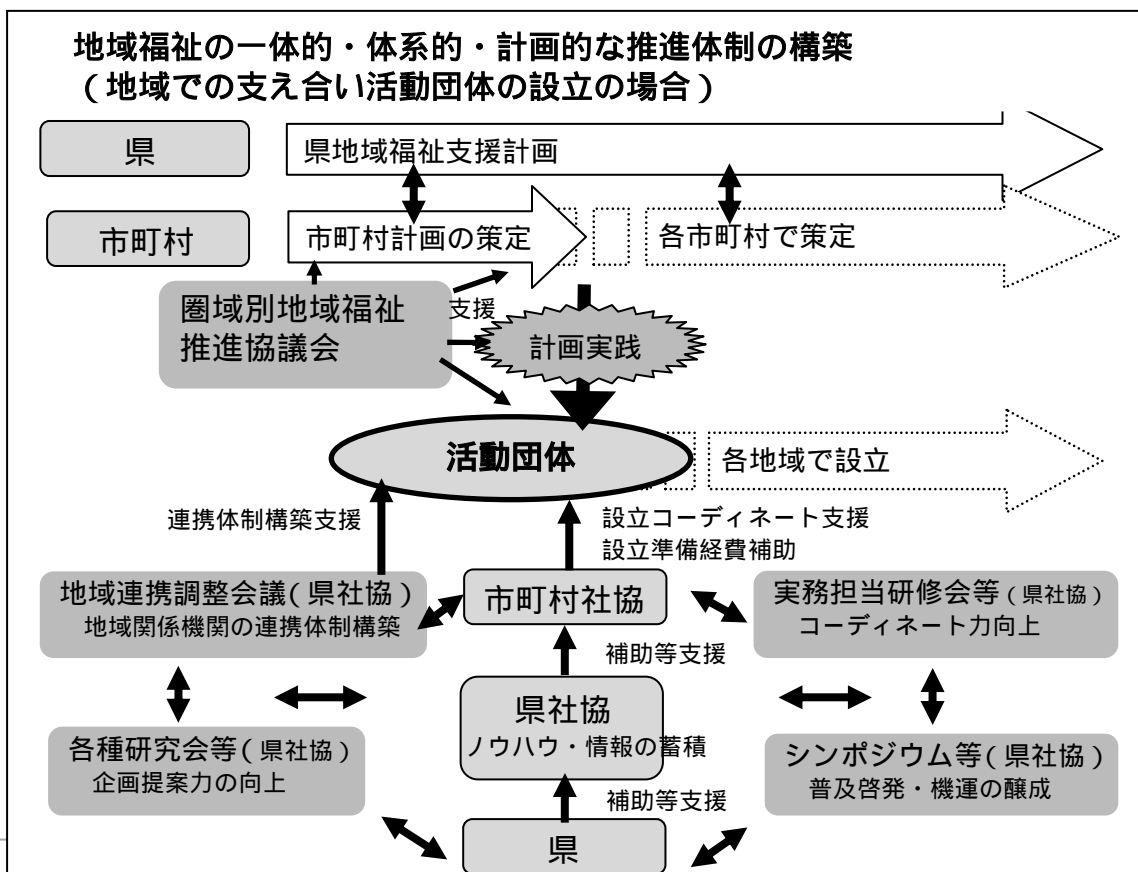
なお、ITの活用や、傾聴ボランティアの充実による活動強化など先駆的な手法について検討します。

岐阜県地域防災計画に基づく「岐阜県・災害時要援護者支援対策マニュアル（平成18年7月改定）」において、要援護者支援マップづくり（災害時の避難支援）をもとにした地域の要支援者への見守りネットワーク活動や避難支援等に関する具体的方法をマニュアル化するとともに、市町村や関係機関等を交えた検討会・研修会の開催、先進事例の紹介などにより、市町村による取り組みを支援します。

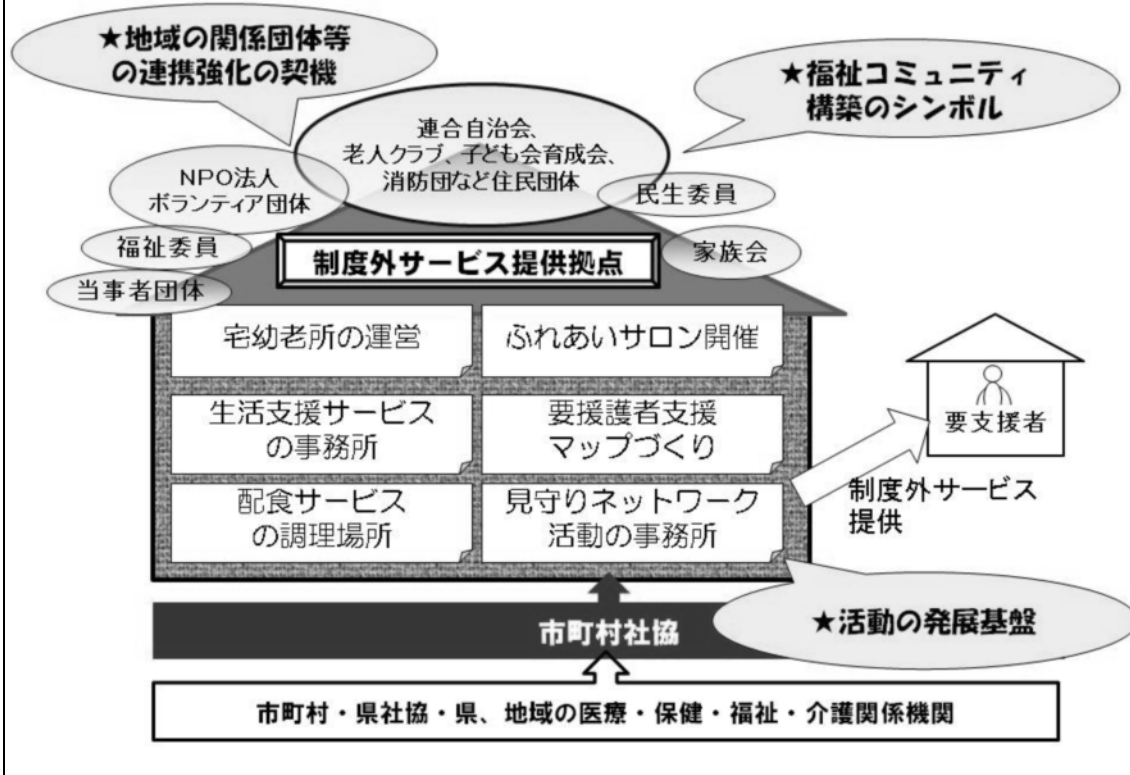
県社協との連携のもと、県内外の先駆的・モデル的な地域での支え合い活動事例について、事例報告会、研修会の開催や、各種情報提供などをはじめ、速やかに県内へ普及させていく仕組みづくりに取り組みます。

社団法人岐阜県医師会、社団法人岐阜県歯科医師会、社団法人岐阜県看護協会、県社会福祉協議会等との連携のもと、ふれあいサロン活動などでの地域住民自らによる専門的・効果的な健康づくり・介護予防活動の充実・活発化に向けた体制づくりに取り組みます。

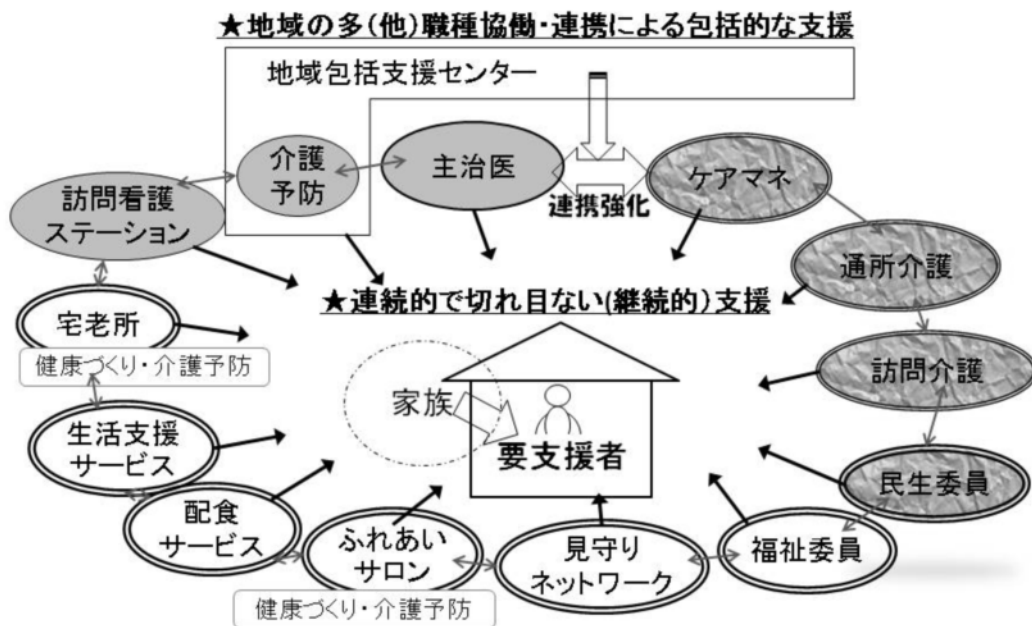
県内各地域における制度外サービスの整備・充実状況を踏まえつつ、社団法人岐阜県医師会、社団法人岐阜県歯科医師会、社団法人岐阜県看護協会、市町村、県社会福祉協議会等との連携のもと、本県の実情に応じた「地域包括ケア体制（システム）」の構築に向けて、調査・研究に取り組みます。



■支え合いの拠点づくりを契機とした制度外サービスの整備・充実



■地域包括ケア体制（高齢者対象）イメージ図



最も身近な地域福祉の担い手・民生委員の活動推進

1 経緯・現状

民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱され、身分的には特別職の地方公務員とされています。

民生委員は、市町村や市町村社会福祉協議会をはじめ地域の関係機関との連携・協働のもと、地域で支援を必要とする方の生活状況などを適切に把握するとともに、支援を必要とする方の相談に応じ、情報提供や必要な援助に繋げるなど、最も身近な地域福祉の担い手となっていただいています。

また、災害時における対応として、平成18年度から「民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動」により、全国的に減災・防災に向けた取り組みが展開され、「見守りネットワーク活動」や「要援護者支援マップづくり(災害時の避難支援)」に繋がっています。

県内においては、平成20年3月現在、4,379名(注)の方に委嘱されています。

(注) 民生委員・児童委員数：3,874人、主任児童委員：505人の計

県では、日々の活動費に対する支援のほか、各種研修会などによる民生委員の資質向上や、地域毎に設置された民生委員児童委員協議会を単位とした組織的な活動に対する支援を行ってきました。

岐阜県の民生委員活動

	相談支援件数				活動件数				訪問回数	活動日数
		在宅介護	日常的な支援	生活費		調査・実態把握	地域福祉活動	要援護児童発見の通告・仲介		
H15	142,981	29,555	17,654	12,617	323,816	54,423	85,456	3,548	432,811	444,330
H16	130,186	24,694	17,544	13,232	330,613	54,408	88,943	3,328	435,616	442,009
H17	127,039	20,015	19,957	10,949	336,760	57,006	98,614	3,059	459,593	461,164
H18	127,749	19,752	21,389	10,490	342,286	55,449	102,262	3,015	456,254	474,086
H19	124,980	17,979	25,436	9,645	358,458	56,500	108,956	1,927	478,765	478,619

「福祉行政報告例」厚生労働省

2 課題

地域の福祉課題が増大するとともに、児童虐待、孤独死、悪質商法・詐欺行為、防災・減災対策など多様化・複雑化・潜在化・深刻化する中、民生委

員に期待される役割もまた、増大するとともに、多様化・複雑化してきています。

このため、民生委員の役割の増加、負担感などを理由として、民生委員のなり手が不足しているという状況にもあります。

3 方針

県では、市町村、県社会福祉協議会等との連携のもと、民生委員の適正配置のほか、認知度と社会的評価の一層の向上、実践的な研修会等による資質の向上、地域の関係機関との連携強化や民生委員児童委員協議会の活性化支援など、次により、住民に最も身近な地域福祉の担い手である民生委員の一層の活動強化を推進します。

民生委員活動の一層の効率的かつ効果的な推進に向け、市町村との連携のもと、民生委員の適正配置に取り組みます。

民生委員の役割と活動内容に関する広報啓発や、民生委員に対する表彰などにより、県民の理解・認知度と社会的評価の一層の向上を図ります。

増大、多様化・複雑化・潜在化・深刻化する地域の福祉課題に対する適切かつ迅速な相談と援助活動に向け、民生委員の経験年数や役割に応じた、きめ細かく実践的な研修会、研究会を開催します。

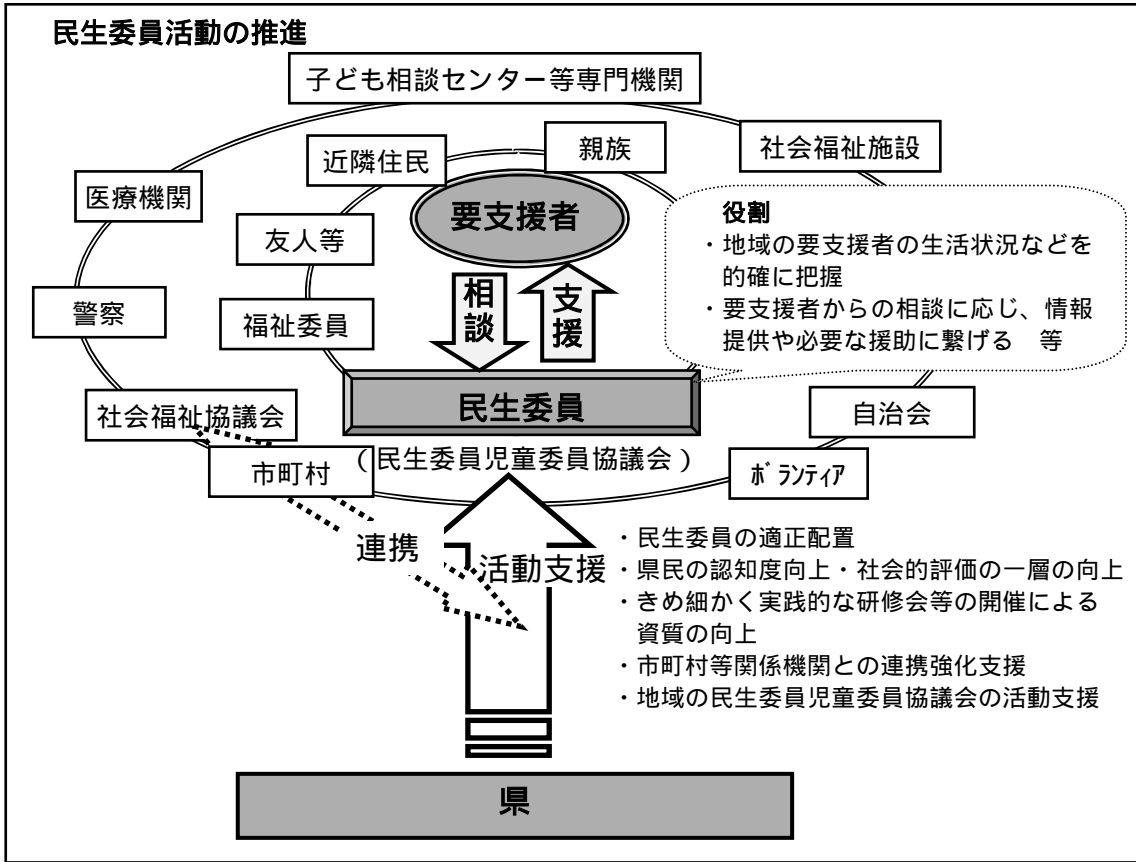
「基本施策2の(3)の 」参照

民生委員と、地域の関係機関・団体との連携・ネットワークの一層の強化を支援します。特に、個人情報に関する市町村との連携強化に向け、市町村や関係機関等を交えた検討会、研修会の開催を支援します。

「基本施策1の(2)の 」、「基本施策2の(3)の 」参照

各地域での民生委員児童委員協議会の活動の活性化を支援します。

「基本施策2の(3)の 」参照



県ボランティアセンターにおける各種情報提供及びマッチング支援

1 経緯・現状

昭和 48 年の国指針（注）以降、県や市町村におけるボランティア活動の振興拠点として、県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会内にボランティアセンター（当時の名称は「奉仕銀行」）が順次設置されてきました。

岐阜県ボランティアセンターでは、地域住民による活動形態の多様化を受け、平成 18 年 4 月に名称を「岐阜県ボランティア・市民活動支援センター（以下「県ボランティアセンター」という。）」に改称し、福祉サービスを必要とする方への生活支援という観点から、各種ボランティア活動の振興拠点を目指した取り組みを展開しています。

平成 20 年 3 月現在、県社会福祉協議会と 39 市町村社会福祉協議会内にボランティアセンターが設置され、ボランティア活動をしたい人と、ボランティアによる援助を必要とする人とをつなぐマッチング機能のほか、ボランティア意識の醸成、情報提供、研修会等による人材育成などが行われ、平成 19 年 10 月現在で、県内で活動するボランティアの約 9 割にあたる約 1,900 団体、7 万 9 千人が県や市町村のボランティアセンターに登録されています。

（注）昭和 48 年 6 月 19 日付け「奉仕銀行の運営について」

県では、市町村ボランティアセンターの各種活動を支援するため、県社会福祉協議会が設置した県ボランティアセンターの運営と事業を支援してきました。

ボランティア団体数とボランティアセンターへの登録団体数等

	H15	H16	H17	H18	H19
ボランティア団体数（把握）	2,000	2,387	1,807	1,846	2,112
ボランティア団体登録数	1,676	2,131	1,553	1,703	1,940
登録率（％）	83.8	89.3	85.9	92.2	91.9
ボランティア数（把握）	122,849	117,759	89,010	98,175	89,553
ボランティア登録人数	89,255	96,335	69,481	78,347	79,468
登録率（％）	72.7	81.8	78.1	79.8	88.7

県ボランティアセンターまとめ。（把握）とは各市町村社協による調査結果を基にした数値。なお、H16 と H17 以降の数値に大差があるのは、市町村合併を契機に精査したことによる。

2 課題

増大、多様化・複雑化・潜在化・深刻化する地域の福祉ニーズに対応していくためには、様々な活動を担うボランティアやボランティア団体の掘り起こしと育成が必要です。

また、県民誰もが何らかのボランティア活動に参加するようなきっかけづくりや仕組みづくり、意識の醸成も重要です。

なお、地域活動を通じて社会に貢献したいと考えているが、情報不足や、参加するきっかけがないなどの理由で、活動に繋がっていない現状もあり、マッチングを担う市町村ボランティアセンターの活性化とともに、一層の認知度の向上も求められています。

3 方針

県では、県ボランティアセンター（県社会福祉協議会）による専門的な情報提供やボランティアの広域的なマッチングなど次の機能充実に向けた取り組みへの支援を通して、地域におけるボランティア活動の振興拠点である市町村ボランティアセンターの機能と認知度の向上を支援します。

各種フォーラムなど機会を捉えた地域での支え合い意識・ボランティア意識の高揚を図ります。

「基本施策2の(1)の 」参照

地域での支え合い活動団体の設立と活動発展を支援します。

「基本施策1の(2)の 」参照

県ボランティアセンター（県社会福祉協議会）の取り組み

ボランティア意識の高揚や、ボランティアの担い手の掘り起こしと参加の呼びかけ、ボランティアセンターの認知度向上に向け、「ボランティア・市民活動の手引き」の作成をはじめ効果的な広報の実施

地域でのボランティア活動の中心となるリーダーの発掘と育成

「基本施策2の(2)の 」参照

社会福祉事業者に対するボランティア受け入れ研修など、多様なボランティアの受け皿づくり

特に、ボランティアとして参加する方の自己実現や自己啓発を可能とするとともに、支え合う福祉の心の醸成にも資する効果的な受け入れ方法に関する研修内容の充実

企業等との連携のもと、今後大量に離職することが想定されている団塊世代を対象としたボランティア活動への参加のきっかけづくり

「基本施策 2 の(2)の 」参照

市町村ボランティアセンターで、マッチングなどを担うボランティアコーディネーターに対する研修の実施

「基本施策 2 の(2)の 」参照

岐阜県ボランティア活動振興基金(注)による地域での支え合い活動団体の発展に向けた財政支援

(注) 岐阜県ボランティア活動振興基金：福祉活動に関わる地域住民・民間団体の自主的で継続的なボランティア活動を育成・振興することを目的として、昭和 62 年に県、民間企業・団体、市町村社協等により設置
毎年度の基金果実(利子)により、NPO、ボランティア団体が実施する福祉活動に対する助成を実施

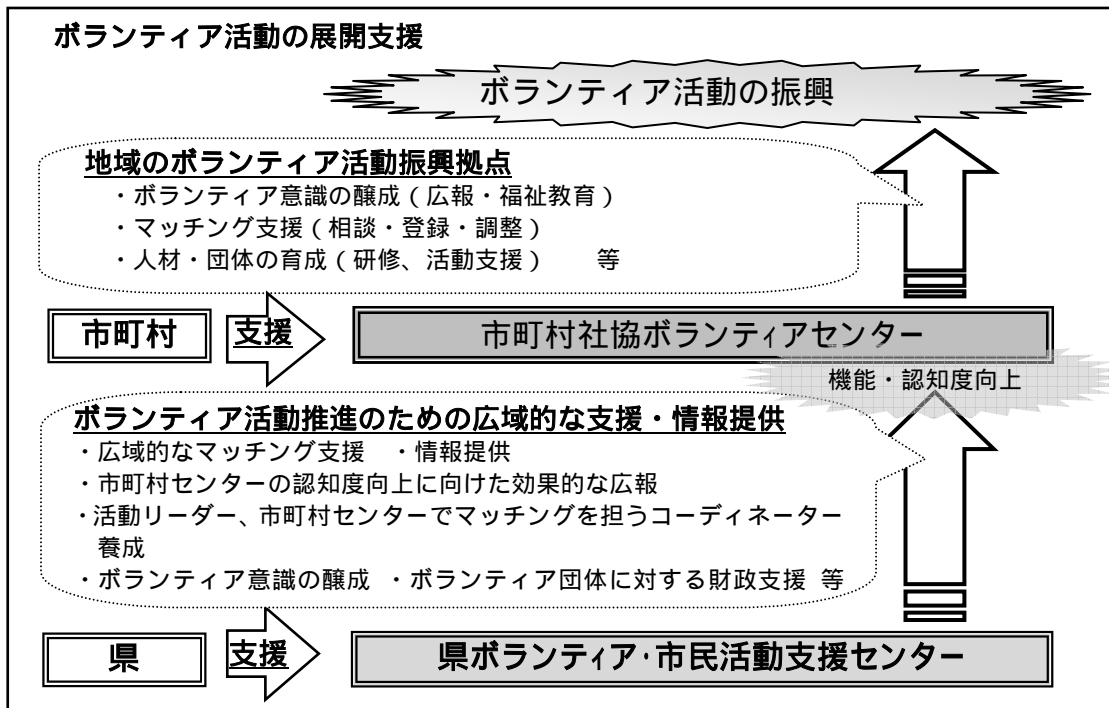
・基金総額：219,325 千円(うち、県出資額 100,000 千円)

共同募金、岐阜県ボランティア活動振興基金、独立行政法人福祉医療機構地方分助成をはじめ、ボランティア・地域での支え合い活動を支援する多種多様な助成制度に関する情報・活用ノウハウの蓄積と提供、助成制度活用に関する相談対応

ボランティア意識の高揚を図るとともに、県内ボランティア関係者の交流・情報交換の場となるボランティアフェスティバルの開催

ボランティア活動検索システムとコーディネートシステムの充実により、市町村域を跨ぐ広域的なマッチング支援体制の強化と、県内ボランティアセンターのネットワーク・連携体制の一層の強化

NPO の支援・交流拠点である「ぎふ NPO プラザ」との連携強化



(3) 社協機能の強化支援

本県地域福祉推進の中核的団体としての県社会福祉協議会の機能強化に向けた支援

1 経緯・現状

平成12年の社会福祉法改正において、社会福祉協議会の目的が「地域福祉の推進」であることが明記されました。

市町村社会福祉協議会は、福祉活動専門員やボランティアコーディネーターによる住民活動への支援とともに、生活福祉資金の貸付窓口、日常生活自立支援制度の推進など、住民に最も身近な地域福祉の推進母体・拠点としての役割を担っています。

また、42市町村社会福祉協議会のうち40社協において、介護保険事業の担い手ともなっています。

県社会福祉協議会は、広域的な観点から、福祉活動指導員による地域福祉に関する調査・研究・企画（注）をはじめ市町村社会福祉協議会への支援とともに、福祉人材の養成と確保支援、社会福祉事業の経営に関する指導と助言など、本県地域福祉の中核的な推進団体としての役割を担っています。

（注）最近の主な調査研究成果

- ・H15年2月「福祉サービス利用援助事業推進マニュアル」
- ・H16年3月「市町村社協の法人合併の手引き」
- ・H16年3月「社会福祉協議会モデル就業規則」
- ・H16年3月「地域福祉活動計画アウトライン」
- ・H16年3月及びH18年3月「災害救助ボランティア活動マニュアル」
- ・H17年2月「住民参加・互助在宅福祉サービスの組織運営・事業経営マニュアル」
- ・H17年3月「宅幼老所の企画について」
- ・H18年3月「岐阜県ボランティア市民活動センターあり方研究会報告」
- ・H18年3月「指定管理者制度における社協指定について」
- ・H18年3月「社会福祉協議会における個人情報保護に関する適正な取り扱いについて」
- ・H18年3月「防災自主組織と小地域活動について」
- ・H19年3月「市町村社会福祉協議会による法人後見に関する研究委員会報告書」
- ・H20年3月「地域福祉活動計画の策定について」

県では、県社会福祉協議会に対して、運営費補助をはじめとする支援を行ってきました。

2 課題

管内に介護保険事業所が参入していないことや、活動財源の確保などのため、介護保険事業などの制度サービスに重点を置かざるを得ない市町村社会福祉協議会もあります。

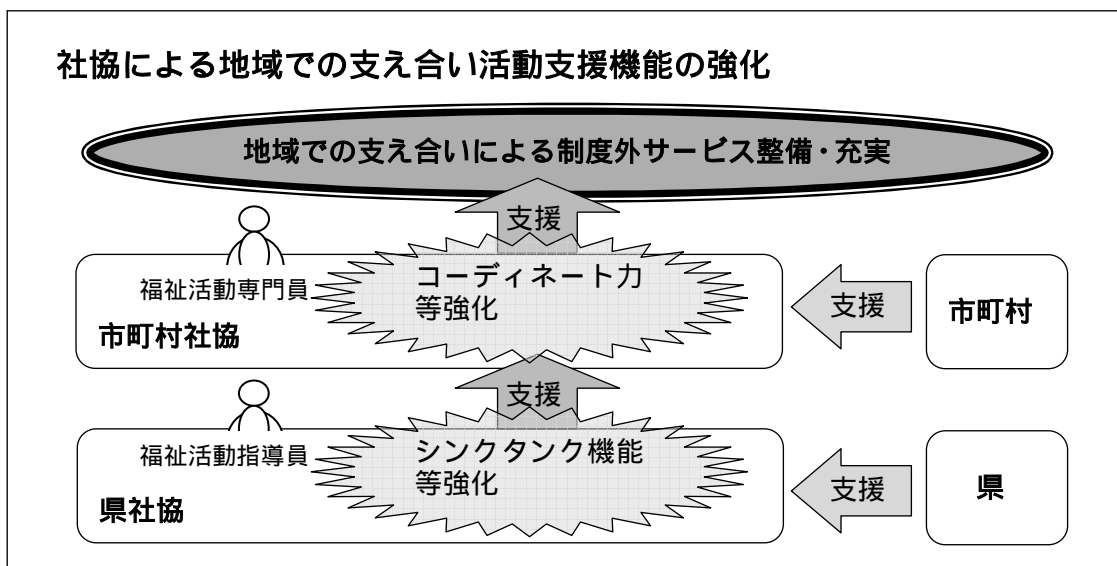
しかし、社会福祉協議会の本来の目的は、地域福祉の推進を図ることにあり、「施設」から「地域（在宅）」が重視されるなど、県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会には、地域福祉の推進母体としての機能を一層発揮し、特に地域での支え合いによる制度外サービスの整備・充実に向けたコーディネート力等を強化していくことが求められています。

3 方針

県では、本県地域福祉の中核的な推進団体である県社会福祉協議会の運営と、その機能強化に向けた取り組みを支援します。

特に、福祉活動指導員が中心となった、市町村社会福祉協議会の制度外サービス整備・充実に関するコーディネート機能強化に向けた取り組みと、本県地域福祉の推進に関するシンクタンク機能の強化に向けた取り組みを支援します。

「基本施策2の(2)の 」参照



地域での支え合いによる制度外サービスの整備・充実に向けた数値目標

項 目	H20 年度末等実績 (注 1)	H25 年度末目標
市町村地域福祉計画策定済市町村数	37 市町村	42 市町村
団体づくりに対する県支援制度を活用して団体を設立した市町村数	4 市町村	42 市町村
拠点づくりに対する県支援制度の活用箇所数	0 ヶ所	200 ヶ所
見守りネットワーク活動実施率	50.8% 約 2,721/5,359 自治会等	100% 8,488/8,488 自治会等
要援護者支援マップづくり (災害時の避難支援)作成率	31.0% 13/42 市町村	100% 42/42 市町村
ふれあいサロン活動(高齢者)実施率	41.9% 約 2,026/4,830 自治会等	55%(注 2) 4,668/8,488 自治会等
住民参加による配食サービス実施率	46.6% 約 178/382 小学校区	60%(注 2) 228/382 小学校区
助け合い(生活支援)活動実施率	7.1% 約 27/382 小学校区	20%(注 2) 77/382 小学校区
宅幼老所の設置率	9.9% 約 38/382 小学校区	25%(注 2) 88/382 小学校区

(注 1) H20 年度末等実績： 及び は H21 年 3 月時点の見込み数値、
～ は H21 年 1 月現在の実績(実施状況未把握等の市町村を除く)

(注 2) 及び の県支援制度の活用等により、H25 年度末時点で、県内 50(年間 10 程度)の小学校区内において、追加実施を目標

- ・ H25 年度末目標：(382 × 41.9%(H20 推計実績) + 50 小学校区) ÷ 382 小学校区数 55%
- ・ H25 年度末目標：(178(H20 実績) + 50 小学校区) ÷ 382 小学校区数 60%
- ・ H25 年度末目標：(27(H20 実績) + 50 小学校区) ÷ 382 小学校区数 20%
- ・ H25 年度末目標：(38(H20 実績) + 50 小学校区) ÷ 382 小学校区数 25%

(1) 支え合う福祉の「心」の醸成

各種フォーラムなど機会を捉えた地域での支え合い意識の高揚

地域ぐるみによる福祉学習の展開促進

(2) 地域での支え合いを担う人材の育成

福祉活動指導員・福祉活動専門員のコーディネート力等向上に向けた支援

県ボランティアセンターにおけるボランティアコーディネーター研修支援

支え合い活動を担うリーダー等の発掘・育成支援

(3) 福祉を担う人材の確保・資質の向上

福祉人材の安定した確保支援

福祉従事者への体系的・実践的な研修等による資質の向上

民生委員の活動強化に向けた各種研修会等の開催

子育てマイスターの確保・養成

(1) 支え合う福祉の「心」の醸成

各種フォーラムなど機会を捉えた地域での支え合い意識の高揚

1 経緯・現状

地域の福祉課題を、住民自らの支え合いで解決していこうとする「共助(地域での支え合い、相互扶助)」の意識の高揚については、特に、県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会において、その基本となる活動理念として取り組まれてきました。

県では、県社会福祉協議会への活動支援のほか、徹底した住民参加を経ることで各地域での支え合い意識の高揚を図る市町村地域福祉計画の策定への支援、民生委員など地域での支え合い活動を担う方に対する表彰などを通して、その意識の高揚に努めてきました。

2 課題

「向こう三軒両隣」や「遠くの親戚より近くの他人」などといわれた互いに助け合う地域の連帯感が希薄化、地域コミュニティが衰退しています。

そもそも、介護保険などの制度の外にあるニーズへの迅速・柔軟な対応、制度の隙間にある方やDV、児童虐待などの発見に関しては、地域での住民相互の支え合いでしか担えない役割があります。

また、「地域での支え合い意識」の高揚と、各種地域福祉活動の推進は、いわば、「卵と鶏」の関係にあるとも考えられます。各種地域福祉活動の一層の推進にあたっては、同時に「地域での支え合い意識」の高揚にも取り組む必要があります。

3 方針

県では、「地域での支え合い意識」がなければ地域福祉施策の効果的な推進は困難でもあることから、市町村、県社会福祉協議会、県共同募金会等との連携のもと、次により、県民への普及を図ります。

また、「地域での支え合い意識」の高揚にあたっては、「助けられ上手」と「寄付文化」の醸成の観点にも、特に留意します。

各種広報やフォーラム、講演会などの様々な機会を捉えて、県民への普及啓発を図ります。

市町村による、住民意識の高揚に資する市町村地域福祉計画の策定を支援します。

「基本施策1の(1)」参照

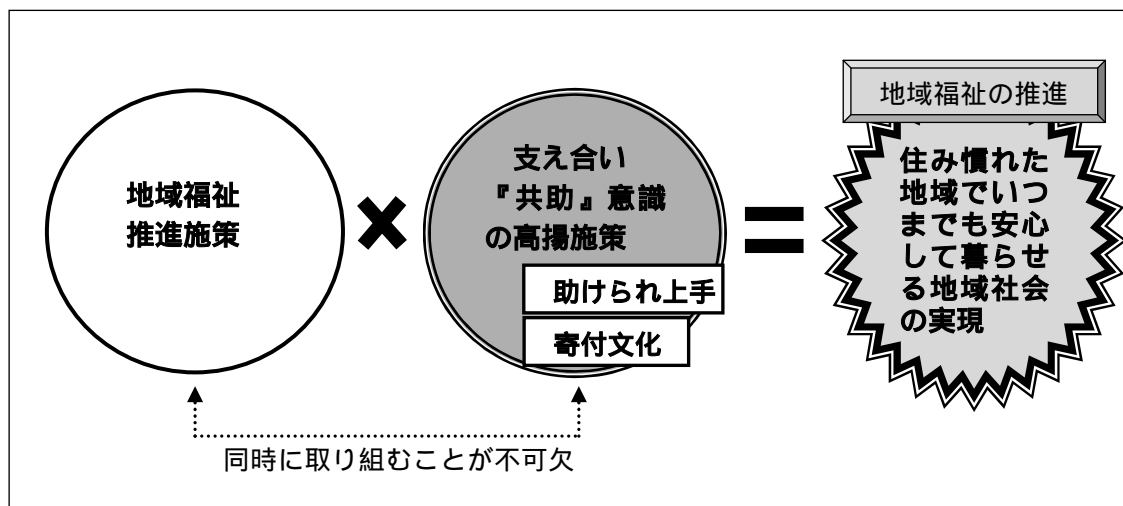
県社協による、主に小学校区（連合自治会）単位での「地区福祉懇談会」の開催支援や「福祉のまちづくりフォーラム」開催、「ボランティアフェスティバル」開催などの取り組みを支援します。

「基本施策1の(2)の 」、 「基本施策1の(2)の 」参照

社会福祉事業者に対するボランティア受入れ研修などに取り組む県ボランティアセンター（県社協）への支援等により、地域における多様なボランティア体験の機会の充実を促進します。

「基本施策1の(2)の 」参照

県共同募金会等との連携のもと、各種広報啓発などにより、「寄付文化」の醸成を図ります。



地域ぐるみによる福祉学習の展開促進

1 経緯・現状

支え合いの心、福祉の心を育てていくためには、子どもの頃から、福祉施設等での体験学習や障がい者などとの交流活動、地域での支え合い活動参加などを通じた福祉学習が重要です。

昭和50年代以降、県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会の支援のもと、県内においても福祉教育へ取り組む小中高等学校や特別支援学校が順次増加し、現在は、ほぼすべての学校において、その趣旨を踏まえた活動がなされています。

県では、約30年間にわたり、県社会福祉協議会によるモデル事業を支援し、福祉教育の普及を促進してきました。

現在まで、約8割の学校がモデル事業の指定を受け、学校現場での福祉教育の定着がみられることから、平成19年度をもって事業を終了しました。

なお、市町村社会福祉協議会では、引き続き学校に対する福祉教育支援に取り組まれています。

モデル事業（指定校）累計（S52～H19）

	学校数	事業実施 学校数	実施率 (%)
小学校	387	333	86.0
中学校	200	180	90.0
高等学校	82	36	43.9
特別支援学校	13	2	15.4
合計	682	551	80.8

県ボランティアセンターまとめ

2 課題

モデル事業の成果を踏まえて、活動が学校から地域へ波及し、児童・生徒から高齢者までを含めた地域ぐるみによる自主的・自立的な福祉学習の展開と発展が期待されています。

また、学校における福祉教育においては、特に福祉人材の確保が緊

急かつ中長期的にも大きな課題となっている中、福祉の仕事への関心を高める観点も必要となっています。

3 方針

県では、支え合う福祉の「心」の醸成を図るため、次により、高等学校等での福祉分野への進学や就労の促進にも資する福祉教育の充実とともに、県社会福祉協議会による、生涯学習の観点も含めた地域ぐるみでの福祉学習の展開と発展に向けた取り組みを支援します。

高等学校等において、地域の福祉・介護機関、大学等との連携のもと、生徒のレベルや習熟度に合わせた福祉教育を実施します。

特に、福祉人材の確保が緊急かつ中長期的にも大きな課題となっている中、福祉施設等での体験学習や、障がい者などとの交流活動、機会を捉えた福祉の仕事の魅力とやりがいのPRなどを通し、生徒のみならず保護者や教員における福祉の仕事への理解と関心を高め、福祉分野への進学や就労に繋がります。

「基本施策2の(3)の 」参照

県社会福祉協議会の取り組み

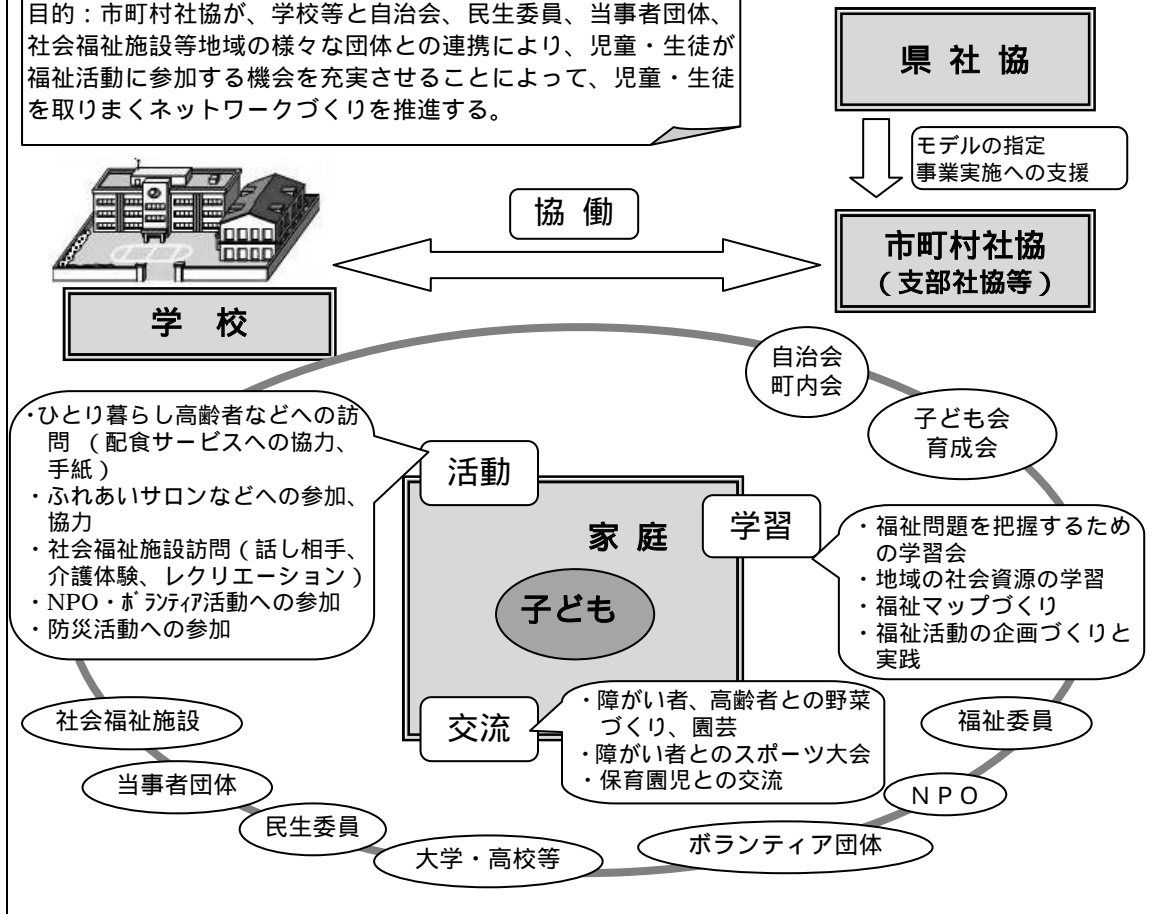
地域の福祉・介護機関、大学等との連携のもと、児童・生徒のレベルや習熟度に合わせた福祉教育の促進

県内教育機関など関係機関との連携のもと、学校から地域への福祉学習活動の波及に向けた調査・研究、機運の醸成や活動発展に向けた各種普及啓発の実施

地域ぐるみでの福祉学習活動の普及を目指して、市町村社協が学校、地域の関係団体、福祉関係機関等と連携して行うモデル事業の実施

地域ぐるみでの福祉学習モデル

目的：市町村社協が、学校等と自治会、民生委員、当事者団体、社会福祉施設等地域の様々な団体との連携により、児童・生徒が福祉活動に参加する機会を充実させることによって、児童・生徒を取りまくネットワークづくりを推進する。



(2)地域での支え合いを担う人材の育成

福祉活動指導員・福祉活動専門員のコーディネート力等向上に向けた支援

1 経緯・現状

昭和 41 年から、県社会福祉協議会に「福祉活動指導員」、市町村社会福祉協議会に「福祉活動専門員」が配置されました。

福祉活動指導員と福祉活動専門員は、平成 11 年の国通知（注）でも「資質の如何は、社会福祉協議会活動の成否を左右するものである。」と特に留意されているように、社会福祉協議会が地域福祉の推進母体としての役割を果たすため、その中心的な業務を担う社協職員です。

県内においては、福祉活動指導員と福祉活動専門員によるコーディネートなど支援のもと、支部社協、ふれあいサロン活動、福祉委員をはじめ住民主体による支え合い活動の組織化が進んできました。

（注）平成 11 年 4 月 8 日付け「社会福祉協議会活動の強化について」

福祉活動専門員の配置については、市町村が支援することとされています。

県では、県社会福祉協議会に対する福祉活動指導員への人件費助成とともに、福祉活動指導員が中心となって福祉活動専門員とともに取り組む各種研修会・研究会、情報交換会等の活動を支援してきました。

福祉活動指導員・福祉活動専門員の配置状況

	福祉活動指導員	福祉活動専門員
配置社協数	県社協	42 市町村社協
配置人員数	6 人	156 人
実質人員（活動ベース）	-	90 人

H20 年 3 月・市町村社協実態調査（県及び県社協実施）等

2 課題

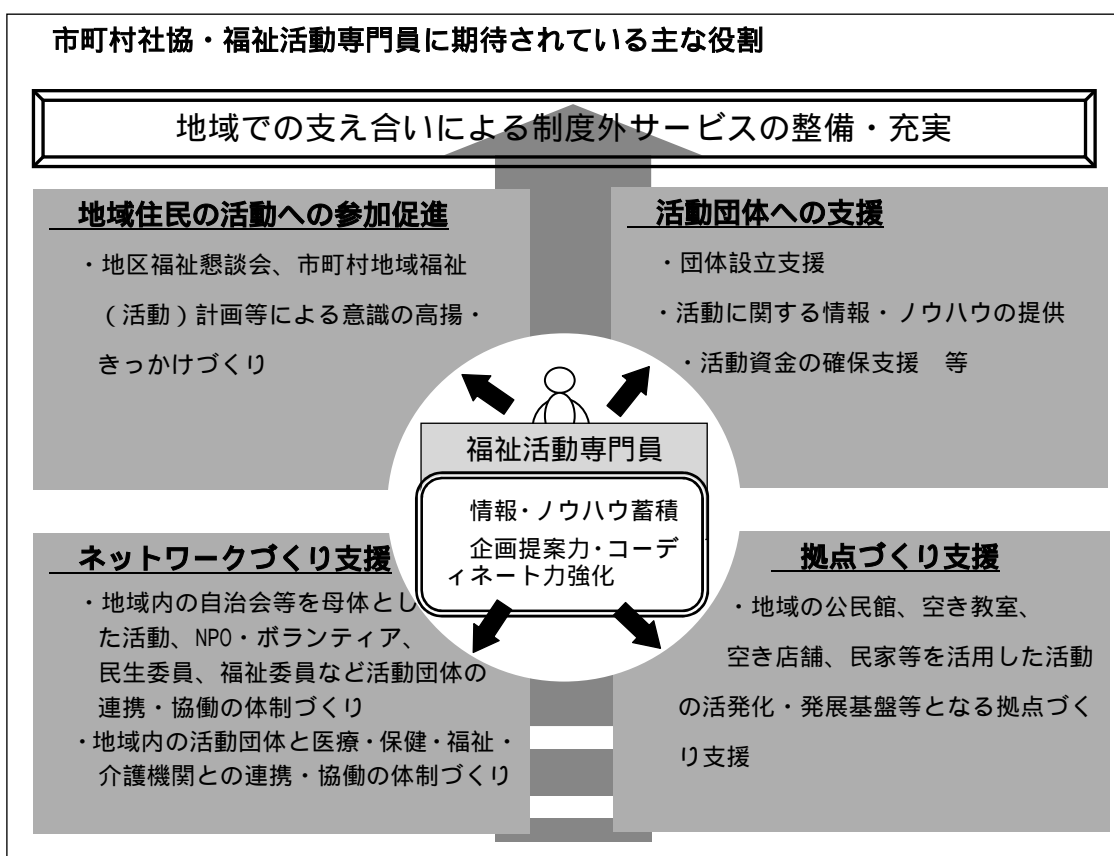
福祉活動指導員と福祉活動専門員は、現在までの活動で蓄積したノウハウや地域の医療・保健・福祉・介護機関などとのネットワーク等を活用し、地域ニーズを的確に踏まえた地域での支え合いによる制度外サービスの整備・充実に向け、今こそ、その役割が期待されています。

しかし、厳しい財政環境にあって、市町村による市町村社会福祉協議会に対する人件費を含む財政支援が縮小傾向にある中、市町村社会福祉協議会の福祉活動専門員からは、「他の業務にも従事せざるを得ず、住民活動支援に専念できない。」との声が多く聞かれるところです。

3 方針

県では、地域福祉に関するシンクタンク機能を担う県社会福祉協議会・福祉活動指導員の適正配置と、その活動への支援を通し、市町村社会福祉協議会・福祉活動専門員による地域での支え合い活動支援に関する情報とノウハウの蓄積、企画提案力とコーディネート力の向上等を促進します。

また、市町村とともに、県内における地域での支え合いによる制度外サービスの整備・充実方策を検討する中で、福祉活動専門員の果たすべき役割の重要性について議論を深めるなど、福祉活動専門員の適正配置を促進します。



県ボランティアセンターにおけるボランティアコーディネーター 研修支援

1 経緯・現状

昭和 48 年の国指針（注）により、県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会内にボランティアセンター（旧名称は「奉仕銀行」）が設置されて以降、ボランティア活動の活発化にともない、市町村ボランティアセンターにおいてボランティア振興の中心的な役割を担うボランティアコーディネーターの配置が進みました。

平成 20 年 3 月現在、ボランティアセンター設置済の 39 市町村のすべてにおいてボランティアコーディネーターが配置されています。ボランティアコーディネーターにより、各地域におけるボランティア情報の整備と発信、ボランティア活動をしたい人とボランティアによる援助を必要とする人とをつなぐマッチング支援など、ボランティア活動の活発化に向けた取り組みが行われています。

県ボランティアセンター（県社会福祉協議会）では、ボランティアコーディネーター研修を開催し、県内各市町村におけるボランティアコーディネーターの配置促進と、その資質向上を図ってきました。

なお、大規模災害時において、全国から集まるボランティアの受入調整等の役割も期待されているため、平成 19 年度からは適切かつ円滑なボランティアの采配業務等に関する研修を充実したところです。

（注）昭和 48 年 6 月 19 日付け「奉仕銀行の運営について」

県では、市町村ボランティアセンターの各種活動を支援するため、県ボランティアセンターによるボランティアコーディネーター研修を支援してきました。

コーディネーター研修会開催実績

	H15	H16	H17	H18	H19
開催日数（日）	1	3	2	5	2
参加者数（人）	37	112	56	130	46

県ボランティアセンターまとめ

災害ボランティアコーディネーター講座開催実績

	H15	H16	H17	H18	H19
開催日数(日)	1	1	1	1	3
参加者数(人)	46	48	41	68	212

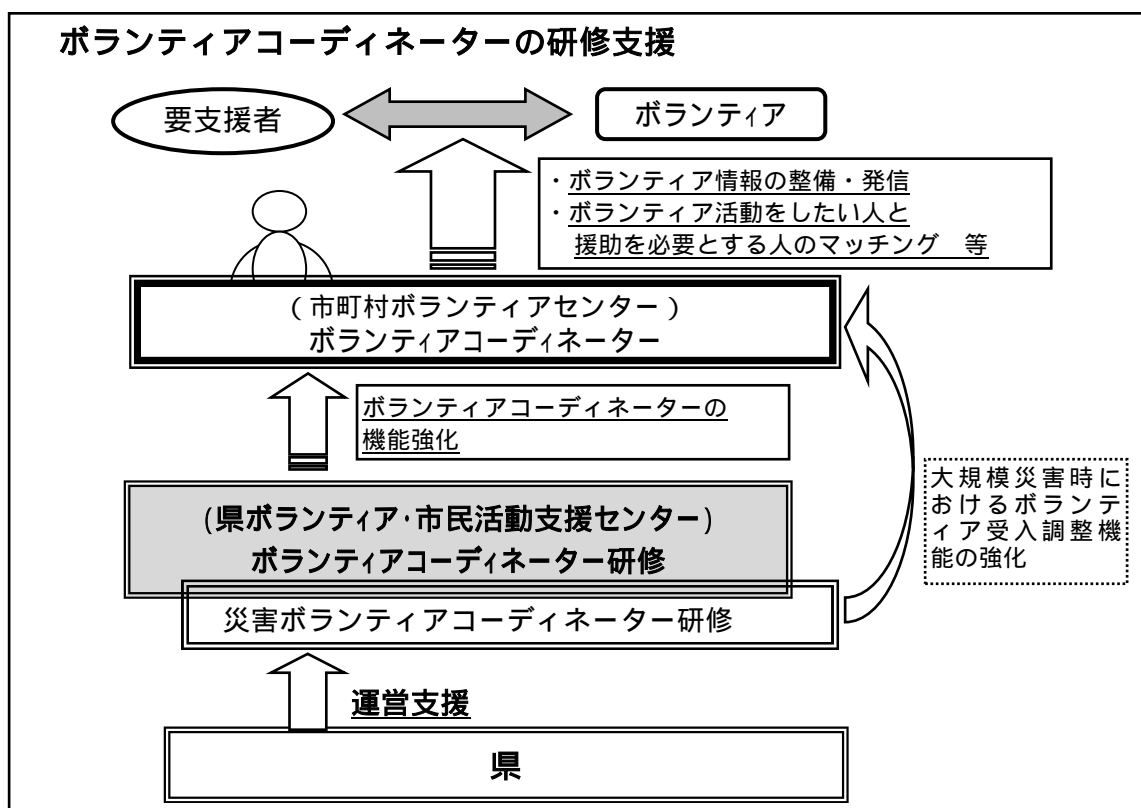
県ボランティアセンターまとめ

2 課題

地域の福祉課題が増大、多様化・複雑化・潜在化・深刻化する中、ボランティアコーディネーターには、個々のニーズとボランティア活動との需給調整とともに、地域の福祉課題に対応するボランティア活動促進のためのコーディネート力と企画提案力が一層求められています。

3 方針

県では、市町村ボランティアセンターの機能強化に向け、県ボランティアセンターによる実践的な研修会の開催など、ボランティアコーディネーターの資質向上への取り組みを支援します。



支え合い活動を担うリーダー等の発掘・育成支援

1 経緯・現状

地域での支え合い活動の発展に向け、主に県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会のボランティアセンターにおいて、活動を担うリーダー等の発掘と育成に取り組まれてきました。

県ボランティアセンターでは、平成15年度からの5年間でも、延べ11回、631人に対して、活動の継続・発展に向けたノウハウ等に関するリーダー研修が実施されてきました。また、今後、大量に離職することが想定されている団塊の世代を対象に、地域での支え合い活動の担い手となるきっかけづくりに取り組まれているところです。

県では、県ボランティアセンターによる、支え合い活動を担うリーダー等の発掘と育成に向けた取り組みを支援してきました。

ボランティアリーダー養成研修開催実績

	H15	H16	H17	H18	H19
開催日数(日)	5	2	1	1	2
参加者数(人)	220	101	57	70	183

県ボランティアセンターまとめ

2 課題

活動のリーダーや担い手となる人材は、従来の民生委員、福祉委員やその経験者、地区福祉懇談会や市町村地域福祉計画策定などの機会に加えて、PTA や青少年団など福祉に限らず他の様々な活動の中に見いだしていくことが必要です。なお、シニアボランティアの32.4%が現役時代から引き続き活動している方であるとの調査結果もあり(注)、特に団塊の世代の方々が、退職後に地域での支え合い活動の場で、これまで培ってきた専門的な技術や知識を引き続き活かしながら活躍していただくため、企業との連携も重要となっています。

(注) H17年度「高齢者の社会参画に関する政策研究報告書」(高齢社会対策の総合的な推進のための政策研究会(内閣府))

また、社会貢献意欲のある方々に対し、必要なノウハウを身につけていただく研修会の充実とともに、研修終了後、円滑に地域での活動に繋げるまで

の支援の充実も求められています。

3 方針

県では、団塊世代を対象とした活動参加のきっかけづくりや実践的なリーダー研修の開催をはじめ、県社会福祉協議会による市町村社会福祉協議会と連携した次の取り組みへの支援を通し、市町村と市町村社会福祉協議会による地域での支え合い活動の担い手やリーダーの発掘と確保、育成を支援します。

県社会福祉協議会（県ボランティアセンター等）の取り組み

地域での支え合い意識の高揚や、地域ぐるみでの福祉学習の展開促進による活動の担い手づくり

「基本施策2の(1)」参照

市町村社協が取り組む、幅広い分野からの活動のリーダーと担い手の発掘に向けたネットワーク化への支援

団塊の世代を対象とした、活動参加へのきっかけづくり。特に企業との連携のもと、現役時代からの活動参加の仕組みづくり

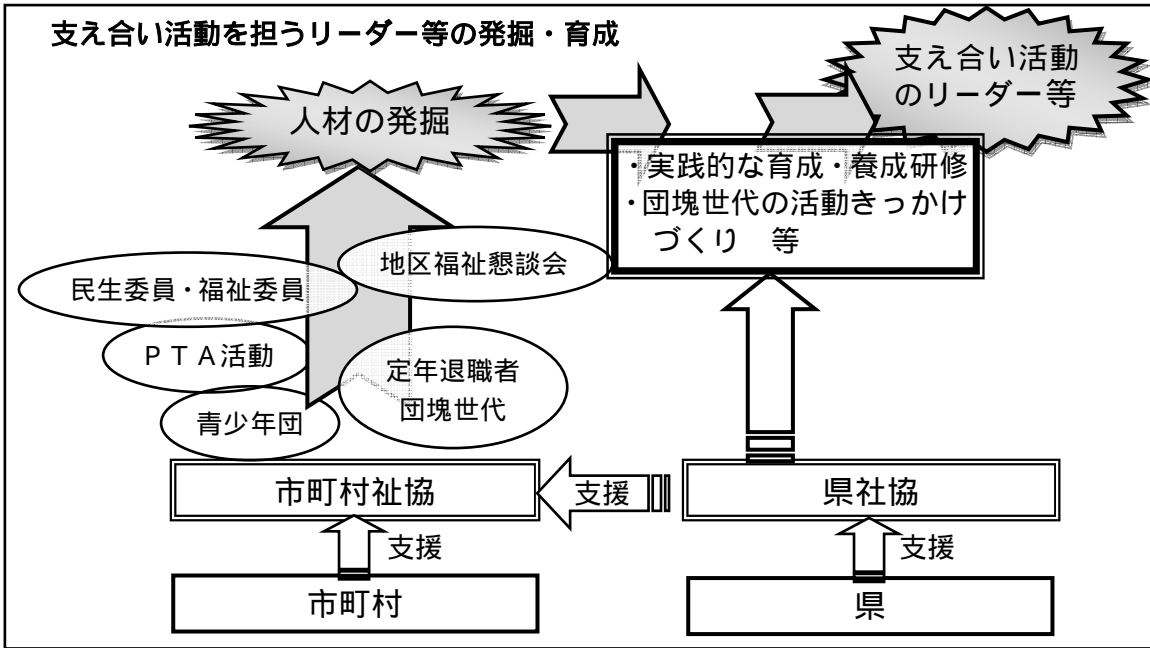
地域の福祉課題を住民自らが認識することで、活動（制度外サービスの提供）のきっかけとして有効であり、言い換えれば活動担い手の育成と発掘の場としても有効な、市町村と市町村社協が取り組む地区福祉懇談会の開催と運営への支援

「基本施策1の(2)の 」参照

地域での支え合いによる制度外サービスに関する全国的な事例研究や整備ノウハウの蓄積を踏まえた、実践的な育成・養成研修の実施

意欲のある方を、円滑に地域での活動に繋げるコーディネーター役である市町村社協の福祉活動専門員とボランティアコーディネーターの機能強化支援

「基本施策2の(2)の 」参照



(3)福祉を担う人材の確保・資質の向上

福祉人材の安定した確保支援

1 経緯・現状

社会福祉事業者の人材確保を支援するため、県では、社会福祉法第93条に基づき平成5年、県社会福祉協議会内に「岐阜県福祉人材センター」を設置しました。

岐阜県福祉人材センターでは、国指針（注）等に基づき、社会福祉事業者に対する情報提供などのほか、福祉の仕事への求職者に対する無料職業紹介（福祉人材バンク）をはじめとした就業の援助、県社会福祉協議会が平成9年に設置した「岐阜県福祉研修センター」との連携のもと従事者の技能と資質向上のための各種講習会、研修会などの開催に取り組んできました。

（注）平成19年厚生労働省告示「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」

求人件数等実績

	H15	H16	H17	H18	H19	計
求人登録施設数	219	219	296	283	184	1,201
求人登録数（人）	727	831	1,014	1,342	550	4,464
講習会参加者人数（人）	959	1,028	1,422	835	448	4,692
就職説明会参加者人数（人）	718	604	625	525	507	2,979
就職斡旋件数	187	124	74	54	25	464

県福祉人材センターまとめ

（注）就職斡旋件数は、実際に就職に至った件数

（注）H18.12月のシステム変更により、過年度との単純比較は困難

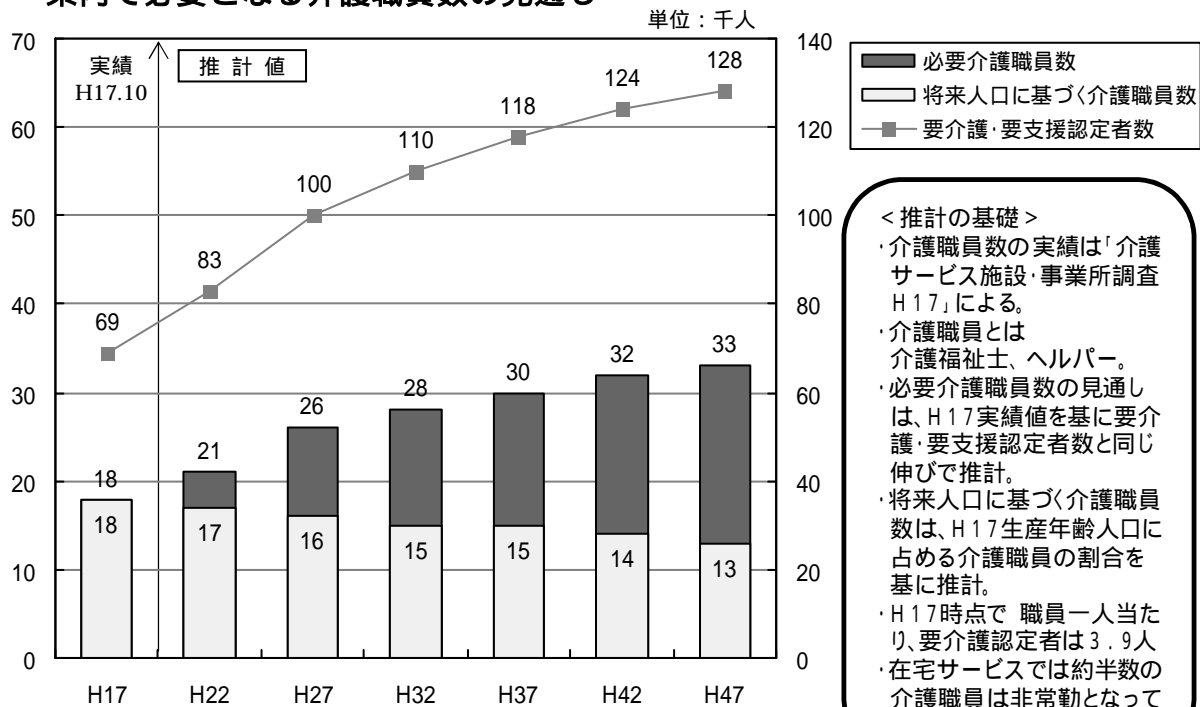
2 課題

現在、福祉現場では、低賃金や労働環境の厳しさなどのため離職者も多く、質の高い福祉人材を安定的に確保することが急務となっています。

さらに、中長期的な視点からも、介護を要する高齢者の数が平成17年度の6万9千人から、平成47年度には、そのほぼ倍の12万8千人に及ぶとも推計され、特に介護人材の確保が大きな課題となっています。

このため、岐阜県福祉人材センターにおいても、幅広い県内関係機関との連携のもと、人材確保支援に向けた機能を一層充実することが緊急の課題となっています。

県内で必要となる介護職員数の見通し



資料：岐阜県将来構想研究会

< 推計の基礎 >

- ・介護職員数の実績は「介護サービス施設・事業所調査 H17」による。
- ・介護職員とは介護福祉士、ヘルパー。
- ・必要介護職員数の見通しは、H17実績値を基に要介護・要支援認定者数と同じ伸びで推計。
- ・将来人口に基づく介護職員数は、H17生産年齢人口に占める介護職員の割合を基に推計。
- ・H17時点で職員一人当たり、要介護認定者は3.9人
- ・在宅サービスでは約半数の介護職員は非常勤となっている。

3 方針

県では、国に対して必要な要望等を行うことはもとより、福祉人材確保対策を総合的に推進するため、岐阜県福祉人材センターと岐阜県福祉研修センターを統合・一元化のうえ、県内関係機関の連携・協働の中核となる「岐阜県福祉人材総合対策センター」を県社会福祉協議会内に設置し、福祉の仕事に対する社会的評価の向上、質の高い福祉人材の安定的な確保支援、労働環境の整備支援など、次に取り組むことにより、従事者が自信と誇りを持ち、安心して働くことができる社会の実現を図ります。

岐阜県福祉人材総合対策センター（県社会福祉協議会内に設置）での取り組み

本県の福祉人材確保対策に関するシンクタンクとして、事業者団体、従事者団体、財団法人介護労働安定センター等との連携のもと、福祉人材の需給状況・就業状況に関する調査・研究、体系的かつ実践的な従事者のキャリアアップ・スキルアップ研修メニューの開発、人材確保と定着（離職防止）のための労務管理と経営改善方法の調査・研究などに取り組み、福祉人材確保に関する情報やノウハウの蓄積と発信を行います。

県内関係機関・団体の情報交換・ネットワーク拠点として、「岐阜県福祉人材確保対策連絡協議会（仮称）」の設置を検討するなど、県内関係機関等の一層の連携・ネットワーク強化による福祉人材確保対策の推進体制を構築します。

福祉分野に関する従事者と事業者研修を一元的に担うとともに、体系的な研修メニューによる研修機関として、上記シンクタンク機能の充実を踏まえ、高度化・多様化・専門化する福祉・介護ニーズに対応するための実践的な従事者キャリアアップ・スキルアップ研修、福祉関係に就職していない介護福祉士など有資格者への職場復帰研修、人材確保と定着（離職防止）にも資する労務管理と経営改善に関する事業者研修等を開催します。

「基本施策2の(3)の 」参照

- ・ 特に、従事者研修では、離職の原因として指摘されている従事者の腰痛等を緩和するための介護技術に関する研修会を開催します。

福祉人材バンクとして、公共職業安定所（ハローワーク）等と連携し、求職者の把握と登録の充実のもと、無料職業紹介を実施します。

また、福祉人材養成機関、シルバー人材センター、岐阜県人材チャレンジセンター等との連携のもと、現在福祉関係に就職していない介護福祉士など有資格者の把握と登録に取り組み、福祉分野への就労促進に努めます。

さらに、従事者が安心して出産や育児、研修等による休暇が取得できるよう、産休、育休、研修等の短期的求人需要に備えた人材リスト作成とともに、事業者間の人材交流のためのリスト作成に取り組みます。

福祉人材に関する総合的な相談窓口として、上記シンクタンク機能の充実を踏まえ、従事者が抱える人間関係や業務内容等に対する悩みや不満等への相談対応（メンタルヘルス）や、事業所からの従事者の待遇改善やキャリア管理など労務管理改善などに向けた相談に対応します。

福祉現場の声を踏まえた福祉人材確保対策の実施機関として、上記研修機能、福祉人材バンク機能、総合相談窓口機能、特にシンクタンク機能と県内関係機関・団体の情報交換・ネットワーク拠点機能の充実のもと、次の取り組みを効果的に推進します。

- ・ 県ボランティアセンター（県社会福祉協議会）との連携のもと、児童・生徒が福祉の仕事への理解と関心を高めるため、地域の福祉施設などでの介護等の体験活動、障がい者などとの交流活動、出前講座など、小・中・高等学校等における福祉教育の展開を支援します。
- ・ 併せて、保護者や教員に対しても、機会を捉えて福祉の仕事をもっとPRし、理解と関心の向上に努めます。
- ・ 介護についての理解と認識を深めることを目的とした「介護の日（11月11日）」関連イベントの開催や、各種広報などにより、福祉の仕事のイメージアップと社会的評価の向上を図ります。
- ・ 福祉分野への就職を志す学生や関心のある方による介護サービス事業所等での職場体験をコーディネートし、希望する職場への就職を支援します。
- ・ 民間企業、シルバー人材センター等との連携のもと、福祉の仕事に関心のある団塊の世代等が、退職後に福祉の現場で活躍できるよう、資格取得支援やマッチング支援をはじめとした仕組みづくりを推進します。
- ・ 事業者団体、公共職業安定所（ハローワーク）、岐阜県人材チャレンジセンター等との連携のもと、合同求人説明会（ガイダンス）を開催します。
- ・ 介護福祉士の養成課程等における優良な実習受入事業所による実践事例報告会や講習会の開催等により、実習指導レベルの向上と実習受入事業所間の連携を支援します。
- ・ 過去に福祉現場で働き、現在は離職している即戦力となる方の掘り起こしと、その再就職を支援します。
- ・ 従事者によるキャリアアップ・スキルアップのための資格取得や研修参加等を支援します。

- ・ 介護サービス事業所等間による人材交流をコーディネートし、従事者の質の向上や定着を支援します。
- ・ 離職率が高い新規採用の従事者等を対象に、事業所へ人材定着支援アドバイザーなどを派遣し、その定着を支援します。

その他の取り組み

高等学校などにおいて、地域の福祉施設などでの介護等の体験活動、障がい者などとの交流活動、出前講座などにより、高校生に対して福祉の仕事の魅力とやりがいをPRし、福祉分野への進学や就労に繋がります。

福祉人材養成機関による、中学生や高校生に対する福祉の仕事の魅力とやりがいをPRする学校訪問や、高齢者や主婦層等をはじめ県民に対する介護の重要性に関する意識啓発など福祉分野への進学や就労に繋げる取り組みを支援します。

介護についての理解と認識を深めることを目的とした「介護の日（11月11日）」関連イベントの開催や、各種広報、介護職員を対象とした表彰などにより、福祉の仕事のイメージアップと社会的評価の向上を図ります。

介護人材の育成と養成を図るため、県社協による介護福祉士等の資格取得を目指す学生に対する修学資金の無利子貸付を支援します。

福祉系高等学校において、教育カリキュラムを充実し、介護人材の資質向上を図ります。

単独では人材の確保に取り組むことが困難な小規模事業所等が、連携して取り組むネットワーク構築や合同求人活動、従事者研修などを支援します。

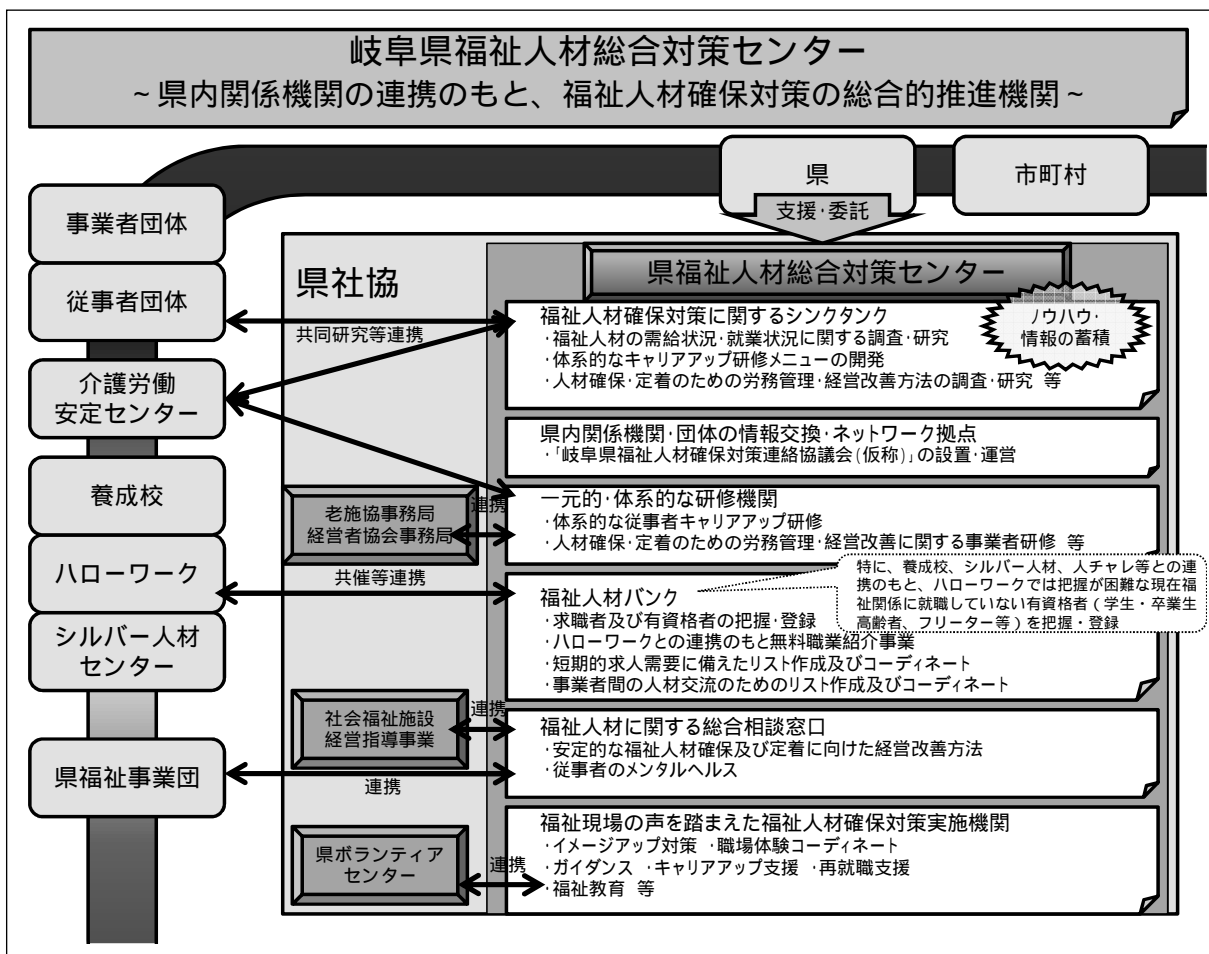
福祉人材養成機関による、現在福祉関係に就職していない介護福祉士など有資格者に対する再就職研修や、特に団塊の世代や高齢者、主婦層等に対する福祉分野への就労に繋げる研修などの取り組みを支援します。

日本・インドネシア経済連携協定等により就労した外国人従事者に対する相談対応や、研修・交流事業を実施し、その定着を支援します。

従事者がキャリアアップ・スキルアップのための資格取得や研修参加、教育訓練等に参加する際、事業所における代替職員の雇用を支援します。

質の高い福祉人材の安定確保に向けた労働環境の改善の観点からも、従事者が安心して出産や育児等による休暇を取得するための育児休業制度の導入をはじめ、事業者による福利厚生制度の充実を促進します。

岐阜県介護実習・普及センターでの介護・福祉機器等の展示と相談対応体制の整備や、県関係機関・大学等での研究開発への支援などにより、介護等の業務省力化のための福祉機器等の普及と研究開発を促進します。



福祉従事者への体系的・実践的な研修等による資質の向上

1 経緯・現状

社会福祉事業者による従事者の資質向上を支援するため、平成9年、県社会福祉協議会内に「岐阜県福祉研修センター」が設置されました。

岐阜県福祉研修センターでは、福祉人材研修に関するシンクタンク機関として、時代の要請に応じた研修内容・方法の開発や、研修情報の収集と発信を行うとともに、福祉従事者に対する体系的な研修を実施し、その養成と資質の向上を支援してきました。

研修実績

	H15	H16	H17	H18	H19
課程数	25	28	25	24	25
参加者数(人)	2,513	3,227	3,326	1,951	2,101
研修日数(日)	71	92	85	66	69

県福祉研修センターまとめ

県では、県内福祉サービスの質の向上を図っていくため、岐阜県福祉研修センターの運営を支援してきました。

2 課題

福祉人材の不足が深刻化する中、各事業者においては、十分な従事者研修に取り組む余裕がない、との指摘もあります。しかし、利用者一人ひとりの満足や生活の質の維持と向上に繋がる、質の高い福祉サービスの提供が一層求められています。従事者には、専門的な知識や技術の習得のみならず、豊かな人間性も不可欠であり、事業者は、中長期的な視点に立った人材の養成と資質の向上に取り組む必要があります。

加えて、従事者にとって、研修によるキャリアアップ・スキルアップは、自信と誇りを持って仕事に従事することに資するものであり、また、質の高いサービスの提供は、福祉の仕事に対する社会的評価の向上に繋がるものです。このため、福祉人材の安定した確保の観点からも、従事者の資質の向上への取り組みが求められています。

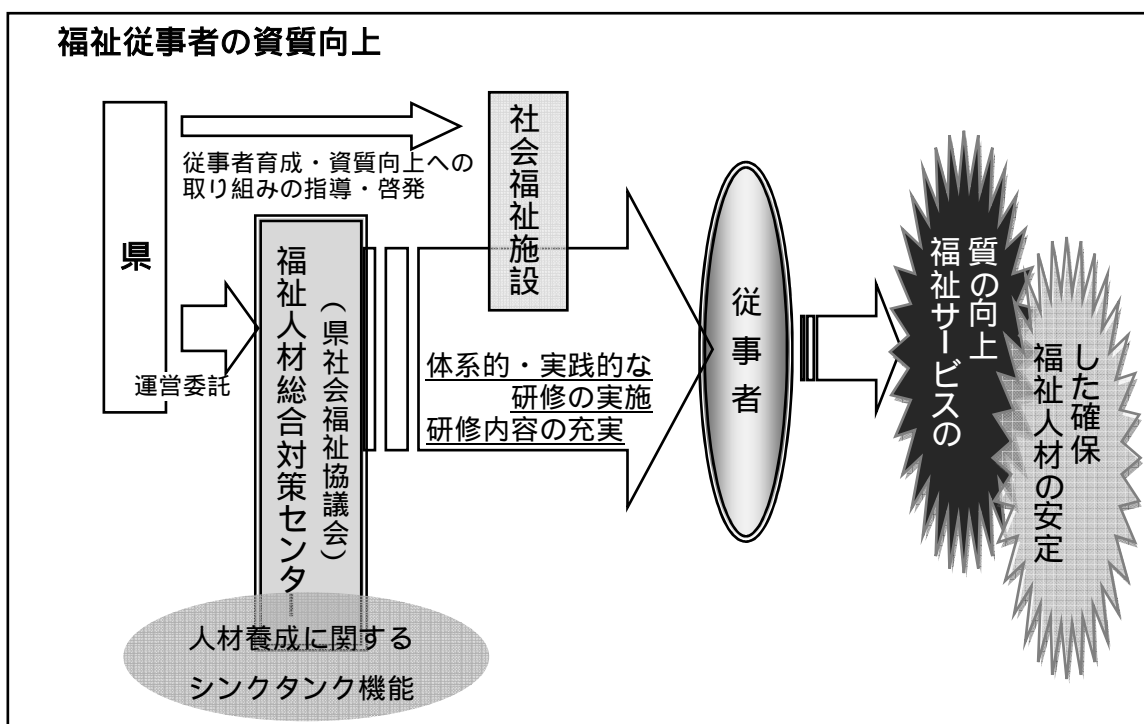
3 方針

県では、福祉人材確保対策を総合的に推進するため、岐阜県福祉人材センターと岐阜県福祉研修センターを統合・一元化し、「岐阜県福祉人材総合対策センター」を県社会福祉協議会内に設置します。

岐阜県福祉人材総合対策センターでは、福祉人材の安定した確保の観点も含め、利用者の立場に立った質の高い福祉サービスの提供に向け、福祉人材養成に関するシンクタンク機能の充実や、体系的かつ実践的な研修内容の充実などを推進します。

「基本施策2の(3)の 」参照

また、各施設協議会、市町村、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会等との連携のもと、監査をはじめあらゆる機会を通して、社会福祉事業者に対する中長期的な展望に立った従事者の養成と資質向上への取り組みを指導・啓発していきます。



民生委員の活動強化に向けた各種研修会等の開催

1 経緯・現状

県では、民生委員法第18条に基づき、民生委員に対する研修を実施し、住民に最も身近な地域福祉の担い手である民生委員活動の充実を図ってきました。

岐阜県民生委員児童委員協議会、市町村、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会等との連携のもと、3年毎に改選される民生委員に対して経験年数や役割に応じた研修等を企画・実施し、適切な相談や援助活動を行うために必要な知識と技術の習得を支援してきたところです。

研修会開催実績

研修名	対象者		H15	H16	H17	H18	H19
単位民児協会長研修会	民児協会の会長	回数	2	2	1	2	1
		参加者数(人)	281	280	282	274	262
単位民児協幹部研修会	民児協会の副会長	回数	2	2	1	1	1
		参加者数(人)	301	303	314	330	325
県民生児童委員研修会	経験3年未満の民生委員	回数	6	5	5	5	5
		参加者数(人)	1,233	1,526	1,336	1,300	1,445
中堅民生児童委員研修会	経験3年以上の民生委員	回数	5	5	5	5	5
		参加者数(人)	744	791	1,026	1,272	1,026
主任児童委員研修会	主任児童委員	回数	2	1	2	2	2
		参加者数(人)	461	490	464	455	438
計		回数	17	15	14	15	14
		参加者数(人)	3,020	3,390	3,422	3,631	3,496

県民生委員児童委員協議会まとめ

2 課題

地域の福祉課題が増大するとともに、多様化・複雑化・潜在化・深刻化する中、民生委員にとっても、知識と技能向上のための研修が一層重要となっています。

さらには、各々異なる地域の実情に応じたノウハウと情報の習得と蓄積のため、市町村、市町村社会福祉協議会などとの連携のもと、地域毎での研修会、研究会、情報交換会などの取り組みも、一層必要となっています。

3 方針

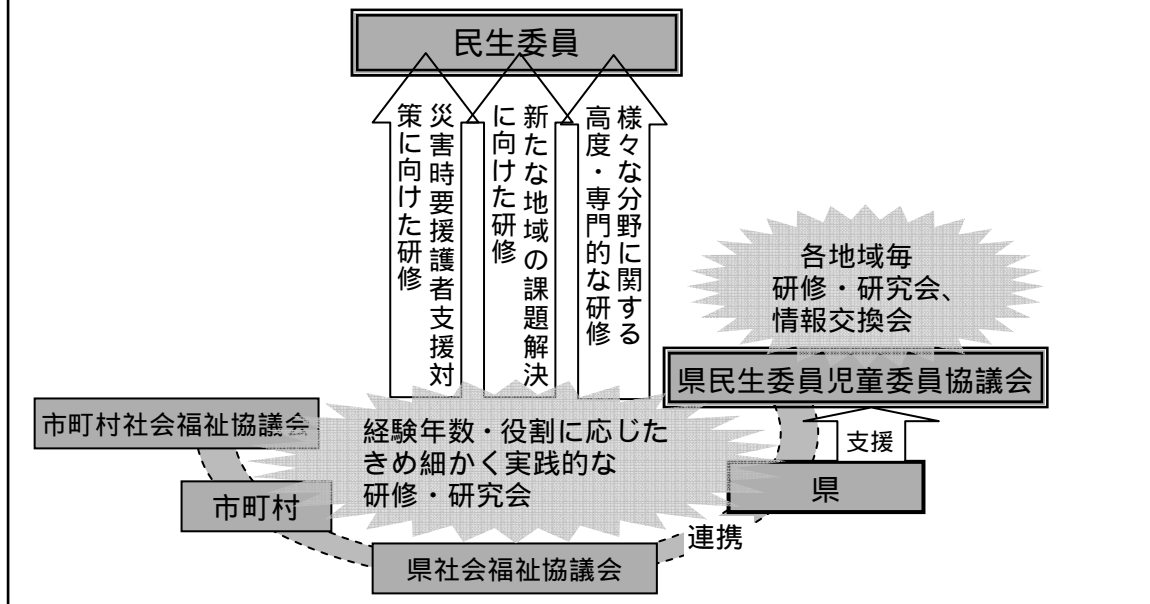
県では、岐阜県民生委員児童委員協議会、市町村、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会等との連携のもと、経験年数や役割に応じたきめ細かく実践的な研修会や研究会の開催、各地域の民生委員児童委員協議会による研修活動等の活発化への支援など、次により、地域福祉活動の中心となる民生委員の資質向上を図ります。

増大、多様化・複雑化・潜在化・深刻化する地域の福祉課題に対する適切かつ迅速な相談や援助活動に向け、民生委員の経験年数や役割に応じたきめ細かく実践的な研修会、研究会を開催します。

- ・ 平成 20 年 4 月から始まった後期高齢者医療制度（通称：長寿医療制度）をはじめ、医療・保健・福祉・介護分野における法制度や施策のみならず、医療・保健等に関する高度・専門的な研修内容の充実を図ります。
- ・ 悪質商法の被害防止、振り込め詐欺防止、老老介護や孤独死と孤立化への対応、自殺予防、増加する外国人問題など新たな地域の課題の解決に向けて、研修内容の充実を図ります。
- ・ 「民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動」の積極的な取り組みのため、「岐阜県・災害時要援護者支援対策マニュアル」等を活用し、個人情報取扱いに関する具体的な方策を示すことをはじめ、災害時における要援護者支援に向けた研修内容の充実を図ります。

各地域の民生委員児童委員協議会による、研修会・研究会、情報交換会等の活発な開催と、その内容の充実を支援します。

民生委員の活動強化に向けた研修・研修会等の開催



子育てマイスターの確保・養成

1 経緯・現状

県では、社会全体で少子化対策に取り組むため、平成 18 年度に施行された「安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくり条例」に基づき、「安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくり計画」を平成 19 年度に策定しました。

本計画では、「地域で支える子育て」を重要な柱に位置づけ、地域における子育て支援機能の一層の充実を図るため、平成 19 年度から子育てマイスター制度を開始しました。

平成 20 年 4 月現在、310 人の子育てマイスターが認定され、地域において個別相談、アドバイス、一時預かりなどの子育て支援活動に取り組んでいただいています。

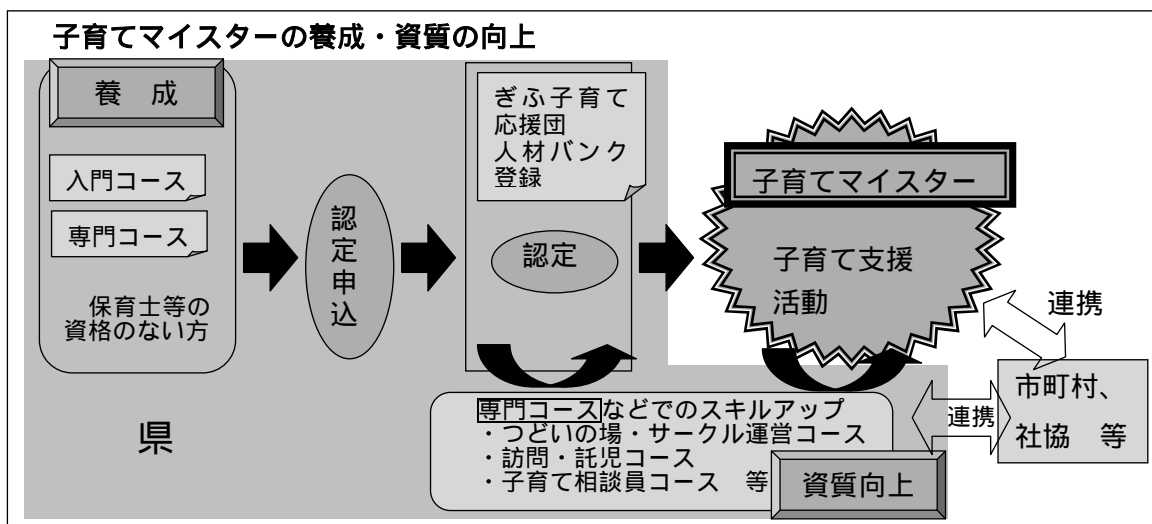
2 課題

核家族化や地域のつながりの希薄化にともない、かつてのような地域での育児に関する相談や世代間支援による問題解決が難しく、育児に対して不安を持つ家庭が増加しています。

育児に対する不安は、さらなる少子化の進展に繋がるとともに、不安を持つ家庭の孤立は、児童虐待を招く原因ともなります。

3 方針

県では、子育てを地域で支える体制の整備に向け、市町村等との連携のもと、子育てマイスター制度の認知度の向上や、活動内容に合わせた養成講座等による人材育成と資質の向上などにより、子育てを地域で支える人材の確保と養成を図ります。



(1)福祉サービスの質の向上支援

社会福祉事業者による福祉サービス第三者評価の受審促進

利用者の声を的確に反映させたバリアフリー製品の製品化支援

社会福祉法人等の事業経営への支援

(2)専門的相談機関の充実及び広域的・重層的な相談対応ネットワークの整備

身体・知的障害者更生相談所、子ども相談センター等専門的相談機関の機能強化

福祉総合相談センターを中核とした広域的・重層的な相談対応ネットワークの整備

(3)福祉サービス利用者の権利・利益の保護

判断能力が不十分な方の財産・権利の擁護支援

福祉サービスに関する苦情を適切・円滑に解決する体制整備

(1)福祉サービスの質の向上支援

社会福祉事業者による福祉サービス第三者評価の受審促進

1 経緯・現状

社会福祉事業者は、社会福祉法第78条と国指針(注1)により、福祉サービスの質の向上に向け、自らその提供するサービスに対する評価(以下「自己評価」という。)を行うことに加えて、第三者による評価(以下「第三者評価」という。)を受審することが努力義務とされています。

この自己評価と第三者評価結果が広く情報公開されることによって、利用者による良質な福祉サービスの選択にも資することとなります。

なお、地域密着型サービス(認知症高齢者グループホームと小規模多機能居宅介護)を提供する介護保険事業者に対しては、省令(注2)により平成18年度から、外部評価の受審が義務づけられています。

(注1)平成16年5月7日付け「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」

(注2)厚生労働省令：平成18年3月14日付け「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」等

県では、地域密着型サービス以外の社会福祉事業者による第三者評価の受審(概ね3年ごと)を促進するため、国指針に基づき、平成16年度に「岐阜県福祉サービス第三者評価推進会議」を設置し、評価基準の策定をはじめ、評価を担う評価調査者の養成や評価機関の認証、事業者や利用者への広報啓発などに取り組んできました。

第三者評価(外部評価)の受審事業者数

		H16	H17	H18	H19	計
地域密着型サービス事業者 毎年受審が義務	対象事業所数	-	-	213	236	-
	受審事業所数	-	-	213	236	-
上記以外の事業者	事業所数	694	702	999	1,054	-
	受審事業所	0	7	17	10	34

県まとめ

第三者評価（外部評価）機関認証数

	H16	H17	H18	H19	計
地域密着型サービス事業者に対する評価機関	-	-	4	0	4
上記以外の評価機関	2	1	4	1	8

県まとめ

2 課題

利用者の立場からの質の高いサービス提供が望まれる中、義務とされた地域密着型サービス以外の事業者についても積極的に第三者評価に取り組み、利用者による厳しい選択を通してそのサービスの質を競い合うことで、県内全体の福祉サービスの質を高めていく好循環の流れをつくる必要があります。

しかし、利用者がサービス事業者を選択するに際し、重視すべき情報としての第三者評価制度に対する認知度の向上や、評価を実施する評価機関や評価調査者自体の知識・技能の向上等も課題とされ、地域密着型サービス事業者以外では、平成20年3月末現在で、34事業者の受審（受審率3.2%）に止まっています。

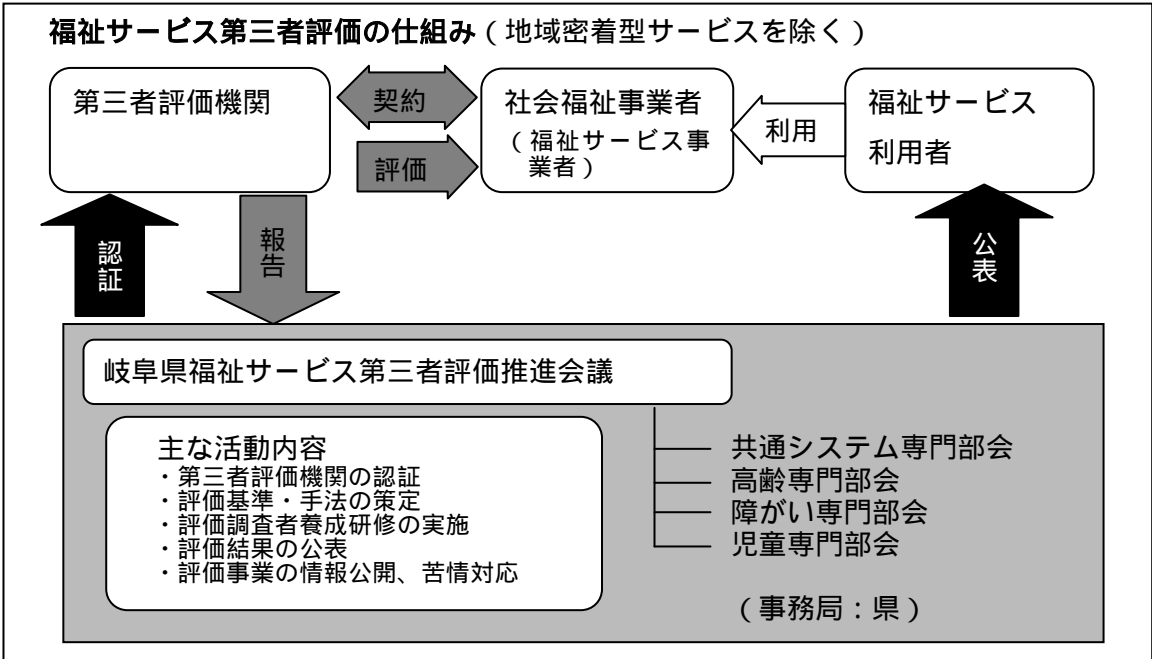
3 方針

県では、県内福祉サービスの質の向上を図るため、県社会福祉協議会等との連携のもと、利用者や社会福祉事業者等からの福祉サービス第三者評価制度に対する社会的評価の向上、評価機関の技能と質の向上など、次により、社会福祉事業者による積極的な第三者評価の受審を促進します。

事業者に対する第三者評価受審に向けた普及啓発とともに、特に利用者に対して、評価結果は事業者選択にあたり重視すべき情報である旨の広報を行い、第三者評価に積極的に取り組んだ事業者が利用者等から高い評価が得られる気運を醸成します。

事業者による一層のサービス改善に繋がる評価手法や、利用者による事業者選択に繋がる評価結果の公開方法等に関して、事業者、利用者、評価機関など現場の声をもとに、適宜、制度を見直します。

研修体制の一層の充実により、評価機関と評価調査者の技能と質の向上を図ります。



利用者の声を的確に反映させたバリアフリー製品の製品化支援

1 経緯・現状

心身の機能が衰えた高齢者や障がい者の方などが支障を感じないで日常生活を送るとともに、その介護者の負担を軽減するためには、民間企業等による優れたバリアフリー製品の開発と普及が不可欠です。

県では、県内福祉施設との連携のもと、製品のモニタリング調査（H12～H17）をはじめ、県内企業等によるバリアフリー製品の開発や改良、販売を支援してきました。

モニタリング調査実施製品数

H12	H13	H14	H15	H16	H17
3	8	7	6	7	8

県まとめ

2 課題

支援の必要な高齢者、障がい者の方々が、住み慣れた地域（在宅）においてできる限り自立するとともに、生活の質を向上させていくためには、利用者の立場に立ったバリアフリー製品の一層の開発と普及が期待されています。

このためには、企業等が福祉・介護現場からの声を的確に把握し、迅速に製品開発へ反映させていくことが重要となります。

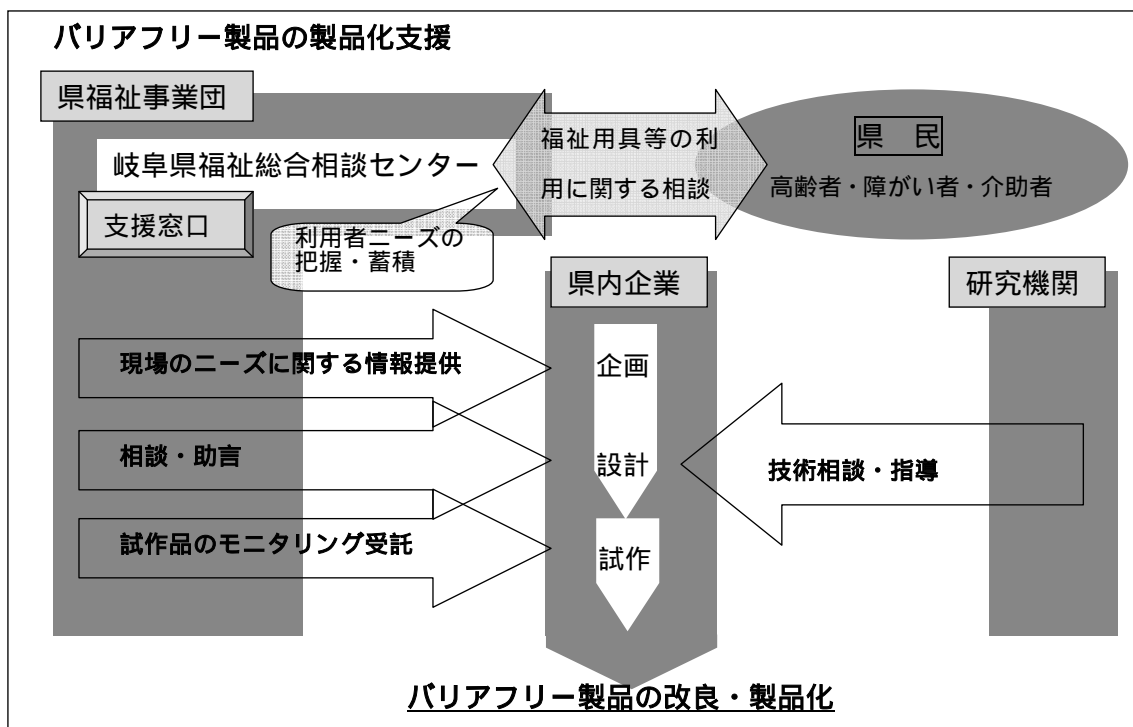
3 方針

県では、県福祉事業団等との連携のもと、次により、民間企業等による福祉現場のニーズを的確かつ迅速に反映させた製品づくりを支援するとともに、県内バリアフリー製品産業の振興にも繋がります。

モニタリング調査などを請け負い、利用者はもとより、介護の専門家の立場から意見を伝える支援窓口として県立寿楽苑内（県福祉事業団運営の介護老人福祉施設（特養））に設置した「岐阜県福祉総合相談センター」の体制を充実します。

なお、高度な製品開発に対しては、産業振興や研究開発分野の関係部局・機関との連携のもと支援します。

実際の利用者の方の生の声を聞く研修会の開催など、製品開発に必要な福祉現場のニーズに関する情報提供を図ります。



社会福祉法人等の事業経営への支援

1 経緯・現状

県では、各個別法に基づき、介護保険など主に社会福祉制度の適正な運用の確保に向け、社会福祉事業者に対する監査（以下「施設監査」という。）を実施しています。また、社会福祉法人の認可を受けた事業者に対しては、施設監査に加えて、社会福祉法第56条と国要綱（注）等に基づく法人監査を実施しています。

法人監査は、社会福祉を使命とする社会福祉法人による適正な法人運営と円滑な事業経営の確保を指導・促進するために実施するものです。

法人監査は、平成17年度までは各現地機関（振興局福祉課）において実施してきましたが、平成18年度からは、その事務を県庁に集約・一元化し、監査体制の強化を図ったところです。

（注）平成13年7月23日付け「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」

法人監査の実施件数

	H17	H18	H19
社会福祉法人数	237	234	238
法人監査実施件数	237	234	210

県まとめ

2 課題

社会福祉法第3条に定める福祉サービスの基本的理念が示すように、社会福祉事業者は、利用者の立場からの良質かつ適切な福祉サービスの提供に取り組まなければなりません。

さらには、福祉サービスの利用形態が、行政による「措置」から、利用者自らの「選択・契約」に移行するとともに、介護保険サービスの一部が株式会社など営利法人に開放される中、社会福祉法人にも、中長期的な視野からの安定した経営戦略が求められています。

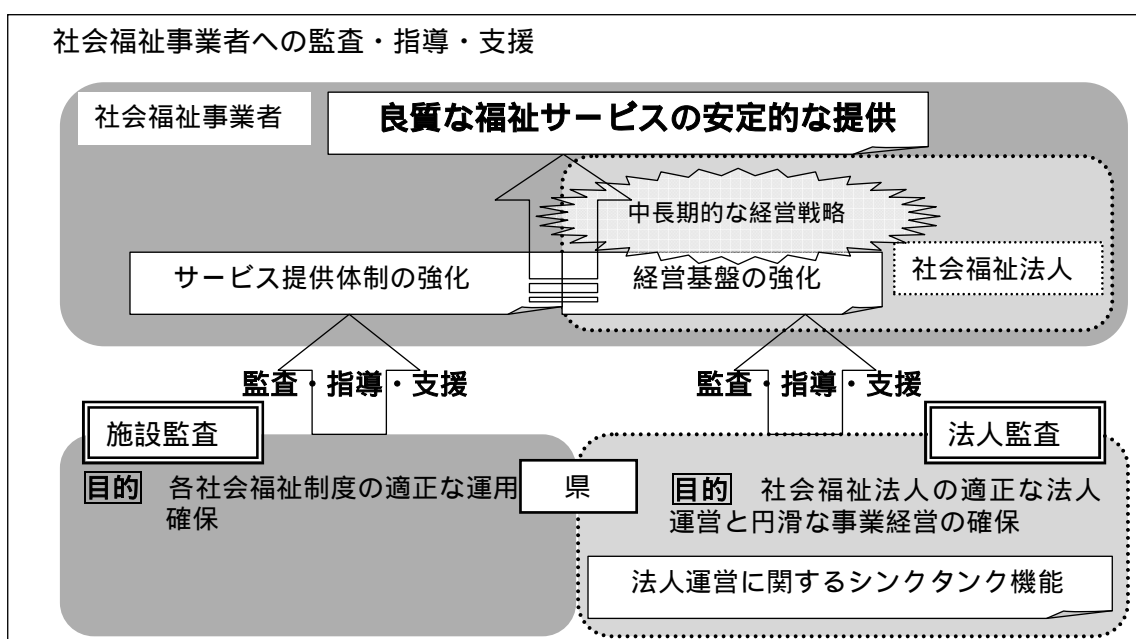
3 方針

県では、施設監査により、違法事例や不正受給等に対する厳正な処分はもとより、事業者による介護保険制度、障害者自立支援制度など

各社会福祉制度の適正な実施に向けて指導と支援体制を強化します。

また、福祉サービスが利用者一人ひとりのニーズに即した良質かつ適切なものであるとともに、将来的にも安定して提供される体制づくりに向け、法人監査により、社会福祉法人に対する指導と支援体制を強化します。

特に、安定した経営基盤の確立に向けた経営分析手法の調査・研究など社会福祉法人運営に関するシンクタンク機能を充実します。



(2) 専門的相談機関の充実及び広域的・重層的な相談対応ネットワークの整備

身体・知的障害者更生相談所、子ども相談センター等専門的相談機関の機能強化

福祉総合相談センターを中核とした広域的・重層的な相談対応ネットワークの整備

1 経緯・現状

支援が必要な方からの相談に応じるため、市町村において、福祉所管課・市福祉事務所、市町村社会福祉協議会、地域包括支援センター、障害者生活支援センターをはじめとする各種相談体制が整備されてきています。

また、民生委員（厚生労働大臣委嘱）、福祉委員（市町村社会福祉協議会長等委嘱）、身体障害者相談員（知事委嘱）、知的障害者相談員（知事委嘱）などが、地域住民の身近な相談者として、各地域において活躍いただいています。

県では、市町村による相談対応を支援するため、「岐阜県身体障害者更生相談所（昭和 26 年設置）」、「岐阜県知的障害者更生相談所（昭和 35 年設置）」、「岐阜県障害者就業・生活支援センター（平成 14 年以降 4 ヶ所設置）」、「岐阜県発達支援センターのぞみ（平成 18 年設置）」、「岐阜県精神保健福祉センター（昭和 33 年設置）」、「岐阜県子ども相談センター（昭和 23 年以降 5 ヶ所設置）」、「ぎふ子育て応援ステーション（平成 18 年設置）」、「岐阜県女性相談センター（昭和 32 年設置）」など専門的、広域的な相談機関を設置しています。

また、相談が適切な福祉サービスの利用と迅速に結びつけられるよう関係機関のネットワークを強化するため、関係機関連絡会議、圏域別地域福祉推進協議会、圏域障がい者自立支援推進会議、家庭における暴力防止等協議会など情報交換・連携調整のための協議組織の設置に取り組んできました。

さらに、県内関係機関のネットワークの要として平成 17 年に「岐阜県福祉総合相談センター」を県福祉事業団内に設置し、医療・保健・福祉・介護のみならず生活関連など多くの分野にまたがる、あらゆる相談内容に対して、迅速かつ的確に必要なサービスへ繋げる体制の整備に努めています。

相談対応件数

	H15	H16	H17	H18	H19
福祉総合相談センター	H17年4月設置		7,739	9,767	6,928
身体障害者更生相談所	3,272	2,813	2,995	2,796	2,852
知的障害者更生相談所	1,160	1,134	1,113	1,318	1,198
障害者就業・生活支援センター	3,989	8,066	10,230	17,455	14,558
発達支援センターのぞみ	H18年1月設置		300	1,214	1,273
精神保健福祉センター	288	292	278	325	406
(こころのダイヤル119番)	2,497	2,589	2,621	2,493	2,266
子ども相談センター	4,248	4,740	4,678	4,983	4,803
ぎふ子育て応援ステーション	H18年4月設置			6,658	7,141
女性相談センター	2,173	2,181	1,673	1,591	1,752
計	17,627	21,815	31,627	48,600	43,177

県まとめ

県福祉総合相談センターによる相談対応内容

	H17	H18	H19
高齢者関係	4,488	5,869	3,663
障がい者関係	2,634	3,057	2,135
児童関係	90	207	368
女性関係	82	151	392
その他	445	483	370
計	7,739	9,767	6,928

県福祉総合相談センターまとめ

2 課題

地域における福祉課題が増大、複雑化・多様化・潜在化・深刻化し、その解決が一層困難となってきました。特に、児童虐待などにみられるように、問題の発見が困難となっている事例もあります。

このため、市町村における身近な相談体制を支援するため、広域的、専門的な役割を担う県の相談機関においても、一層の機能強化が求められています。

また、複雑・多様化し、単一の福祉サービスでは充足されない事例に対しては、関係機関の一層のネットワーク強化が必要です。

なお、既存の公的サービスでは対応できない事例に対しては、地域での支え合い活動団体の活発化とともに、それら団体との一層の連携強化が重要です。

特に、住民が最も身近に相談できるのみならず、相談にこられない支援が必要な児童や認知症高齢者などをいち早く発見するため、日々の生活の中で住民相互の見守り活動（見守りネットワーク活動）の整備と活発化が不可欠です。

3 方針

県では、市町村、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、社会福祉事業者をはじめとする県内関係機関・団体との連携のもと、市町村における身近な相談体制のバックアップ（後方支援）として、専門的相談対応機関における機能強化や、岐阜県福祉総合相談センターにおける総合広域ネットワークの要としての機能強化など、次により、迅速かつ的確に必要なサービスへ繋げる重層的な相談対応体制の構築を図ります。

県の各種相談機関においては、医学、心理学、教育学をはじめ専門的機能の一層の充実を図ります。

障がい者の就労に関する相談支援など広域的な観点から取り組むべき事業を、市町村をはじめ関係機関との一層の連携のもと推進します。

相談職員の資質向上のための研修会の開催などにより、市町村や市町村社協等による、相談業務に関する情報とノウハウの蓄積を支援します。

関係機関連絡会議、圏域別地域福祉推進協議会、圏域障がい者自立支援推進会議、家庭における暴力防止等協議会など情報交換・連携調整のための協議組織の活動を強化し、関係機関・団体の連携・ネットワーク体制を構築します。特に、地域での支え合い活動団体との協働・連携体制の強化に留意します。

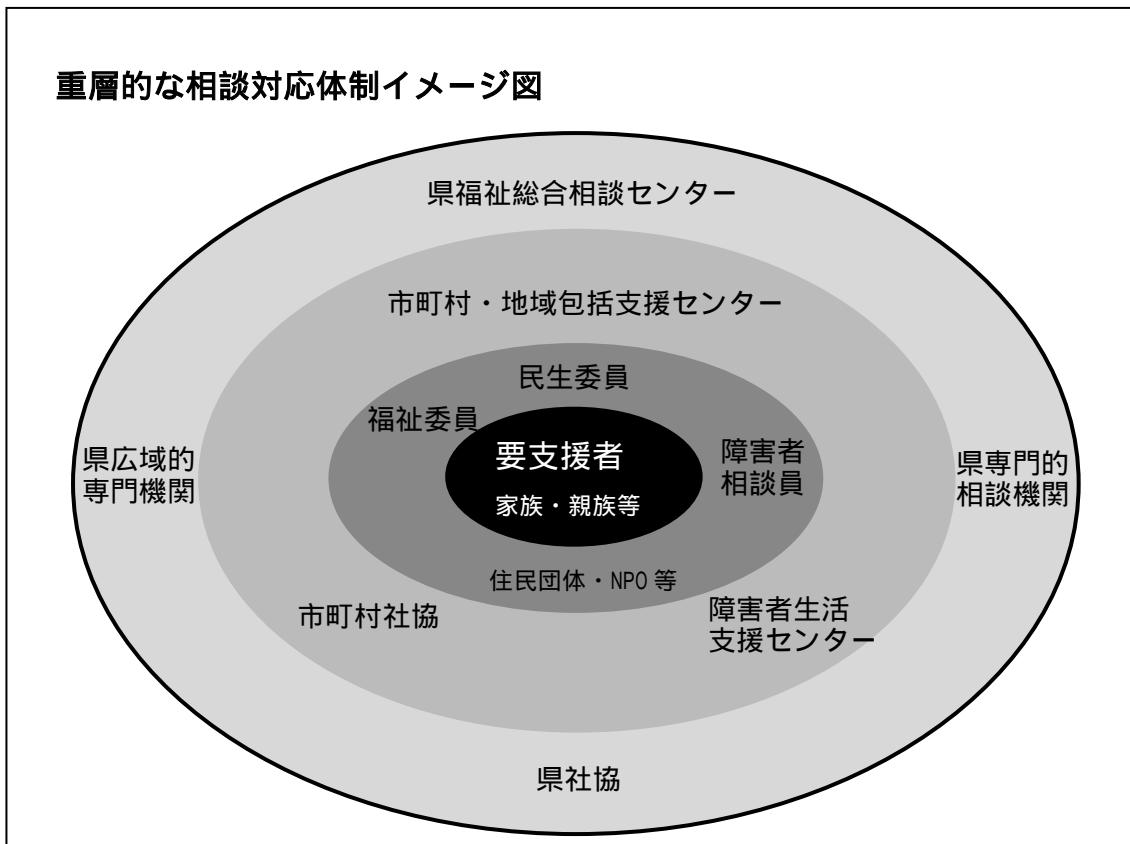
DVや児童、高齢者への虐待など顕在化しにくい事例を早期に発見するため、民生委員による活動の活発化に加えて、各地域での支え合いによる

見守りネットワーク活動の整備と活発化を支援します。

「基本施策1の(2)」参照

岐阜県福祉総合相談センターが福祉における相談窓口の最後の砦（セーフティネット）としての機能を発揮できるよう、各種分野の相談機関との一層の連携を強化し、複合化・複雑化する相談事例に適切かつ迅速に対応できる体制を整備します。

重層的な相談対応体制イメージ図



(3)福祉サービス利用者の権利・利益の保護

判断能力が不十分な方の財産・権利の擁護支援

1 経緯・現状

認知症高齢者などの判断能力が十分ではない方の財産や権利を保護する仕組みとして、福祉サービスの契約など利用手続きにあたっての支援や、日常的な金銭管理などを行う福祉サービス利用援助制度（都道府県社会福祉協議会が実施主体となる場合は、日常生活自立支援制度）があります。

福祉サービス利用援助制度は、市町村社会福祉協議会をはじめ様々な実施主体による取り組みが期待されますが、社会福祉法第81条と国実施要綱(注)において、都道府県社会福祉協議会は、実施主体に指定されています。

平成11年度から、県社会福祉協議会は日常生活自立支援制度に取り組み、各市町村社会福祉協議会へ業務の一部を委託のうえ、現在、県内全域で実施されています。

(注)平成13年8月16日付け「地域福祉推進事業の実施について」

県では、制度の円滑な定着と実施に向け、県社会福祉協議会による、市町村社会福祉協議会の専門員の配置など実施体制の強化や、専門員と地域の生活支援員に対する研修会の開催などの取り組みに対し、支援を行ってきました。

また、広報など制度の普及に努めてきたところです。

相談・利用（契約）件数

	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
利用（契約）者数	4	33	59	80	113	159	201	224	319
人口10万人あたりの利用者数	-	-	1.6	2.1	3.0	7.5	9.5	10.6	15.2
全国	-	-	3.3	5.8	8.8	13.9	14.4	17.1	20.0

県社協まとめ

利用者別利用（契約）件数

	H11～13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	計
認知症高齢者等	54	20	46	59	57	51	73	360
知的障がい者等	13	8	10	5	14	14	30	94
精神障がい者等	4	5	4	8	8	8	23	60
その他					1	6	15	22
計	71	33	60	72	80	79	141	536

県社協まとめ

2 課題

日常生活自立支援制度の利用者は年々増加傾向にありますが、制度の利用者と想定されるひとり暮らしの認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者の総数から考えると、一層の制度利用が期待されています。

このため、制度の周知とともに、市町村・地域包括支援センター、民生委員など地域の関係機関との一層の連携のもと、制度の利用を必要としている方を掘り起こす相談対応やネットワーク体制の強化が必要です。

また、少子高齢化、「施設」から「地域（在宅）」への移行が進む中、制度の利用者は今後ますます増加するものと想定されます。

このため、専門員と生活支援員の確保と質の向上など実施体制の一層の充実が必要となってきます。

一方、県社会福祉協議会による日常生活自立支援制度は、県内各地において福祉サービス利用援助制度が積極的に取り組まれることを前提として、その隙間を埋める制度ともいえます。そして、市町村社会福祉協議会には、福祉サービス利用援助制度の実施主体としての役割が期待されると考えられます。

3 方針

県では、住み慣れた地域（在宅）での自立した生活を支援していくため、県社会福祉協議会による、判断能力が十分でない方の財産や権利を擁護する体制の定着と充実に向けた、次の日常生活自立支援制度への取り組みを支援します。

また、市町村社会福祉協議会による福祉サービス利用援助制度への積極的な取り組みに向けて、市町村、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会との間で議論を深めていきます。

広報啓発により、日常生活自立支援制度の一層の認知度向上を図ります。
特に、市町村・地域包括支援センターや民生委員など関係機関に対する一層の制度周知により、支援を必要とする方の利用に繋がります。
また、日常生活自立支援制度の周知にあたっては、併せて、連携を密にすべき成年後見制度の周知を図ります。

県社会福祉協議会による取り組み

市町村・地域包括支援センター、民生委員をはじめ地域の福祉、医療、金融機関など関係機関との連携のもと、制度の利用を必要としている方を掘り起こすための相談対応体制やネットワーク体制の強化

市町村社協の窓口で制度運用を担う専門員と日常生活を支える生活支援員の確保や質向上のための研修会の充実

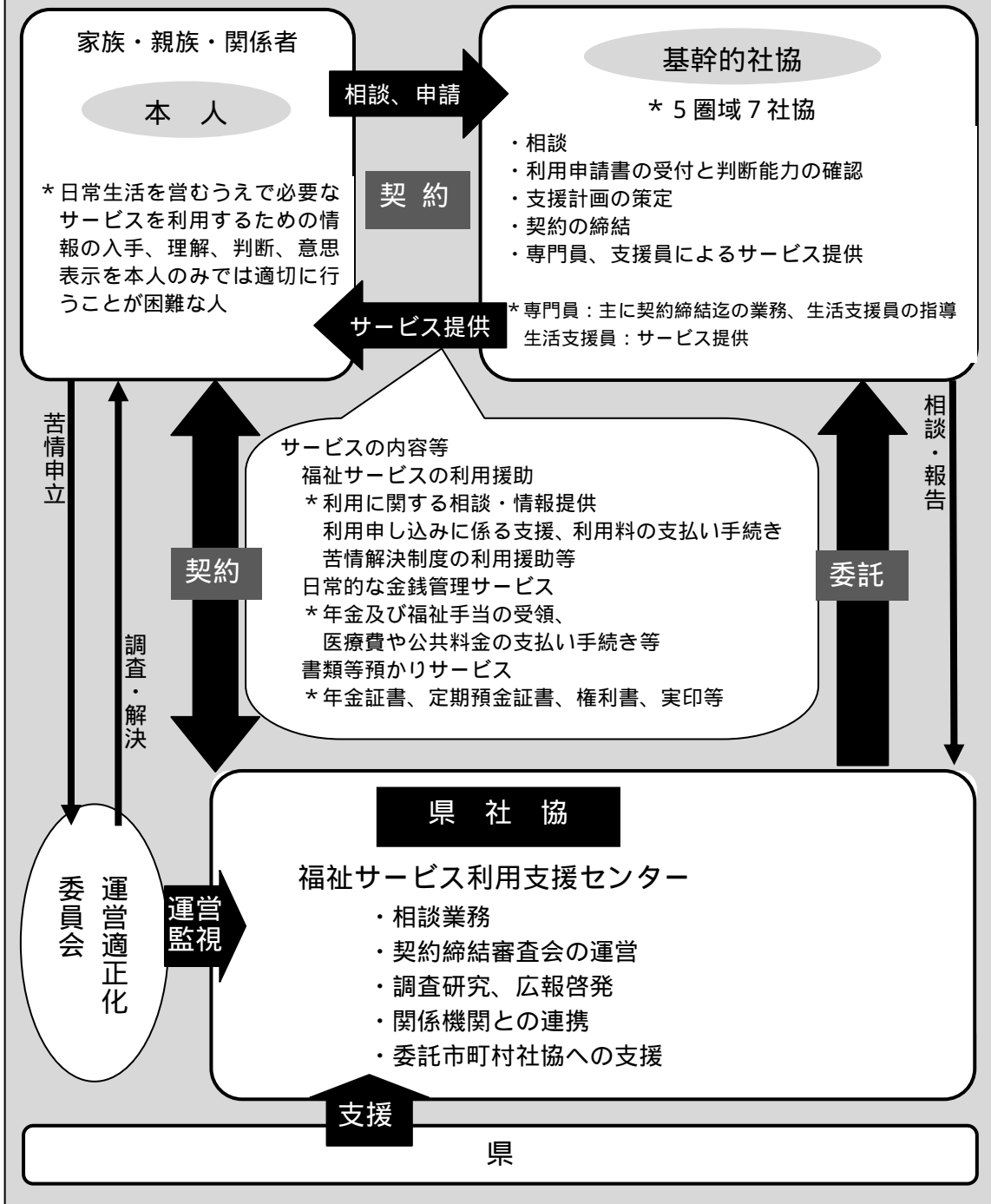
県社協に第三者機関として設置した運営適正化委員会による、実際に現場で制度利用者の金銭を管理する市町村社協に対する監視と監査体制の強化

判断能力が著しく低下し、日常生活自立支援制度では対応できない場合に、成年後見制度へ円滑に繋げるため、制度周知とともに、法テラス

(注) など関係機関との連携強化

(注) 法テラス：正式名称は「独立行政法人日本司法支援センター」。平成 16 年施行の総合法律支援法により、全国どこでも法的なトラブルの解決に必要な情報やサービスを受けることができる社会の実現を目指して設置。県内には現地機関として岐阜地方事務所（法テラス岐阜）が設置

日常生活自立支援制度の概要



福祉サービスに関する苦情を適切・円滑に解決する体制整備

1 経緯・現状

利用者等からの福祉サービスに対する苦情解決のため、社会福祉法第 82 条では、社会福祉事業の経営者に対して適切な苦情解決への努力義務が規定され、さらに国指針（注1）により、社会福祉事業所内に苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員の設置による体制整備や苦情解決の手順等が示されています。

また、社会福祉法第 83 条と国設置要綱（注2）により、平成 12 年度、県社会福祉協議会が「岐阜県運営適正化委員会」を設置しました。岐阜県運営適正化委員会では、事業者限りでは解決できない苦情に対する相談に応じるなどの支援を行うとともに、施設への個別指導や、苦情解決責任者と第三者委員を対象に、その役割や対応技術の向上、実践事例などを内容とした研修会を開催しています。

（注1）平成 12 年 6 月 7 日付け「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」

（注2）平成 12 年 6 月 7 日付け「運営適正化委員会等の設置要綱について」

県では、施設監査や施設長研修会など、様々な機会を捉えて国指針に添った苦情解決の仕組みづくりを社会福祉事業者に対して指導することや、岐阜県運営適正化委員会の運営に対する支援により、福祉サービスに関する苦情の適切かつ円滑な解決体制の整備に取り組んできました。

県運営適正化委員会・苦情受付件数等

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
相談件数	8	64	96	94	98	64	57	82
苦情受付	1	21	25	32	38	38	32	27
解決の結果	相談助言	1	17	21	24	34	26	15
	照会伝達		3	4	7	3	3	3
	その他		1		1	1	9	9

県運営適正化委員会まとめ

県内事業者の苦情解決体制整備状況

		H14年11月調査	H18年7月調査	全国の状況 (H18年10月)
対象施設数		1,227	1,635	-
苦情受付担当者	設置事業者数	598	1,349	-
	割合(%)	48.7%	82.5%	77.4%
苦情解決責任者	設置事業者数	588	1,351	-
	割合(%)	47.9%	82.6%	71.9%
第三者委員	設置事業者数	421	1,070	-
	割合(%)	34.3%	65.4%	50.0%

県運営適正化委員会まとめ

2 課題

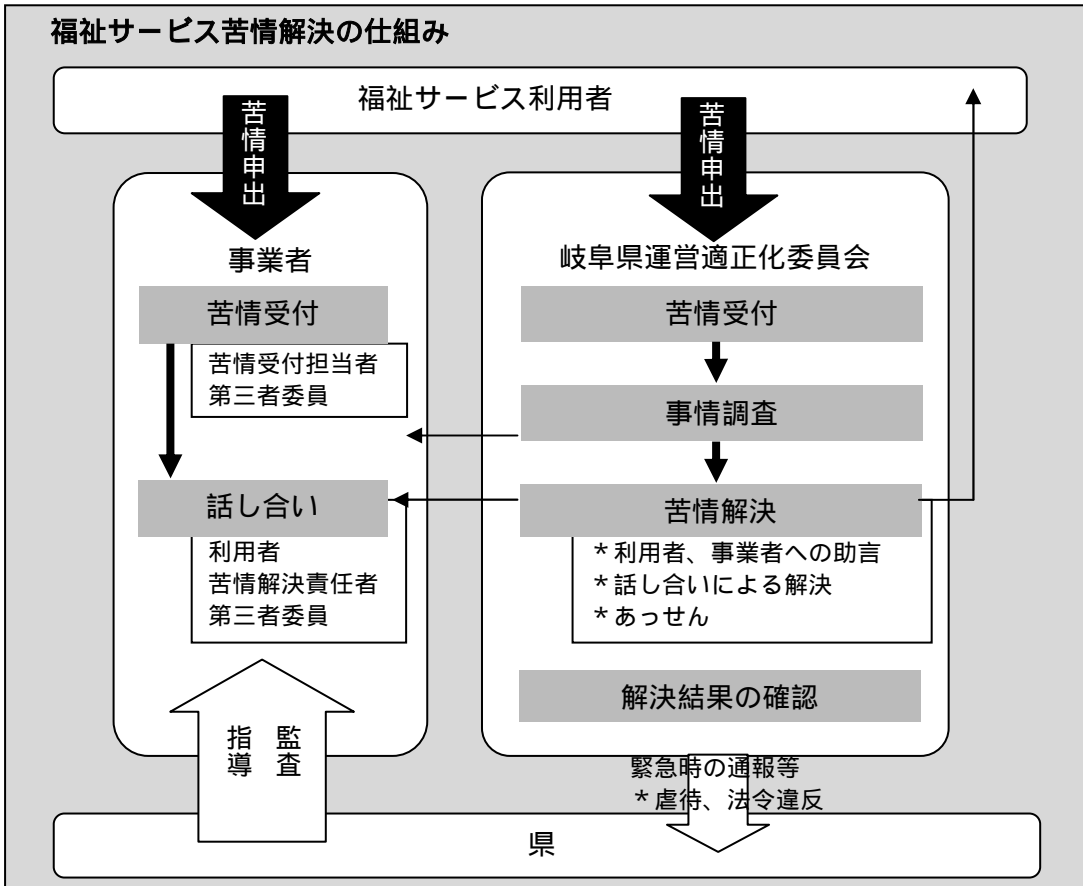
県内の約8割を超える事業者において苦情受付担当者と解決責任者が配置されている一方で、第三者委員を設置している事業者は7割に満たず、事業者による円滑かつ適正な苦情解決のため、国指針にもとづく体制整備が必要です。

また、事業者との話し合いで解決ができない苦情や直接事業者には言えない苦情の受け皿として、岐阜県運営適正化委員会の一層の認知度向上が期待されています。

3 方針

利用者からの苦情は、利用者の立場に立った福祉サービスの質の向上に繋げるための貴重な情報とも考えられます。

県では、施設監査をはじめ様々な機会を捉えた社会福祉事業者に対する指導や、岐阜県運営適正化委員会（県社会福祉協議会）の機能強化に向けた支援などにより、利用者の苦情が円滑に解決されるとともに、利用者からの苦情や意見が、事業者による経営改善とサービスの質の向上に繋がる体制づくりを促進します。



(1) 岐阜県地域福祉支援計画策定委員会

岐阜県地域福祉支援計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法第108条の規定に基づき、市町村地域福祉計画(以下、「市町村計画」という。)の達成を計画的に支援する岐阜県地域福祉支援計画(以下、「県計画」という。)を策定するため、岐阜県地域福祉支援計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県計画の策定に関すること
- (2) その他県計画及び市町村計画の達成に関すること

(組織)

第3条 委員会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会を主宰し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要に応じて、会議に委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第6条 委員会に、ワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループは、別表2に掲げる者をもって組織する。
- 3 ワーキンググループに座長を置き、地域福祉国保課長をもって充てる。
- 4 会議は座長が招集し、必要に応じて構成員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(任期)

第7条 委員会及びワーキンググループの委員の任期は、平成21年3月31日までとする。

- 2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、地域福祉国保課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会の議を経て委員長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年6月9日から施行する。

岐阜県地域福祉支援計画策定委員名簿

氏名	団体・役職	備考
朝倉 芳夫	(社福)岐阜県福祉事業団 専務理事兼事務局長	
井口 明	未来志向研究プロジェクト委員	
伊藤 俊雄	(社福)岐阜県社会福祉協議会 地域福祉部長	
岩田 將之	岐阜県小中学校長会 代表 (本巣中学校長)	
江崎 隆雄	岐阜県民生委員児童委員協議会 理事	
大野 泰正	岐阜県議会厚生環境委員会 委員長	
小林 月子	岐阜大学教育学部 教授	委員長
左高 幹生	(社福)各務原市社会福祉協議会 事務局長	
佐橋 政信	多治見市 健康福祉部長	
竹中 孝一	池田町 民生部長	
長島 佳久	(社福)白川町社会福祉協議会 常務理事兼事務局長	
長瀬 純子	NPO 法人まめなかな 代表	
張山 あけ美	中津川市 健康福祉部長	
畑 数幸	(社福)岐阜市社会福祉協議会 芥見南支部長	
松岡 孝宏	(社)認知症の人と家族の会岐阜県支部 代表世話人	
村山 洋志	岐阜県介護福祉士養成施設連絡協議会 会長	
山田 典孝	特別養護老人ホームさわやかナーシング川辺 施設長	

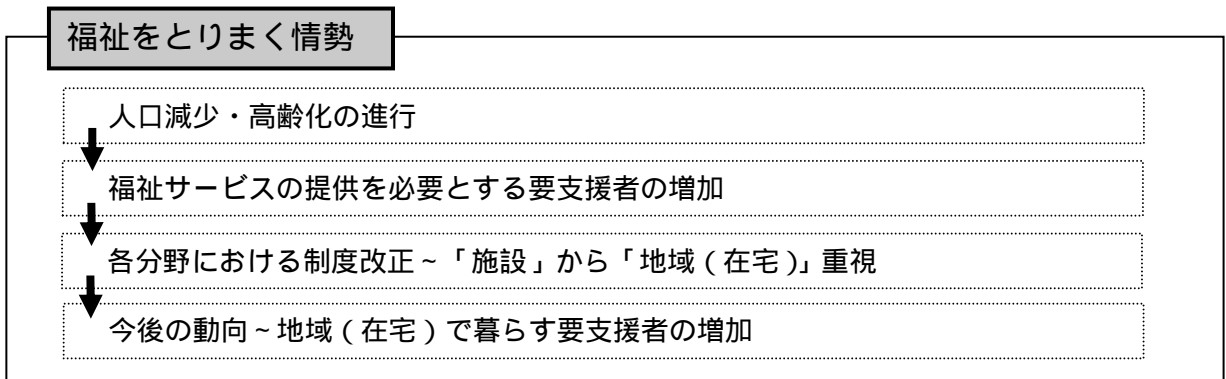
岐阜県地域福祉支援計画 WG 名簿

氏名	団体・役職	備考
斉藤 浩昭	(社福)岐阜県社会福祉協議会 地域福祉部課長	
三宅 徳重	(社福)岐阜県福祉事業団 事業支援課長	
若宮 克行	岐阜県健康福祉部 健康福祉政策課長	
川上 城	〃 高齢福祉課長	
佐藤 昭三	〃 障害福祉課長	
水谷 淳子	〃 子ども家庭課長	
今井 幹生	〃 地域福祉国保課長	座長

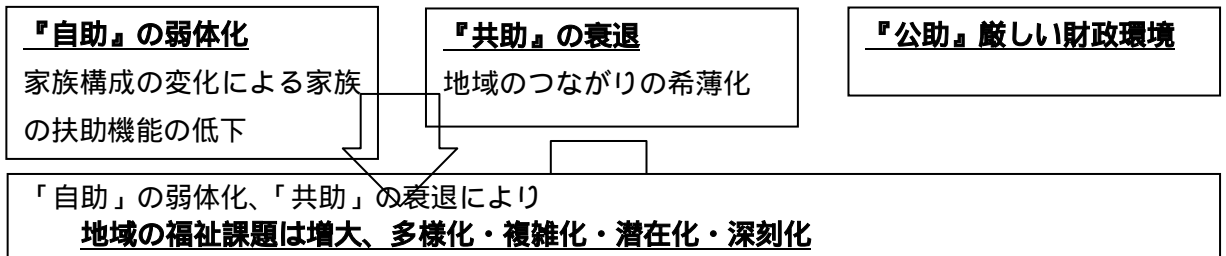
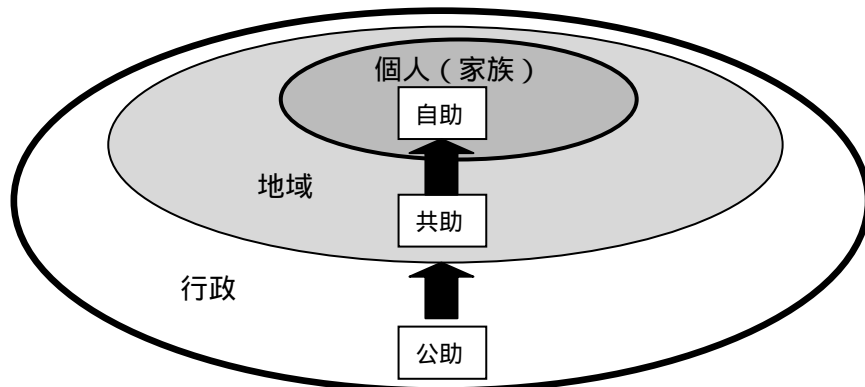
地域福祉計画の策定及び実践について

平成19年6月策定、平成21年3月改定
岐阜県・岐阜県社会福祉協議会

1 地域福祉をとりまく状況



地域福祉の理想の姿
地域で暮らす要支援者に対する『自助』『共助』『公助』の連携による自立支援



増大、多様化・複雑化・潜在化・深刻化していく地域の福祉課題の全てを『自助』はもとより、制度化されたサービス『公助』で解決していくことには限界があり、支え、支えられる『共助』の社会を実現が必要

公的な福祉サービスは分野ごとに発達してきたが、制度の谷間にあって対応できない問題があるほか、住民の多様なニーズについて、全て公的な福祉サービスで対応することは不可能であり、また、適切でないことも明らかになってきている。（国研究会報告）

2 地域福祉の推進施策の今日的課題～制度外の福祉サービスの必要性

福祉サービスの提供が必要な要支援者が、住み慣れた地域（在宅）でいつまでも安心して暮らしていくためには、地域の医療・保健・福祉・介護機関等による制度化されたサービス『公助』の充実が必要

加えて、お互いに支え合う地域社会の再構築により、『共助』（地域での支え合い）による制度の外、隙間・谷間にあるサービスが整備・充実し、一人ひとりのニーズに即して制度及び制度外のサービスが包括的かつ継続的に提供される『地域包括ケア体制（システム）』の構築が不可欠

特に、地域の福祉課題が増大、多様化・複雑化・潜在化・深刻化する状況にあつて、制度化されたサービスに比べ、柔軟かつ迅速に対応可能な地域での支え合いによる制度外の福祉サービスの果たす役割や特性が、大きく期待

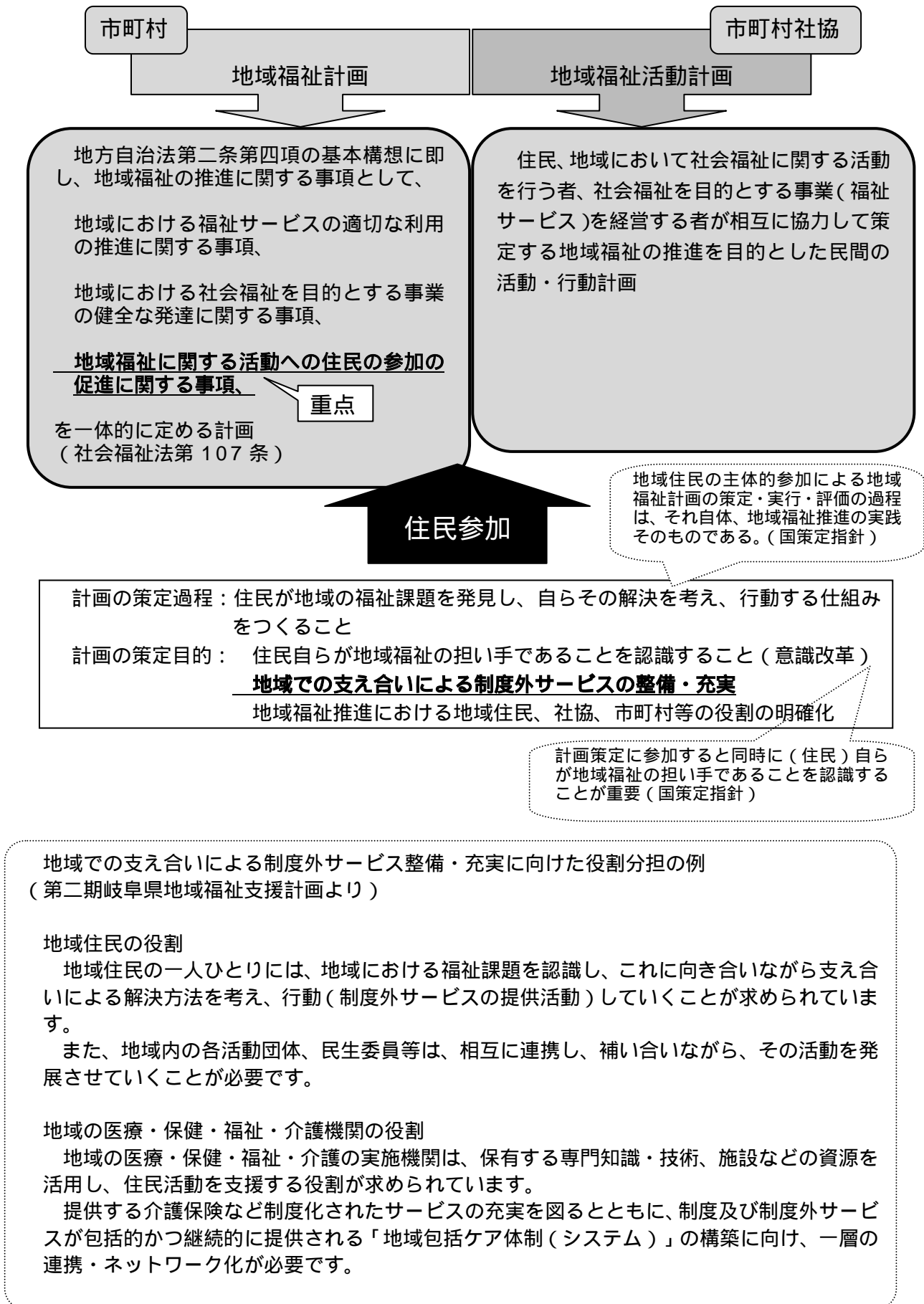
このため、地域住民自らが地域における増大、多様化・複雑化・潜在化・深刻化する福祉課題を認識し、これに向き合いながら支え合いによる解決方法を考え、行動（制度外の福祉サービス提供）する仕組みを整備していくことが、地域福祉の推進にあたっての、緊急かつ今日的な課題

3 地域での支え合いによる制度外の福祉サービス

活動範囲	制度外サービス名	概要	実施率(H21.1)
自治会 ・町内会	見守りネットワーク活動	要支援者に対して、近隣住民、福祉委員、ボランティア、民生委員等が連携して声かけ・訪問等を行い、問題の発見時には必要に応じて問題を共有し、解決のための話し合い（調整）を行うことができるような組織的な活動	約51% (約 2,721 / 5,359 自治会等内で実施)
	要援護者支援マップづくり (災害時の避難支援)	要支援者を地図上に明記し、近隣住民、福祉委員、ボランティア、民生委員等による話し合いによって、日常的な見守り活動や、災害時の避難支援等について検討する活動	約31% (13 / 42 市町村で作成)
	ふれあいサロン活動（高齢者）	高齢者の生きがいづくり、健康づくりなどを目的に、参加者とボランティア等が内容を企画し、ともに運営していく活動	約42% (約 2,026 / 4,830 自治会等内で実施)
小学校区 ・連合自治会	住民参加による配食サービス	地域住民相互のふれあいや交流を主な目的として、調理から配達までを住民参加により行い、定期的な食事の提供を通じて要支援者の早期発見、孤立防止、見守りなどを行う活動	約47% (約 178 / 382 小学校区内で実施)
	助け合い（生活支援）活動	要支援者の在宅生活を支えるため、利用者と提供者が予め会員として登録し、清掃、洗濯、買物、除雪などの日常生活を支援する地域住民による活動	約7% (約 27 / 382 小学校区内で実施)
	宅幼老所の運営	健康づくり、介護予防、子育て支援等、高齢者や子育て中の親の継続的な交流・学習・相談を行うため、空き教室、空き店舗、民家等を活用して、地域での支え合い活動の拠点となるたまり場を地域住民が運営する活動	約10% (約 38 / 382 小学校区内で実施)

実施率：市町村に対するアンケート調査結果（21.1）・県地域福祉国保課まとめ

4 地域福祉計画と地域福祉活動計画の策定目的等



国策定指針：平成14年1月28日社会保障審議会福祉部会「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について(一人ひとりの地域住民への訴え)」

市町村は、制度的に位置づけられた、公的な福祉サービスが適切に提供されるよう責任を有すると同時に、住民の福祉に責任を負っている主体として、市町村全体でみて、地域福祉活動、市場による福祉サービスがあいまって、住民が地域で普通に暮らし続けることを可能にする責任も負っている。(国研究会報告)

住民の地域福祉活動に対しては、活動自体は住民の自発的な行為であるとしても、これらの活動が疲弊することなく、継続できるよう、**活動の基盤を整備することは市町村の仕事**である。(国研究会報告)

市町村の役割を具体的に列挙すると、地域福祉計画に住民の新たな支え合いを位置づける、地域福祉計画の策定に当たって住民が参画する仕組みをつくる、地域福祉活動の内容にふさわしい圏域を設定する、また、**コーディネーターや拠点など住民の地域福祉活動に必要な環境を整備**する、といったことなどが挙げられよう。(国研究会報告)

市町村の役割

近年の福祉制度の改革により、住民への福祉サービスの提供については市町村中心主義が確立しています。

制度外サービスについても、市町村は、市町村社会福祉協議会と連携し、住民参加の仕組みをはじめ地域での支え合い活動の活発化に繋がる効果的な市町村地域福祉計画の策定のもと、計画的な整備・充実に向け、コーディネーター(市町村社会福祉協議会・福祉活動専門員)や拠点など住民活動に必要な環境・活動基盤を整備していく役割を担います。

市町村社協の役割

市町村社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であり(社会福祉法第109条)、地域内の関係機関・団体の連携・協働の要として、活動団体の組織化をコーディネートするとともに、各種団体が継続・発展した活動が展開できるよう、その支援を行います。

「新しい地域福祉」の推進に役立つ組織として、住民の福祉活動を発掘、育成し、地域住民が支え合う環境づくりを進めるために、社会福祉協議会が積極的な役割を果たすことができるよう、以下のとおり見直す必要があるのではないか。

市町村社会福祉協議会について、地区の住民による地域福祉活動を支援する団体として、助言、情報提供、支援を行うものと位置づける・・・(以下省略)(国研究会報告)

5 地域福祉計画の策定手法

住民参加・参画の徹底

地域福祉計画の最大の特徴は「地域住民の参加がなければ策定できない」ことにある。(国策定指針)

徹底した住民参加・参画の意義

- ・各地域での支え合い＝「**共助**」の意識を高揚し、計画実践として、地域での支え合いによる**制度外サービスの整備・充実**に繋げる。
- ・より多くの住民が参加と議論を重ねることは、地域の実情に応じた**地域の福祉課題(住民ニーズ)**を的確に把握することともなる。

市町村による、制度外サービス整備・充実へのコーディネート支援を担う市町村社協と連携した計画策定による実効性の担保

市町村社協は、地域福祉計画策定に当たっては市町村の計画策定に積極的に協力することが期待(国策定指針)

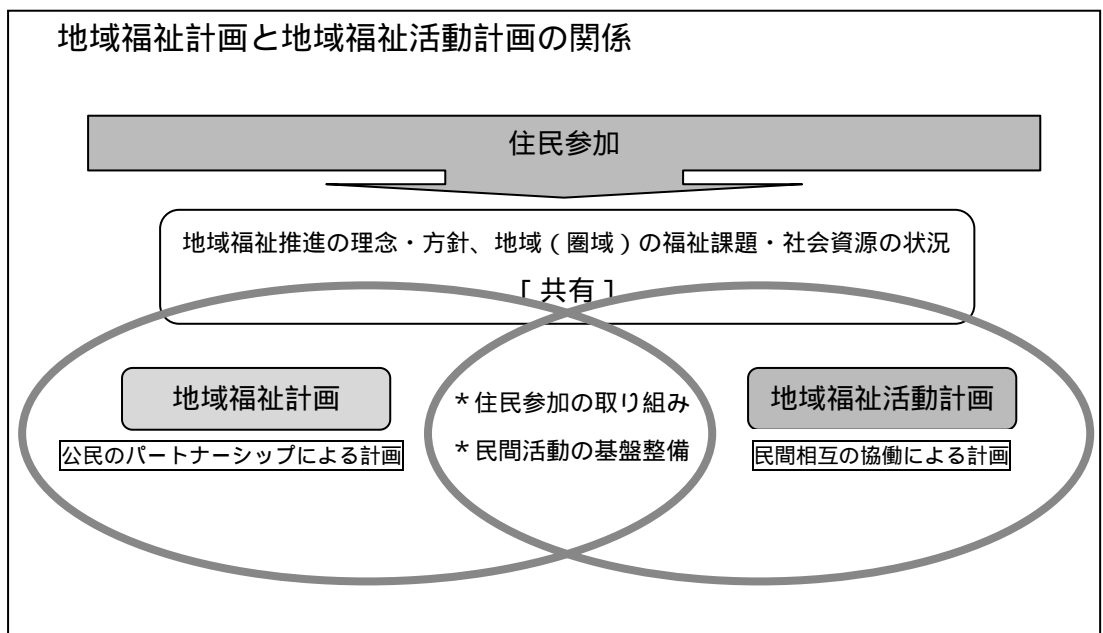
- ・地域福祉計画と地域福祉活動計画を連携して策定

- ・ 地区福祉懇談会など住民参加の場を市町村と市町村社協が共催することによる地域の福祉課題（住民ニーズ）の共有化、ひいては一部施策や理念の共有化

地域の福祉課題や地域福祉推進の理念等を共有化（H12 全社協「地域福祉計画に関する調査研究事業」報告）

- ・ 特に、地域での支え合いによる制度外サービスの整備・充実など住民参加の取り組み（住民の役割）、活動拠点の整備など民間活動の基盤整備などを、市町村とコーディネーターである市町村社協が共有化することによる実効性の担保

社会福祉協議会が策定している地域福祉活動計画と地域福祉計画は、その内容を一部共有するなど相互に連携を図ることは当然（国策定指針）



参考・H19年6月市町村ヒアリング調査結果（県実施）

H17年度までに策定した10市町村のうち、計画策定の効果として「制度外サービスの提供充実」との回答があったのは3市町村のみ。

また、市町村社協計画と連携し、かつ、地区福祉懇談会を活用して作成したのも10市町村のうち3市町村であり、この3市町村は、効果的な計画を策定できた上記3市町村と重なる。

地区福祉懇談会：市町村社協の支援のもと、主に小学校区（連合自治会）単位で、住民自らが地域の福祉課題と、その解決方法を話し合うことで意識を高揚し、具体的な行動（制度外サービス提供）に繋げる取り組み。県内においては20市町村内、382小学校区等のうち161地区で取り組まれ、開催率は42.1%（H21.1）

その他留意事項

- ・ 「外部のコンサルタント会社に策定を請け負わせるようなことがあってはならないことは当然である。（国策定指針）」

参考

「計画については立派な冊子ができなくてもいいのではないかと。そういうものを作るためにシンクタンクが出てくるわけで、地域にいろいろな活動グループやネットワークができればいいのではないかと。」（H13.10 国策定指針策定のための社会保障審議会福祉部会での委員発言）

ステップ1

市町村社協による地区福祉懇談会の体制づくり

地区福祉懇談会：市町村社協の支援のもと、主に小学校区（連合自治会）単位で、住民自らが地域の福祉課題と、その解決方法を話し合うことで意識を高揚し、具体的な行動（制度外サービス提供）に繋げる取り組み。計画策定後も活動を継続することが必要
地区福祉懇談会などがない場合は、開催に向け、市町村は市町村社協と協働して取り組む。

ステップ2

地区福祉懇談会を活用した、地区毎での住民意見の集約

地区福祉懇談会の場を借りて、計画策定に向けて地域の福祉課題と、その解決策（制度外サービスの提供内容等）に関する住民意見を集約
通常の地区福祉懇談会では、解決策を考える際、地域住民ができることを中心に話し合うが、市町村（行政）社協、福祉・介護事業者等に期待したいことも協議
地区ごとに最低3回開催することが望ましい。

【第1回】地域の福祉課題の把握

【第2回】課題の解決策（制度外サービスの内容等）の検討

【第3回】住民（民生委員、ボランティア・NPO含む）、事業者、社協、市町村の役割分担の検討

ステップ3

地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定

地区福祉懇談会での意見集約結果を踏まえて、地域福祉計画（主に住民と市町村の役割とされた事業）、地域福祉活動計画（主に住民と社協の役割とされた事業）を策定
加えて、地域福祉計画及び地域福祉活動計画の地域計画として、地区福祉懇談会の結果を、地区地域福祉活動計画としてまとめることも検討 参考「地域福祉計画の数値目標の設定プロセス(例)」

参照

市町村内で圏域を設定した場合、圏域毎に「地区福祉計画」を策定し、地域福祉計画に位置づけるべきではないか。（国研究会報告）

地域福祉計画には、各制度外サービスの成果指標として数値目標を掲げることが望ましい。

参考「地域福祉計画の数値目標の設定プロセス(例)」参照

地域での支え合いによる制度外サービスのコーディネーターである社協・福祉活動専門員の適正配置について検討し、地域福祉計画には、市町村による市町村社協に対する支援内容を掲載

地域福祉計画に盛り込むべき事項
(4)その他・市町村社協の基盤の整備強化等
(国策定指針)

コーディネーターは、住民の地域福祉活動を推進する基盤の一つであることから、市町村がその確保を支援することが期待される。（国研究会報告）

ステップ4

地区ごとでの計画実践（地域での支え合いによる制度外サービスの整備・充実）

新規団体の設立が必要な場合 「支え合う団体づくり支援事業費補助制度」活用

既存団体の活動発展が必要な場合 「支え合いの場づくり支援事業費補助制度」活用

地区福祉懇談会の開催など具体的手法については、平成18年度に県社協にてマニュアル作成済
地域福祉活動計画の策定方法については、平成19年度に県社協にてマニュアル作成済

参 考

地域福祉計画の数値目標の設定プロセス（例）

地区福祉懇談会の結果として、小学校区など地区毎に下記制度外サービス整備計画表を含む地区地域福祉活動計画を作成

制度外サービス整備計画表 記入例（A自治会、B自治会からなるC小学校区（連合自治会）の例）

制度外サービス名	活動範囲	実施状況	整備計画		
			今後の活動内容等	活動の担い手	開始時期
見守りネットワーク活動	A自治会	未実施	月2回要支援者宅を訪問	市社協のコーディネートのもと、民生委員、福祉委員等を中心にネットワークを強化	H年 月 予定
	B自治会	月1回実施	週1回要支援者宅を訪問（実施回数の増加）	現在、月1回訪問実施のB自治会見守隊	H年 月 予定
要介護者支援マップづくり（災害時の避難支援）	A自治会	未実施	見守りネットワーク活動の結果を、随時反映させ更新するマップづくり	A自治会等	H年 月 予定
	B自治会	未実施		B自治会等	H年 月 予定
ふれあいサロン活動（高齢者）	A自治会	未実施	A自治会公民館にて、週1回、地域の医療機関との連携のもと、介護予防を主とするサロン開催	C地区支部社協の支援のもと、老人クラブ、ボランティアを中心にA地区ふれあいサロン（仮称）を設置	H年 月 予定
	B自治会	月2回実施	B自治会公民館にて、従来の茶話会中心の活動に加え、週1回、地域の保健機関との連携のもと、健康づくり活動を追加	現在、週1回開催のB地区ふれあいサロン	H年 月 予定
住民参加による配食サービス	C小学校区	未実施	月1回、調理設備のあるA地区公民会にて調理のうえ、見守り活動の一環として配食を実施	C地区支部社協	H年 月 予定
助け合い（生活支援）活動	C小学校区	未実施	要支援者に対する清掃、洗濯、買物、除雪などの日常生活支援	活動員の募集をはじめ、市社協のコーディネートのもと、新規団体を設立	H年 月 予定
宅幼老所の運営	C小学校区	未実施	空き民家を活用して、設置・運営	C地区支部社協	H年 月 予定



地区毎に作成した制度外サービス整備計画表を集計し、市町村としての目標数値を設定

制度外サービス名	実施自治会、小学校区等数及び実施率									
	H年目標		H年目標		H年目標		H年目標		H年目標	
	数	率%	数	率%	数	率%	数	率%	数	率%
見守りネットワーク活動										
要介護者支援マップづくり										
ふれあいサロン活動（高齢者）										
住民参加による配食サービス										
助け合い（生活支援）活動										
宅幼老所の運営										

率%：実施自治会（小学校区）数÷全自治会（小学校区）数

6 地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定・実践のポイント

重点施策：地域での支え合いによる制度外サービスの整備・充実

この際、一人ひとりの地域住民に対して、社会福祉を限られた社会的弱者に対するサービスとしてではなく、身近な日々の暮らしの場である地域社会での多様な人々の多様な生活課題に地域全体で取り組む仕組みとしてとらえなおし、地域住民としてこれらの多様な生活課題に目を向け自発的、積極的に取り組んでいただけるよう訴えたい。(国策定指針)

策定方法：市町村とコーディネーターである市町村社協の連携のもと、地区福祉懇談会の活用などによる徹底した住民参加・参画により策定

実践方法：地域での支え合い活動の『拠点』づくりを契機とした、制度外サービスの整備・充実

住民による地域福祉活動が積極的にその活動を続けていくためには、拠点となる場所が不可欠である。(国研究会報告)

計画理念：『共助』社会の実現 - 地域（福祉）コミュニティの再生

第二期岐阜県地域福祉支援計画の理念

「住み慣れた地域において住民自らが創り上げる『福祉コミュニティ』の確立

第3次WINCプランの理念

W：「Well-being（その人らしい自立生活）」

I：「Inclusion（福祉サービスを必要とする人を社会の一員として包み、支え合う）」

N：「Normalization（共生）+ Network（連携）」

C：「Community（地域）+ Collaboration（協働）」

の4つをキーワードに、「21世紀に、岐阜県に、県民に、福祉関係者にウインクしながら、豊かでほほ笑みのある福祉社会」を目指す。

第3次WINCプランの基本目標 「ともに支える安心なまち」

計画の理念（基本方針）の設定にあたっては、「『共助』社会の実現」との観点に加え、次の視点を加味することも国策定指針や国研究会報告では示されている。

参考：「福祉文化の創造」との視点

地域住民が、自らの生活基盤である地域社会での生活課題やそれに対応するサービスの現状、果たすべき役割などを、自らの問題として認識し、自らがサービスの在り方について主体的にかかわり、サービスの担い手としても参画していくことが重要である。こうした地域住民による生活に根ざした社会的活動の積み重ねが、それぞれの地域に個性ある行動様式や態度を育み文化（福祉文化）を創造していくことにつながる。(国策定指針)

参考：「地域の活性化」「地域社会の再生」との視点

住民が地域の生活課題に対する問題意識を共有し、解決のために協働することは、地域での人々のつながりの強化、地域の活性化につながることを期待され、その意味で、地域福祉は、地域社会を再生する軸となりうるといえる。(国研究会報告)

7 計画の実践（地域での支え合いによる制度外サービスの整備・充実）

制度外サービスを担う新規団体の設立が必要な場合

新規団体設立支援にあたっての留意事項

徹底した住民参加による計画策定（住民意識の高揚、地域ニーズの的確な把握）
地域の関係機関・団体とのネットワーク・連携体制の構築
活動財源の確保による継続可能性の担保

支え合う団体づくり支援事業費補助制度（県・県社協支援制度（H21年度））
市町村社協のコーディネートのもと、制度外サービスを担う地域での支え合い活動団体の設立を支援

- ・補助対象経費 市町村社協コーディネート経費（県（県社協）限度額：1,000千円）
団体設立準備経費（県（県社協）限度額：1,000千円）
- ・補助率 県（県社協）1/2、市町村又は市町村社協 1/2
- ・特徴 ・設立団体毎に、地域連携調整会議（県社協主催）開催による地域の関係機関・団体とのネットワーク・連携体制の構築調整及び活動財源の確保調整支援
・情報・ノウハウの提供支援

地域福祉活動団体フォローアップ補助制度（県社協支援制度（H21年度））
上記補助制度により設立された団体に対し、自立に向け、設立翌年度 100千円 / 団体、翌々年度 50千円 / 団体の活動費を補助

既存団体の活動発展により制度外サービスを整備・充実する場合

既存団体の活動発展支援にあたっての留意事項

徹底した住民参加による計画策定（住民意識の高揚、地域ニーズの的確な把握）
地域の関係機関・団体とのネットワーク・連携体制の構築
活動の発展基盤となる活動拠点の整備・確保

拠点づくりの目的

- ・既存活動の充実及び新たな活動開始の契機など活動の発展基盤
- ・地域の関係機関・団体の一層の連携・ネットワーク強化の契機
- ・地域のつながりの再構築による地域コミュニティ再生のシンボル

支え合いの場づくり支援事業費補助制度（県・県社協支援制度（H21年度））
市町村社協のコーディネートのもと、活動発展に不可欠な拠点づくりを契機とした、制度外サービスを担う地域での支え合い団体の活動発展を支援

- ・補助対象経費 地域の公民館、空き教室、空き店舗、民家など既存施設を活用し、地域での支え合い活動の場（拠点）づくりに必要な備品購入費、修繕料等
- ・補助率等：県（県社協）1/2、県（県社協）限度額：500千円 / 1ヶ所
- ・特徴 ・設立団体毎に、地域連携調整会議（県社協主催）開催による地域の関係機関・団体とのネットワーク・連携体制の構築調整及び制度外サービス整備・充実計画の調整支援
・情報・ノウハウの提供支援

8 計画策定・実践に関する支援体制（相談窓口）

<p>県地域福祉国保課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画策定全般に関する情報提供 ・県内の地域での支え合いによる制度外サービスの整備状況及び制度外サービスの整備・充実方法に関する情報提供 ・計画実践のための支援制度に関する情報提供 ・アドバイザーとして、県職員の派遣
<p>県健康福祉政策課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県・災害時要援護者支援対策マニュアルに基づく要援護者支援マップづくりに関する情報提供
<p>各振興局福祉課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・管内市町村の状況に関する情報提供 ・管内の地域での支え合いによる制度外サービスの整備状況及び制度外サービスの整備・充実方法に関する情報提供 ・計画実践のための支援制度に関する情報提供
<p>県社会福祉協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動計画策定全般に関する情報提供 ・県内の地域での支え合いによる制度外サービスの整備・充実方法に関する情報提供 ・地区福祉懇談会など住民参加・参画方法に関する情報提供 ・計画実践のための支援制度及び具体的なノウハウ・情報の提供 ・アドバイザーとして、県社協職員の派遣

日常生活圏域の実情（中学校区単位のイメージ）

岐阜県の中学校数：194 校（10,266 校）
 私立中学校を除く

・（ ）内は全国数値
 ・H19 厚生労働省資料等から
 ・各数値は主に H18 実績（全国数値は主に H17）

